

文化財愛護シンボルマーク

大分県文化財調査報告 第六十二輯

六郷満山関係文化財総合調査概要

(三)

—杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の部—

大分県教育委員会

六鄉滿山關係文化財綜合調查概要

(三)

はじめに

国東半島の文化財は、質・量ともにすぐれ、その文化財に対する関心が年々高まりを見せてることは周知のこところであり、県内外からの研究者・観光客の夥しい訪問は目を見はるものがあります。

大分県教育委員会では、諸地域に所在するすぐれた文化財については、指定をし、種々保存策を講じているところですが、とりわけ、国東半に開花した六郷満山文化については、文化の成立と発展を本格的に解明するとともに、諸文化財の保存に積極的に取り組まなければならないことを痛感しているものであります。

この報告書は、六郷満山関係文化財総合調査事業として、昭和五十年度の豊後高田市・真玉町・香々地町、昭和五十一年度の国見・国東・武蔵・安岐各町に続き、昭和五十二年度に実施した杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村に関する調査の概要報告であり、この報告書をもって、六郷満山関係の文化財総合調査は、一応終了することになりますが、この三か年の成果が、今後の六郷満山文化の解明の基礎資料として広く活用されることを願つて止みません。

おわりに、この調査に精力的に取り組んでいただいた調査員各位、また熱心にご協力いただいた地元関係各位に深甚の謝意を表し、はじめのことばとします。

昭和五十七年三月二十日

大分県教育委員会教育長 友田享史

目 次

一 記録・古文書調査報告	149	1
二 六郷山寺院とその建築	121	67
三 国東半島の石造美術		
一日出町・杵築市・山香町・宇佐市・大田村の部		

凡 例

一本書は、大分県教育委員会が昭和五十二年度に実施した杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の「文化財総合調査」の報告書である。

一本調査は、六郷満山文化の解明のための概要調査に留め、三か年事業の最終年度の調査である。

一本調査は、有形文化財のうちの石造建造物・木造建造物・記録・古文書、および民俗文化財のみを対象とした。その他の物件については、別途実施の予定である。

一本調査の調査員と担当項目は、つぎのとおりである。なお()内の所属は調査当時のものである。

古文書等 新川登龜男 日本女子大学助教授(大分大学助手)

古 建 築 青山 賢信 大阪工業大学教授・工学博士

石 造 美 術 入江 英親 県文化財保護審議会委員

民 俗 文 化 財 小玉 洋美 県立大分鶴崎高校教諭(県文化財保

護審議会委員)

一本書は、諸事情により刊行が大幅に遅れた。そのため、調査にご協力いただいた方に多大のご迷惑をかけることとなつた。付記してお詫びします。

記録・古文書調査報告

新

川

登
龜
男

記録・古文書調査報告

はじめに

本回調査で注目されるのは、蓮花寺（院）所蔵の修験関係史料と、杵築市土居文庫の「寺社法拾録」である。前者については、ごくその一部の文書調査に終わったが、なお県内の江戸期における修験の一端をつかうことができる。

修験は、周知の通り天台系の本山派と真言系の当山派に大別される。そして本調査の限りでは、すべて当山派の史料で、そのことを顕著に物語るのは、同寺所蔵の(1)(2)文書である。つまり、「真言修験宗」と称されて「理源大師」（聖宝）を宗祖と仰ぐ醍醐寺三宝院系の修験である。この修験の組織は、本山派の「霞」とちがって、諸国先達職によって統制されているが、本史料中に頻見される「世儀（義）寺同行」とは、伊勢国度会郡の教王山世儀寺の同行をいい、同寺は重代職を帯する寺院にほかならない。そして、蓮花院が「袈裟頭」をつとめており、他に「帳本」「本役」「半役」さらには「無役」が認められる。

当山派であることが知られる地域は、管見の限り、宇佐郡・国東郡・速見郡・海部郡のいわば海岸を擁する、内陸地ではないところである。しかし、国東郡六郷満山は天台系と普通伝えられ、かつ彦山は本山派に一応属していく、両派の関係には不明な点が多い。だが少なくとも、県内の修験をもつて安易に天台系（本山派）とみることはできなくて、本山派座主を持つ彦山の影響も、県内では決して大きくなない。当山派の世儀寺によって組織されている面が著しく、大分郡はその好例である。(9)で詳述した通りである。なお、負担面では、「冥加銀上納」負担や、「頭襟役銀上納」や「御役銀上納」の賦課がうかがえる。一方、修験の側面に、「牛馬鎮護」(5)ないし「牛馬守護」(9)第四があつて、農業社会とのかかわりも決して無視できない。

後者の「寺社法拾録」は、いわゆる杵築藩の寺社史料集とも称すべきものであるが、その編集年時は不明である。^⑫の触書収載では文政四年十二月付が下限であり、^⑯の法号でも、文政四年十一月没の「戒雲院殿定月慧光大姉」（親明公御室）が最後となつて、文政四年末を遡らない編集とみてよい。

②の祈願所のうち五ヶ寺は、真言宗護保寺を除いて他はすべて天台宗であり、六ヶ寺もその大勢にかわりないが、天台宗明星院が消えて曹洞宗の宗玄・泉福両寺が加わる。さらに九ヶ寺となるとその宗別構成は大きく変化して、禅宗（安住寺・宝陀寺）や淨土宗（淨国寺・蓮花寺・正覚寺）の加入が著しい。一方廊内十ヶ寺では、一向宗（妙徳寺・玄昌寺・常光寺・光^明院）の編入が著しい。

この祈願所と修驗にはかかわりの一端がうかがえて、^⑩に記す「修驗面付」の寿生院（^⑦では記入なし）と光明院はいずれも廊内十ヶ寺に入っている。しかしこれは藩制上の方便とむしろみるべきで、やはり祈願所ないし本末関係寺院編制と修驗構成は、基本的に異なるものとみられる。修驗が院単位であることもその証左で、杵築藩内においても世儀寺の統制下にあり、他に蓮花院や寿生院の同行がみえる。

一方、本末寺院編制については、^⑦に詳しいが、菩提所である禪宗妙心寺末義徳寺と、淨土宗知恩院末長昌寺の影響が強く認められ、とりわけ城下を有する八坂手永や小原手永に著しい。だが八坂・小原両手永と他の手永、もしくは八坂手永と他の手永では、宗別構成がかなり異なるのも注目すべきである。個別的には本文を参照されたい。

つぎに^⑨の社家では、吉田家の統制がとりわけ八坂・小原両手永に著しい。他には烏丸・白川両家が知られる。このうち^⑭の^④でも明らかなように「吉田家之指揮」が強調されるが、^①では宇佐宮支配の侵入を糾弾していて、吉田家支配の動搖がよくうかがえよう。このほかさらに、「山師」・「陰陽師」さらには「盲僧」の史料もみえ、^⑫の触書類も興味深い。

なお、土居文庫には寺社関係史料がまだ多数存するようであるが、本調査は「寺社法拾録」に限った。

(1) 聽許状 文政五年 一通

「豊後国日出木下領願成就寺領山江

光孝天皇尊儀勸請之事、任願被聽許畢、社頭筋辨莊嚴不可有子細之旨、被仰下候、仍狀如件、

文政五年
四月三日

土橋大藏卿（花押）

橋本民部卿（花押）

權僧正孤貫御房

(2) 寄附状 文政六年 一通

「御紋附紫幕 壱帳

右、願成就寺本尊前江御寄附候也、於世用者、全被相用間敷候、仍狀如件、

文政六年
十月九日

橋本惣在廳（花押）

芝築地法印（花押）

豊後国日出

願成就寺兼

勝功德院權僧正

御房

(3) 明治新政府ならびに延暦寺表達写他（明治五年）

一冊

(イ) (表紙)

「^(明)治第五申星調之

□廳并大本山表達

速見郡

赤松山執事

(ロ) 大分県通達写

教部省の通達を受けた大分県が、壬申（明治五年）七月、諸宗現在寺院（第二会所）に對して、「開創之年歴及僧尼之履歴員数等」を取調べ差出すよう命じたものである。

(ハ) 比叡山延暦寺御触書写

明治元年の「三御門室御令旨之写」である。妙法院・青蓮院・梶井の三門跡から、「大政御一新」にともなう動搖を懸念して出されたもので、とりわけ幕府滅亡にあわせて東叡山（輪門）の支配をとどめ、一宗惣本山比叡山延暦寺への一元支配を指示している。

(二) 価銀票

大般若波羅蜜多經（高麗藏本対校）六百卷（帙入）の代銀五貫百匁と、同經六百卷（無帙）の代銀四貫九百五十匁と、仮箱代七八匁、荷造代七十二匁を記したもので、日付は慶応三年。なお版元は、「京都柳馬通三条下ル町、般若堂、近江屋新助」とある。

(4) 覚

(二)に關する代金の請取状で、差出者は「近江屋新助」、請取者は「日出御藏屋鋪」の「玉井宗右衛門」と立石の「油屋万蔵」の両名であった。

(二) 蓮華寺。速見郡日出町大字日出

(1) 醒醐寺三宝院御触書 寛政三年 一通

一一、当山真言修驗宗之儀者、宗祖理源大師以来御法脉相承之御事ニ而、則三宝院御門主者、真言宗之大本寺ニ御座候故、当山派を真言修驗宗与相称し候、近年諸宗共宗門別帳面之儀、從公儀被仰出候ニ付、猶以修驗宗茂當御門主者追々宗門御取締方等被仰付候得共、遠国片鄙御末派迄不行届、心得違未だ是迄之通ニ而相過候場所茂有之趣間々相聞江候、

此度人別御改ニ付、尚更取調子^(二)被仰付候、右修驗宗門之儀、享保七年被経公儀之御沙汰、諸國江御触被仰出、其砌過半修驗一宗門ニ相片付候処、其後享保十七年ニ再被仰出候御触之趣、修驗之輩者格別妻子眷属之分未修驗一派引導ニ不相片付分者無用、乍然菩提所他寺相對を以双方納得之上者、妻子共一派引導尔相片付候儀者勝手次第ニ承置候旨被仰出候儀尔候、仍而右享保以來茂、相頼來候墓所寺江対談之上、妻子眷属迄茂一宗引導ニ相片付候儀者、諸國ニ近例數多有之候、近者井伊掃部頭殿御領内修驗宗袈裟頭、明見院始触下修驗妻子眷属迄茂二宗引導ニ相片付候、右之通之儀故、修驗之分者是迄相頼來候墓所寺江一応遂断^(假カ)迄ニ而、諸國共修驗院主弟子衆徒之向者勿論之事ニ候、且又修驗宗之輩宗旨請合證文願出候得者、從當御法頭御門主被成下候而、夫々御國法江も拙者共ら及書達候、関東表ニ而者、毎度御領主方^カ寺社御奉行所江御問合等茂有之、則御奉行所^カ當御門主江戸御役所當山修驗宗惣触頭鳳閣寺江御尋有之節、公儀江書上^(假カ)尔茂、往昔より當山派修驗宗門相立來、當山修驗道共當山修驗宗共一派建立之宗祖理源大師御以來宗法相立候儀勿論ニ御座候、三宝院御門主真言之御本寺故、當山派を則真言修驗宗与称し申候、一派引導之儀茂墓所寺江相對を以、妻子眷属

一派引導ニ相片付候事者勿論之儀、宗旨證文之儀者、院内俗男女共一派引導ニ不片付ものたり共、願候得者差遣候儀通例ニ御座候、都而修驗宗門ニ致交名候、修驗之分者一派ニ而引導仕候得者、院主壱人ニ限候筋ニ者無御座候、右之通公儀江毎々書上相済有之候、右之趣無心得違相守、修驗宗僧侶者勿論是迄之頼寺江遂断一宗引導ニ片付并妻子眷属之儀茂相対を以一宗ニ片付候儀者勝手次第之事、

寛政三年亥三月

三宝院御門主御内

飯田備後介印

大溪伊予介印
安田隼人印

」

(2) 鳳閣寺より指出書付写 (寛政二年) 一冊

表紙には、「当山派修驗宗文字從公儀御尋ニ付、鳳閣寺より指出書付写」とある。内題は、「寛政二年戌六月、寺社御奉行牧野備前守殿より当山派御役所鳳閣寺より指出候書付写」となっている。

「宗之文字」の使用について、差出されたものである。はじめに、「三宝院御門主御末派当山修驗道宗門之儀、御元祖真言小野六流之祖聖寶尊師建立ニ而、三宝院殿御代々真言修驗道之宗旨被相行候、」と述べている。ついで、安永年中における越後国寺社村のうちの四ヶ院が、一宗を構えた例をあげ、「宗」の正当性を主張する。そして、「仮令ハ仏道・僧道・神道与申候同様ニ心得罷在候、」とし、「拙寺(鳳閣寺)印札ニも修驗僧侶一宗之古轍を可守と申文言相載、凡寛文以来今以年々印札相授申候儀尔て、宗之文字古來より相用ひ候儀ニ御座候、」と結んでいる。

ただ、他派との関係については、末尾において、「他派修驗之儀者、宗祖茂格別ニ御座候得者、当山之宗法と大同小異ニ而御座

候、」と述べ、宗としての独立性が保たれていない実体を、逆に吐露しているのは、興味深い。

(3) 寄進状 慶長二十年 一通

「九州豊後早速郡愛岩山大権現、為寺領田地高七石奉寄進者也、

慶長貳拾年

木下右衛門大夫

六月廿四日

延隆(花押)

蓮花院

」

(4) 醍醐寺三宝院御触書写 (天明四年) 折紙一通

「豊後国府内城下

福寿院順全

同国日出城下

蓮花院密道江

一 松平長門守殿領分豊後国府内勢家町三水山龍祥院、同国府内駄原村本原山良福寺、同村池水山蓮寔院、

右三箇所往古修驗寺ニ而有之候処、中古修驗血脉断四五代宛茂清僧相続無本寺之様ニ相成、當時ニ而ハ福寿院万事致取計、国御表も済来候得共、元來右之通院跡之訛ニ付、此度当御門室御末寺ニ被仰付被下候様願之趣則及御沙汰候処、両院共彼是篤寔願之儀ニ付、格別之以御隣愍願之通今般當御所御末寺被召加候条難有可奉存其御旨候、然ル上者右三ヶ寺共相應之人体取立次第、早速継目御礼参殿住持職之御消息可奉願上候事、

右之趣、因御沙汰申達候間、兩院申合右三ヶ寺共万端宜取計可有之候御事、

三宝院御門主

醍醐御殿

御役所 御判

天明四年

辰四月三日

右、控書

本紙福寿院へ遣至

(5) 坊堂社其外諸堂間數御改帳

寛政三年

一冊

(表紙)

「 寛政三辛亥年

坊堂社其外諸堂間數御改帳

豊後国大分郡鶴崎

正月 修驗中

」

豊後国海部郡神崎村の大学院が、醍醐寺三宝院の役所へ差出したものである。本文は、以下のようになっている。

」

細川越中守領分

豊後国海部郡閔手永神崎村

一 勢州世義寺同行 大学院

坊堂 兼宅ニ而御座候、

梁行式間半桁行四間半

但萱葺 空地

社 但三尺四方

萱葺ニ而御座候、

魔介山海岸寺

御本寺様より御書出頂戴不仕候神号之儀、魔介山大権現建久七丙辰年建立仕候而、佐賀閔手永中牛馬鎮護之神ニ而御座候、先祖大學院より當大学院海実迄拾一代相続仕来り候、

拝殿 瓦葺式間ニ三間

但シ手前普請ニ而御座候、

右之通相違無御座候、以上、

寛政三年正月

豊後国海部郡
神崎村

大 学 院

醍醐御殿

御 役 所

(6) 当山派修驗冥加銀御上納帳 天保十二年

一冊

(表紙)

「 御領御代官所

寺西藏太支配所

天保十二丑六月

当山派修驗冥加銀御上納帳

御料御代官所

豊前宇佐郡

上乙女村帳本

清光院

玄 栄

本帳は、豊後日出城下の蓮花院同行である「豊前宇佐郡上乙女村帳本清光院玄栄、同国同郡上乙女村常樂院迹秀道房、同国同郡同村光明院迹謙従房、右同国同郡葛原村明寿院青善」の四院を記し、「御改札」を「醍醐御殿御役所」に申請したものである。

奥書は、以下のように記されている。

「右之通相違無御座候、此者共例年御触之通、堅申付置候袈裟筋相糺、當修驗宗紛無御座候、御改札申請居申候、右之外壱人ニ而茂相洩候もの有之候ハヽ、帳本役者越度可被仰付候、以上、

天保十二丑年

六月

御料御代官所

豊前宇佐郡上乙女村

帳本清光院

印

玄榮

醍醐御殿

御役所

(7) 修驗人別書上帳 寛政三年

一冊

(表紙)

豊前国宇佐郡

修驗人別書上帳

猿渡村帳本

光明院

一

(8) 豊後国日出当山修驗一派人別并冥加銀差上帳

寛政三年

一冊

本帳は、蓮花院同行の帳本光明院寛秀が坊・庚申堂・山号ならびに弟子智明房を記して、醍醐殿役所へ差出したもので、日付は寛政三年二月。

本帳は、豊後国日出袈裟頭の蓮華院が、同院同行の「無役・帳本、龍光院永尊（三十七歳）」と「無役・帳本、円寿院養清（五十三歳）」を記したもので、日付は寛政三年六月。おそらく、醍醐寺三宝院に差出されたものの控であろう。

奥書は、以下のように記されている。

「右之通相違無御座候、此者共例年御触通堅申付袈裟筋相糾、当山派修驗無御座候、御改札申受候、右之外毫人茂相洩候者有之候者、帳本越度可被仰付候、以上、

豊後国日出袈裟頭

寛政三年六月

蓮華院

」

(9) 豊後国大分郡当山派修驗新旧改帳 寛政三年

一冊

本帳は、寛政三年三月、大分郡当山派帳本の宝蔵院が、醍醐殿役所に差出したものである。

第一は、勢州世義寺同行の宝蔵院永裏（府内中柳町）とその坊堂などを記す。坊については、「兩度焼失ニ而甚困窮ニ付、當時纔ニ成ル仮屋住居ニ而御座候、」と言い、堂については、「九尺武間之看経所、但手前普請」という。寺号は安國寺、山号は昇平山。そして、以下のように付言する。

「古來者、唯真言清僧地ニ而御座候、仍而御本寺様より御書出等無御座候、

右者、從元祖宝蔵院拙僧迄七代修驗相続仕、凡年数百六拾年程ニ相成申候、尤毎度焼失ニ付、古記録等無御座、殊ニ三代以来独身ニ而、遠方より弟子取相続仕候得者、百六拾年以前之儀相分不申候、以上、」

第二は、世義寺同行の大光院看坊秀峯（千手堂元町）とその坊堂などを記す。坊は、「至而困窮ニ付、近年少々仮屋住居」と言い、

堂は今日現存しないと言つ。ほかに「壱間社ニ而、拝殿式間半三間」の社を記載する。寺号は護国寺、山号は高良山。ついで、以下のように付言する。

「右者、延暦二拾四乙酉筑後國高良山神靈影向之土地ニ而、唯真言清僧地高良山護寺(國號)と号縁起ニ見ヘ申候、文保年中之比迄者、清僧相続仕候由、其後久敷中絶仕居候處、寛永八辛未年領主日根野織部正御取立ニ而、修驗地ニ罷成、拙僧迄七代修驗相続仕、年数百六拾壹年ニ相成申候処相違無御座候、以上」

第三は、世義寺同行の喜宝院稠祇（小野津留村）と坊堂などを記す。坊は「四間八間」、堂は「武間武間半、手前普請」で、山号は久保山。そして以下の付言がみえる。

「古來より申伝候得共、御本寺様より御書出頂戴不仕候、」

右者、從元祖本覺院当住喜宝院迄七代相続仕、凡年數元龜四癸酉より貳百武拾年ニ相成申候処相違無御座候、以上、」

第四は、世義寺同行の威徳院諸賢（竹上村）とその坊堂社などを記す。坊は「三間六間」、堂は「當時無御座候」で、社は「壱間社ニ而拝殿式間四間、但手前普請、尤往古篠原と申処より勧請ニ而御座候、」という。さらに、「寛永十七庚辰年、諸方牛馬多ト死シ候ニ付、牛馬守護神と諸方より尊敬有之、長徳山大將軍と号、」とみえる。寺号は光榮山、山号は長徳山。

なお、以下のように付言する。

「古來より申伝候得共、御本寺様より御書出頂戴不仕候、」

右者、從元祖長兼坊、威徳院・正徳院・遍照院・願成院・遍照院・威徳院迄七代相続仕、凡年數百五拾三年程ニ相成申候処、相違無御座候、以上、」

第五は、世義寺同行の金剛院周龍（賀来村）とその坊堂などを記す。坊は「五間半四間半」、堂は「武間武間、手前普請」。

山号、芳桜山。

なお、次下のように付言する。

「御本寺様より御書出無御座候得共、先年より申触候、

右者、従元祖金剛院秀山当住周龍迄六代相続、凡年數寛永元より百六拾八年相成申候処、相違無御座候、以上、」

第六は、世義寺同行の明寿院秀清（駄原村）とその坊堂などを記す。坊は「三間六間」、堂はない。そして、「右者、従元祖明寿院拙僧迄四代相続仕、凡年数八拾年程ニ相成申候処、相違無御座候、以上、」と付言する。

第七は、世義寺同行の真蔵院貞得（竹上村）とその坊を記す。坊は「武間半五間半」。

そして、「右者、従元祖宝山坊代武拾壹年、円覚院代武拾八年、宝教院代五拾壹年、真蔵院代三拾五年、四代相続仕、凡年数百三拾五年ニ相成申候処、相違無御座候、以上、」と付言する。

第八は、世義寺同行の明覚院養玄（蛇口村）とその坊堂などを記す。坊は「三間ニ五間半」、堂は「武間武間半地藏堂、但手前普請」。寺号は龍現寺、山号は金龍山。以下、次のように付言する。

「右御本寺様より御書出無御座候得共、元来禪宗古寺跡ニ而御座候ニ付、古來より申伝候、

右者、元祖本妙院文禄元壬辰年禪宗之古寺跡斷絶之処、修驗地ニ建立仕、当住明覚院迄六代修驗相続仕、凡年数式百年程ニ相成申候処、相違無御座候、以上、」

第九は、世義寺同行の宝寿院智海（今三ツ川村）とその坊堂などを記す。坊は「三間五間」、堂は「武間三間、但手前普請」。寺号は鳳龍寺、山号は常清山。ついで以下のように付言する。

「右古來より申伝候得共、御本寺様より御書出無御座候、

右者、従元祖伝昌院当住宝寿院迄九代相続仕、凡年数式百五拾年程ニ相成申候処、相違無御座候、以上、」

第十は、世義寺同行の泰樹院寿海（高松）とその坊堂などを記す。坊については、「四間半三間半、但年貢地、尤毎度焼失ニ付、

「仮屋住居ニ而御座候、」といひ、堂は「式間四方、手前普請」とみえる。寺山号はない。ついで「右者、從元祖神力院当住泰樹院迄四代相続仕、凡年数百三拾弐年程ニ相成申候処、相違無御座候、以上、」と記す。

(10) 本寺には、ほか多数修験史料が保存されていて、今回の調査ではすべて見ることができず、そのわずか一部にとどまざるを得なかつた。この他、①文政四年「豊後国七郡・豊前宇佐郡、当山派修験端補任控」（豊後国袈裟頭蓮花院空静代）。②寛政三年「書上帳」（鶴見嶽帳本大勝院養寛）。③安永九年「条々」（蓮花院住代密道）。④寛政十一年「世義寺證文写」。⑤寛政三年「当山修験人別改牒」（豊後国佐伯帳本般若院行意）。⑥寛政三年「境内堂社等書上帳」（蓮華院）。⑦寛政三年「当山修験人別改帳」（臼杵海部郡城下金剛院成山）。⑧文政十二年「御役銀上納人別帳」（宇佐郡上乙女村清光院）。⑨文化三年「頭襟役銀上納覺帳」（袈裟頭蓮華院）など多数未見。なお、本調査に随行された佐藤曉氏の「豊後豊前当山派修験分布、日出町蓮華院文書による」（『大分県地方史』九一）も、あわせて参照されたい。

〔三〕 東光寺。杵築市大字横城

(1) 大般若經六百卷 天保十五年 版本

第二十一巻の末尾には、「弘所京都木屋町二条下ル所一切經印房」とみえる。以下箱蓋裏書を記す。

「
百卷 施主 同 常 助
同 岩 藏
為 助
」

「
百拾八卷施主 大添村 中
」

「天保十五甲辰三月

施主 橫城村中

橫城山東光寺

現住 医王院法印円代

下山口

百巻施主

村中

(2) 板由緒書 明治三十六年 一枚

(表)

開創仏法弘通仁聞大士

大阿闍梨堅者了俊和尚

大阿闍梨堅者了秀和尚

大阿闍梨堅者豪信和尚

三国伝來諸大列僧等

大阿闍梨堅者了弁和尚

權大僧都堅者了円和尚

大阿闍梨堅者了真和尚

大阿闍梨堅者順慶和尚

種子

(裏)

一

了俊和尚 享保十四己酉天二月十三日寂

了秀和尚 宝曆丁丑年十二月四日寂

豪信和尚 天明七丁未年十二月廿一日寂

了弁和尚 天保七年正月廿三日於宝命寺寂

明治卅六年九月

(刻銘)

豊後國横城山現住

大阿闍梨堅者 遠那院康庵史

了円和尚 嘉永三年五月廿一日於宝命寺寂

了真和尚 明治十四年二月十四日寂

順慶和尚 明治卅二年正月十六日於円寿寺寂

一

四 奈 多 八 幡 宮 。 杵築市大字奈多

(1) 行幸会帳之控 享保八年 一冊

表紙には、「享保八年、行幸会帳之控、卯之三月廿九日」とある。内題は、「享保八年、行幸会入用積々帳之控、卯ノ正月日」となっている。

(2) 行幸会次第

年不詳

一冊

表紙には、「宇佐宮乃至多宮江御行幸会次第」とある。内容は、元和二年行幸会の記録抜書である。

(3) 八幡奈多宮縁起私記 正徳元年 一冊

大宮司井門秀基の撰編である。末尾奥書は異筆にて、「日本最^(マニ)と八幡初中後廟、正徳元辛卯歳縁起私記、井門宇佐秀基、泥谷源吉春、篇集謹撰、」とある。

(4) 宇佐宮行幸会元和年之記録 年不詳 一冊

事書のみを記すと、以下のようになる。

一、薦社建立之事。一、差岡上覽之事。一、御社取之事。一、御鳥居立之事。一、御薦劔会御修行之事。一、御船着宮之事。一、御池掃除之事。一、わく立并御池鳥居之事。一、御神事奉行着宮之事。一、諸役人乗馬參宮之事。一、神官社僧出仕次第之事。一、御薦劔会之始之事。一、三所奉劔御薦之事。一、御薦宇佐江着宮之事。一、御神事成就注進之事。一、御国中科人御赦免之事。一、行幸会可有御執行之由被仰出之事。一、三社御輿出来之事。一、八ヶ之社仮殿造営之事。一、大宮司公仲初拝之事。一、小山田貞氏食断之事。一、御山開御神事之事。一、御名代着宮之事。一、雜事奉行之事。一、饗膳料被仰付之事。一、神官僧侶乘馬着宮之事。一、御神事奉行着宮之事。一、御名代着宮之事。一、御書到来之事。一、御神事中寄特之事。一、上宮下宮遷宮之事。一、奈多之社江行幸之事。一、宇佐之神官奈多江御供之事。

以上三十四ヶ条から成り、事実書は最後の箇条の途中で切れている。内容は入江家所蔵の「行幸会御神事記録」（入江英親『宇佐八幡の祭と民俗』所収）とほぼ相違ない。ただ、入江家本には、「謹申上口上覚」（元禄三年、文政六年写）と「宇佐宮案内記」（□政三丙寅、該当年がなく誤筆か）が加えられている。

(五) 杵築市土居文庫。杵築市教育委員会

(1) 寺社法拾錄 年不詳 一冊

本書の目録を記せば、以下のようになる。

- ① 御領分中寺社方支配取扱ヶ条、
- ② 御祈願所五ヶ寺并六ヶ寺九ヶ寺廊内拾ヶ寺、
- ③ 翁書裏書并往来及乗登川口手形、
- ④ 公儀御統之様御法号并上之様御法号御参日触方、
- ⑤ 御領分中国東郡速見郡ヶ小村書、
- ⑥ 上之様并御裏方様御連枝様御法号、
- ⑦ 寺院面付并本末付山号寺領、
- ⑧ 社家寺院并修驗社人御目見順御問詰、
- ⑨ 社家面付并本所位階付無官付、
- ⑩ 修驗拾五ヶ院并面付袈裟下同行付、
- ⑪ 盲僧面付并小頭付、
- ⑫ 御領分中支配寺社修驗盲僧江之触書、

①は、文化二年八月、寺社奉行である平井一郎左衛門・大原文藏の連署による寺社取扱覚である。②は祈願所を連舉したもので、

五ヶ寺は、両子寺・護保寺・文殊仙寺・興導寺・明星院をいい、六ヶ寺は、宗玄寺・両子寺・泉福寺・護保寺・文殊仙寺・興導寺をいい、九ヶ寺は、安住寺・護保寺・文殊仙寺・興導寺・淨国寺・蓮花寺・正覺寺・宝陀寺・実際寺をいう。ついで廓内拾ヶ寺は、安住寺・正覺寺・妙経寺・清水寺・妙徳寺・玄昌寺・常光寺・寿生院・天神坊・光名院を列挙している。③は、その「認様」を記したものである。

④は、参詣日と触方を記したもので、「公儀御統之様」の忌日は長昌寺、「御統之様」の忌日は、養徳寺・長昌寺とある。なお参詣の通筋に位置する安住寺・正覺寺・妙徳寺には相触れる旨記されている。⑤は、寛政二年三月改による領内郡分小村を記していくて、国東郡が八十二ヶ村、速見郡が四十一ヶ村となっている。⑥は、「上之様御法号」と「御裏様并御連枝様方御法号」を列挙し、かつ没年月日と俗姓名と菩提寺を並記する。

⑦は、「寺院面付宗旨本末山号寺領御証文付」である。その冒頭は、菩提所である養徳寺と長昌寺を記す。

「
京妙心寺末
　　禪宗　　大心山　　御菩提所
　　寺領百五拾石、片野松山有紫衣地
　　御礼御居間
　　京知恩院末
　　淨土　　松岳山　　御菩提所
　　寺領百石、常念仏料三捨人扶持
　　御礼御居間
」

以下、八坂手永四十一寺院、小原手永二十九寺院、来浦手永十九寺院、竹田津手永十六寺院、両子手永十三寺院を記載する。

① 宗別表

手永寺院総数	法花	真言	一向	天台	淨土	曹洞	禅宗	宗	手永
41	1	3	6	5	7	9	10	八坂	
29	0	0	5	6	2	7	9	小原	
19	0	0	7	3	1	4	4	来浦	
16	0	1	6	4	2	1	2	竹田津	
13	0	0	2	2	1	1	7	両子	
118	1	4	26	20	13	22	32	宗総数	

② 禅宗主要本末関係表

宝陀寺	万寿寺	養徳寺	妙心寺	本寺	手永	八坂
0	0	1	5			
0	4	1	3			小原
0	2	0	0			来浦
0	0	1	0			竹田津
5	1	0	0			両子

禅宗は、妙心寺を直接本寺とするもの、もしくは間接的に本寺とするもの（養徳寺系・万寿寺系）が圧倒的に多い。ほかに、南禅

寺末が八坂手永に一寺院（城下安住寺）と、東福寺末が両子手永に一寺院（沓掛村宝陀寺）存在して、両子手永に関しては、そのほ

とんどが東福寺系となつてゐる。なお、禪宗の集中する八坂手永と小原手永に、妙心寺系が多いのも、看過できない。

ついで曹洞宗に関しては、比較的単一な傾向がみられる。能登懸持寺を本寺とする泉福寺の末寺が圧倒的で、八坂手永二寺院、小

原手永六寺院（泉福寺所在地）、来浦手永三寺院、竹田津・両子両手永各一寺院となつてゐる。ただ八坂手永に関してのみは、遠州

養光院末の宗玄寺（荒平村）を本寺とするものが六例みえる。

淨土宗においては、すべて知恩院系と言つてよい。知恩院を直接本寺とするものが、八坂手永二寺院・小原手永・来浦手永・竹田津手永で各一寺院ずつある。ほかに、知恩院末の長昌寺と正覚寺を本寺とするものが、八坂手永に各二寺院ずつみえ、蓮花寺を本寺とするものが小原手永に一寺院存在する。

八 天台宗主要本末關係表

天台宗は比叡山と東叡山の系列に大別される。比叡山は八坂手永・小原手永・来浦手永に顯著で、東叡山はそれ以外の竹田津・両子手永に集中している。唯一の混合は、八坂手永に限られる。

一向宗は、東西本願寺系に大別されるが、史料上判別するもの上げれば、以下のようになる。八坂手永は東西各二寺院。小原手

永は東が二寺院、西が三寺院。来浦手永は西が五寺院、東が一寺院。竹田津手永は西のみで六寺院。両子手永は東西各一寺院。なお、西では豊後高田の光円寺を本寺とするものが多い。しかし他宗と異なり、本末関係が多岐に渉るのが特色である。

真言宗は、八坂手永が御室仁和寺系で、竹田津手永が高野山系である。最後の法花宗は、わずか八坂手永に一寺院あるのみで、それは京都本国寺末の下司村妙経寺である。

⑧は、「御目見順序」を記し、「御居間」と「御鋪居外詰」と「御連子下詰」にわける。

⑨は、各手永ごとに社家を記す。八坂手永のみ全文を紹介しておく。

「八坂手永社家

吉田家	帶刀	生地村	生地因幡
同	帶刀	木田村	一丸近江
同	帶刀	片野村	宇都宮播磨
同社頭	帶刀	宮原村	宗近村
同		木田村	中野所上総
土陰陽師	門刀殿	木田村	中野長門
右御目見		井上	若狭
兵太夫	門	菊本村	右門
中野村			

同村

門

同村

城治

但山

浦門

留木村

馬男
馬數

」

以下、安岐手永では、「御目見」として、鳥丸家帶刀の奈多村井門虎勢と泥谷民部を上げ、白川家社頭帶刀に野辺村の中野安芸を記す。小原手永では、吉田家帶刀の三井寺村安見越前・糸原村清末大和・岩屋村松木源太夫・伊藤美濃を記す。来浦手永では、白川家帶刀の下成仏村桜木淡路を上げる。竹田津・両子両手永に「御目見」はない。

⑩は、「修驗拾五ヶ院」と「修驗面付」および、各手永修驗を記す。十五ヶ院とは、寿生院（城下）・大聖院（守末村）・常覺院（赤松村）・真乘（同村）・仙壽院（鴨川村）・知福院（両子村）の六ヶ院が世儀寺同行。般若院（宮原村）・祖伝（下司村）・蓮乘院（宮司村）の三ヶ院が蓮花院同行。光明院（城下）が内山同行。伝生（片野村）・教覺院（山口村）・西宝院（赤松村）・龍悅（糸原村）・東學（弁分村）の五ヶ院がさらに蓮花院同行である。

つぎに「修驗面付」は、以下のように記されている。

「
御 祈 願 所
御 目 見
同院二代 生院
同院太子 寿子
城下帳本
」

御 祈 願 所
御 目 見
同院二代 明院
内 山 同 行
慶 応
城 下

最後に各手永修驗を列挙する。八坂手永で蓮花院同行は、般若院・吉祥院・祖伝・蓮乗院・西寿・妙法院・伝生・山光院・清寿院・大円坊・行円。世儀寺同行は、大聖院・寿教。寿生院同行は、紅寿院・光山。安岐手永で蓮花院同行は、教覺院・西宝院・円寿・觀行院・本寿。世儀寺同行は、常覺院・真乘・養順。寿生院同行は、知德院・天龍院・慶順・隱居・周海・林光。小原手永で寿生院同行は、大覺院・貴教・円乘・善松・願昌院・見明。蓮花院同行は、龍悅・快実・教学・本寿。竹田津手永では、寿生院同行の觀慶のみ。両子手永では、蓮花院同行の東学・真覚・知福院・養学が記載されている。

(11)は、「盲僧面付」などを記す。はじめに小頭として今在家の清心院を上げ、以下、各手永盲僧を列挙する。八坂手永は、延教(出庄村)・玄郎(溝井村)・教伝(尾迫村)。安岐手永は、知教(大内山村)・教順(西本村)・春教(古城村)・同弟子啓伝。小原手永は、小頭の清心院に、同院子の正山、光学(原村)・林泉(興導寺村)・心教(上小原)・清順(池ノ内村)・本明(内田村)。来浦手永は、法山(富来村)のみ。竹田津手永は、永順(千燈村)・清伝(岡村)。両子手永は、門教(小野村)・両伝(白木原村)・円淨(俣見村)。

(12)は、「寺社方触」を記載する。①年不詳十月付の社家に対する触書である。その本文は次のようになっている。

「一　社家の面々心得方之儀者、寛文之度天明之度、從公儀被仰出茂有之、其度々触渡置候通、吉田家之指揮ニ隨ひ社務無油断可相務候、無官之面々茂其度触達候通り弥相心得可申候、近來いつとなく相弛、社家の身分ニ而同職江対し隔意を差挾、異論相企、社家之素意ニ無之心得違之事ニ候。社職之身分ニ而ハ清廉第一ニ可相心得之処、工事ヶ間敷儀ニ指行候族風聞有之候而茂、及吟味吃実糺之上御裁許可申付候間、重疊心得違無之様可相心得候、社内并社山竹木伐取候儀ハ、届之上ニ而無之候而ハ進退不相成候処、いつとなく相弛、無届取計候族も有之趣、心得違之事ニ候。已来松木者勿論淺木類ニ而茂、材木伐取之儀ハ相断、差図ニ隨以取計可申候、尤木之儀茂束已上数多伐取候ハ、是又断之上取計ひ可申候、

右之通被仰出候間、重疊心得違無之様可被相得候(詫アリ)、已上、

十月

寺社方

御領分中

社家中

」

②文化二年八月八日付の惣寺院に対する触書である。二ケ条からなり、いすれも寺内外の風俗を肅正しようとしたもので、とりわけ一ケ条目が興味深い。その条文は、次のように記されている。

「一　近來郷中之者共、分限ニ不相応之致取計、葬式場ニ四方幕相用候儀有之趣ニ相聞候、右体之儀ハ、其且那寺より差留可申候処、幕等拵置様銀を以貸遣候儀も有之哉ニ相聞候、縱令施主方より相用度相届候共、身分不似合之儀ハ都而差押可致示教之処、無其儀、却而相勤候儀不埒之事ニ候、自今急度差留候間、此旨可相心得候、

一　（以下略ス）

③文化二年十二月二十三日付の惣寺院に対する触書である。以下のような本文である。

」

「一 都而寺院且那請拂之儀ハ、是迄之且那寺別手形を以可致受拂之御定法ニ有之、他領縁付等之節其逐取計候由、以來御領分中緣付等ニ而人別受拂之儀も寺院別手形を以受拂可致候、他宗江別送候儀者勿論、同宗たり共急度別手形を以可致受拂候、万一千等閑ニ相心得、別手形を以受拂不致におるてハ、其寺院之越度に相成候、若又村役人右断等無之候得ハ、役人越度可為旨御郡所右茂右之儀触流ニ相成候間、此段重疊可被相心得候、

十二月

寺社方

」

②文化三年正月二十三日付の社家に対する申渡しの書付を代官に相渡したもの。二ヶ条からなり、「御目見以下社人共親引替之節、相続願茂不差出、社職相勤候者」を指摘して、その相続規定を確認したものである。

④文化三年三月二十五日付で、兩寺（養徳寺・長昌寺）と廓内十ヶ寺（②参照）に対して出された書付。なお、郷中寺社には御郡所より一同に相触れたもの。「御城繪図等」の取扱を禁じている。

⑤文化四年正月付の代官への相触。四ヶ条からなり、一ヶ条目は、「御目見以上社家山師陰陽師一向宗家内衣類横物絹裏帶縮緬類」の着用を、從来通り容認する。二ヶ条目は、その縁談規定。三ヶ条目は、「社家山師之者」の「社用法用之節日人車」使用を認めれる。四ヶ条目は、郡所よりの制禁遵守を確認する。

⑥文化四年十一月付の惣寺院への触書。七ヶ条からなる。一ヶ条目は、「諸寺院之出家僧俗風俗、不宜不如法ニ似寄候始末」を指摘して、肅正を試みたもの。二ヶ条目は、「都而寺内江比丘尼并雇女等族分、差置申間敷事」とある。三ヶ条目は、「法服衣類取扱之儀ハ女之手業ニ無之而ハ不相成事ニ候得共、比丘尼女等追々相雇候儀有之候共、寺内止宿之儀者無用可致事」という。四ヶ条目は、比丘尼の修行にすぐれたものは、役所より特別の差図を受けることが記されている。五ヶ条目は、「多分内他」の勤めを第一とし、寺務等閑や酒を戒めている。六ヶ条目は、寺普請や転職などの際の檀家との交渉を記す。七ヶ条目は、山林や境内の竹木を伐取ることに、差図を求めることが通達されている。

④年不詳九月二十四日付の寺院に対する触書。寺院再建における「千人講」の横行を糺している。

⑤天明二年十月付の惣社家中への触書。なお、前段に寛政二年五月付の触書を付置するが、不可分の写し方をとっている。その全文を紹介しておく。

「一 □^(惣)社家之面々不心得之儀共有之、先年被仰出候次第も有之候ニ付而ハ、急度可相守之処、近來者豊前宇佐宮司より装束或ハ神拝免許を受候社人有之趣ニ相聞候、畢竟自今勝手と存、右宇佐ニ而致官職不埒之至ニ候、此度吉田家より申来候次第も有之候間、早々罷出相当之免許相伝可受之候、當又先年從公儀被仰出候御書付別而相渡候、

寛政二戌年五月

公儀御条目御書付

別紙有之候ニ付爰ニ略ス

右之通、寛文五年被仰出候処、近年於諸国古例之社例を乱し、御条目御趣意不相弁輩有之、吉田家江許容を不受、社例様と称し呼名装束等着し、其上神職無之村持之社式村長宮座諸座様と称し、神事祭礼宮候族も有之由ニ候、向後御条目之趣急度相守、忘却不致様可相心得候、

□ 天明二年寅十月

⑥寛延四年九月付の一向宗に対する触書。その全文は、次のようである。

「一向宗江申渡覚

一 先達而取伝有之候、郷中一統真宗寺之後住并弟子絵踏血判御免之儀、被願出候ニ付、相伺候処、左之通被仰出候、
一 後住并弟子之分ハ、願之通自今絵踏血判御免被仰出候事、

一 男子之内俗を相立候者之儀者、絵踏之節ハ勿論十五歳以上毎年可為血判事、
一 女之儀ハ都而唯今迄之通たるへき事、

一 禪門体之者ハ可為絵踏事、

右之通、今般改被仰出候間、郷中一統一派之寺々江可有通達者也、

寛政四年未九月
延々

宮部為左衛門印
丸十郎右衛門印

妙徳寺

」

(八)文政三年七月付で、「御目見以下社人共」に出された触書。(三)をうけて通達されたものである。その全文は、次のようになって
いる。

「一 □□御目見以下社人共、親引替之節、相続願茂不差出社職相勤候者共も有之趣相聞不埒之事ニ候、以後相続之儀、願書差出
申付候上、社職相勤可申事ニ候、右之通文化三年辰正月廿三日相触候処、心得違之者茂有之哉ニ相聞候、若願書不差出親跡社
職相勤居候者相聞候節ハ、取調之上ニ而急度咎可申付事、

一 相続願書相済候上并年頭ニ其寺社奉行宅江可罷出筋ニ有之候処、不罷出者間々有之、不心得之至ニ候、以後者急度罷出可申
候、若病氣等ニ而難罷出候ハ、向寄社人を以其旨可申出事、

一 名替之儀、役場江相断差免候上、名乗可申事、

右之外、從前々相触候ケ条、重疊心得違無之様可致候、以上、

文政三年辰七月

御目見以下

寺社方

社人共

」

⑦文政四年十二月付で、両寺ならびに廓内十ヶ寺さらに郷中惣寺院に対して出された触書。その全文は、次のようになっている。

「奥様御法号奉称戒(奏)院殿定月慧光大姉候段、被仰出候間、此段可被相心得候、

一 近年宗門差出認方古例相流不揃相成候ニ付、改方別紙之通被仰出候間、右ヶ条之通夫々相違候無之様可被相心得候、

一 無住寺者法中組合代判者勿論ニ有之候処、近來無住寺何々寺引受候段達無之、以來無住相成候節可被届候、連々被仰出等も夫々無住寺之処不都合之儀無之様、念入候様可被致候、

一 年頭御礼御年限中被及御断候之段、去冬触置候得共、奉行所江者正月四日迄六日迄之内可被罷出候、尤不參之向ハ向寄寺院

を以可被相達候、以上、

〔マ〕

〔マ〕

寺社方

」

なお本書末尾には、祈願所五ヶ寺・六ヶ寺・九ヶ寺の順序が記されているが、②の反復に過ぎないので省略する。

補論『豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録』について

長安寺蔵の『豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録』（以後「勤行目録」と略称する）は、必ずしも本調査であつたに発見されたものではない。すでに、鈴木昭英「六郷満山信仰資料」（『大谷史学』九別冊）において、太宰管内志所収本との比較がなされており、中野幡能『八幡信仰史の研究』では、論考に用いられた。

しかし、この「勤行目録」には、まだ検討の余地が充分残されている。若干の問題点を指摘したい。現在知られる「勤行目録」は、長安寺本のほかに、太宰管内志所収本と華頂要略所収本（巻八十六・付属諸寺社四・豊後国六郷山）の二種が存在する。これらの伝本関係については、今明らかにし得ないが、華頂要略では多分に簡略抄出化されている。そして、太宰管内志所収本と長安寺本との比較は、すでに鈴木氏の労作がある。

ところで「勤行目録」には、(1)安貞二年五月目録、(2)弘安七年三月二十五日大友頼泰施行状、(3)弘安七年九月目録、(4)正應四年三月八日大友頼泰施行状が、それぞれ収録されている。このうち(2)(3)(4)については、すでに相田二郎『蒙古襲来の研究』一〇五・一〇八頁が適切な論説を示していて、いずれも蒙古襲来に関するものであり、とりわけ(3)は(2)に応じて注進されたものである。そして、將軍（関東御教書）→豊後国守護大友頼泰（守護所施行状）→六郷山へと、勤行命令が下されている。目録注進も、この経路を逆に辿ったものと思われる。ただ(4)について言えば、長安寺本は年月日を欠く。

今問題にしたいのは、むしろ(1)についてである。ふつう「安貞二年の勤行目録」と呼ばれるもので、便宜のため、目録箇所を除いて全文を上げ、あわせて太宰管内志所収本との比較をおこなつておく。なお、太宰管内志は、昭和九年の太宰管内志刊行会活本に従う。

注進

(1) 豊後國六^(郷)満山谷⁽²⁾別院⁽³⁾靈寺⁽⁴⁾崖佛事⁽⁵⁾神事等

將軍家御祈禱卷數目銀事⁽⁶⁾

(2) (中略)

右、於當山靈場、所致御祈禱目錄如斯、仍顯宗學倡者、跪觀音醫王宝前、開講一乘妙典、增佛賢、蜜教佛子者、
壇八幡尊神、六所權現社⁽¹¹⁾、唱神咒備法味、初學⁽¹²⁾行者、學人聞菩薩舊行、巡礼一百余所嚴壇⁽¹³⁾、偏是兼三道鎮大將
軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下・相模守平朝臣御息災延命、壽命長遠、御心中御願圓滿成就之
由、祈精之狀如件⁽¹⁴⁾

安貞二年五月日

日小寺主法師某

都維那大法師某

寺主大法師某

上座大法師某

權別當大法師某

權別當大法師某

六鄉山衆徒御中

(1) □^(郷) 一文字ほど欠けているが、残画からして、「郷」と訓める。

- (2) 畏 管内志本は、「靈」とする。
- (3) 巍 管内志本は、「窟」とし、さらにその字の上に、「靈」の一文字を加える。
- (4) 事 管内志本は、この字を欠く。
- (5) 事 管内志本は、この字を欠く。
- (6) 銀 管内志本は、「錄」とする。管内志本を、とるべきである。
- (7) 斯 管内志本は、「此」とする。
- (8) 宗 管内志本は、「密」とする。前後の文意からして、長安寺本をとるべきである。
- (9) 妙 管内志本は、この字を欠く。長安寺本によって、補われるべきである。
- (10) 蜜 管内志本は、「密」とする。
- (11) 檀 管内志本は、「壇」とする。
- (12) 學 管内志本は、「覺」とする。
- (13) 嚴 管内志本は、「岩」とする。
- (14) 堀 管内志本は、「窟」とする。
- (15) 災 管内志本は、大きく「灾」と記す。なお、長安寺本弘安七年九月六郷山勤行目録(3)においても、「災」と右よりに小さく書く。
- (16) 管内志本は、「件」の字につづいて、以下のようにつづけたままで記す。「八十五代、安貞二年五月日、小寺主法師、權都維那大法師、都維那大法師、權寺主大法師、寺主大法師、權上座大法師、上座大法師、權別當大法師、權別當大法師、執行兼權別當大法師、六郷山衆徒御中」。なお、管内志本は、弘安七年三月二十五日大友頼泰施行状(2)に相当)においても、

年月日の上、もしくは書止の下に、「九代」と右よりに小さく記す。これら「八十五代」「九代」は、天皇代の追記と思われる。

(補注)、字体の著しく異なる異体字は、比較を加えたが、しばしば用いられる異体字・略字については、そのままにした。

例えば、等一等、靈一靈、學一学、寶一宝、座一座、など。

この史料は、(イ)事書、(ロ)目録（中略）、(ハ)目録の奥書を構成する注進文、(ニ)年月日・差出者の連署・宛所、の四部から成り立っている。まず(イ)は、勤行目録注進の事書であることに相違なく、華頂要略所収本が、「安貞二子年五月、從當山注進状曰」と意を汲んで、冒頭に記したとおりである。従って(ロ)は、その目録となる。ついで(ハ)は、「右、於當山靈場」以下にはじまり、「祈精之狀如件」と書止があるところから、(イ)(ロ)(ハ)をうけて書かれたもので、(イ)(ロ)(ハ)は、それぞれの順に連なる一つの文書とみてさしつかえあるまい。ところが、(ニ)は疑われるふしがある。

まず連署の形式が、おかしい。当時の慣例からして、「小寺主法師某」は、日下の署でなければならない。「日小寺主法師某」とあるのは、本来、この署名が日付の下にあつたものを、誤って行上に署したかのように作為して筆写した痕跡とみるべきである。また、本来、二段の連署であったのかどうかも、甚だ疑わしい。いずれにせよ、この連署形式は、原本を忠実に伝えたものではあり得ない。つぎに、僧位が「大法師」九名、「法師」一名となっているのも、考慮してよい。かくも、僧位が画一的であるのは、あるいは潤色が施されたものかもしれない。

さらに注目すべきは、十名連署の差出寺院から、六郷山に宛てられたようになっている点である。これは、(イ)(ロ)(ハ)の注進と基本的に矛盾するであろう。つまり、(イ)(ロ)(ハ)に関して言えば、一応、六郷山が某所に、勤行目録を注進した内容になつてているが、(ニ)では、某寺院が、六郷山に宛てたことになる。今少くとも、(イ)(ロ)(ハ)をそのまま認めた場合、このような自(ニ)矛盾の文書は存在し得ない

のである。華頂要略所収本が、(イ)(ニ)に相当する箇所を省略したのも、あるいはこの矛盾に気付いたためだろうか。もじそうでないとすれば、省略が惜しまれる。

ではこの自家撞着を、いかに解すべきであろうか。この史料 자체を虚構とみない以上、その原因は、書写段階における何らかの誤りを想定しないわけにはいかない。問題は、どこに誤写があるかである。第一の可能性は、「六郷山衆徒御中」が、本来原文書にはなくて、筆写の時、他の文書の文言が混つてしまつたのではないかということである。もしそなうなら、十名連署の某寺院から某所へ、勤行目録が注進されたことになる。その際某寺院は、六郷山そのものが、その上級寺院ということになろう。第二の可能性は、連署の前に、六郷山宛ての文書、つまり勤行施行を命令した文書があつて、それが書写段階で欠落してしまい、年月日付・連署・宛所のみが残つて、(イ)(ロ)(ハ)に無思慮のまま結び付けられる結果になつたのではないかということである。もしそうであれば十名連署の某寺院は、六郷山の上級寺院であるか、衆徒を統率する六郷山内支配機構かということになろう。

可能性としては、およそ右の二種類が予想される。もし前者であれば、この史料を「安貞二年五月の勤行目録注進状」と呼んでさしつかえない。しかし後者であるなら、この史料は本来、二つの文書から成り立つていて、勤行目録注進の年月日は、安貞二年五月以降ではあっても、その正確な年月日は不明となる。そして逆に、その勤行の指令こそが、安貞二年五月に下されたことになる。なお、本来二つの文書であつたとみる場合、(イ)(ロ)(ハ)が全く無関係のものである可能性も考え得るが、それは疑い過ぎであろう。まれ、この史料の安易な活用は、慎むべきであろう。

以上の点を配慮しつつ、内容について少しく問題点を指摘したい。まず(イ)に限つて言うと、同様の形式であるはずの(3)と内容的に必ずしも等しくない側面がうかがえる。(3)はすでに述べたように、「右、任関東御教書并守護所御施行之状」せて勤行をおこない、その目録を注進したもので、事書はさらに、「將軍家御祈願所豊後國六郷山」以下の文言を記す。つまり、幕府そして將軍が主体となつて、勤行を命令したのであり、目録注進の宛所も、当然最終的には、幕府であり將軍でなければならない。ところが(イ)さら

には(イ)では、たしかに將軍のことは記されていても、幕府の主体性をうかがう文言は、見当たらないのである。このことは、(2)(3)(4)にかかる勤行と、(1)にかかる勤行との基本的な相違を示唆するもので、文書発給経路の相違にも及ばないわけにはいかない。

(1)にかかる勤行指示の、最終的主体者は「大施主殿下」である。この「大施主殿下」について、『大日本史料』第五編之四、『鎌倉遺文』第六卷三七四八号文書ではともに、「九条道家」の編者比定がある。両編者がいかなる根拠によって比定されたのか、筆者にはわからぬけれど、殿下に摂政閔白が、安貞二年五月段階に道家であったと、もし判断された上のことであるなら、それは誤りになろう。安貞二年五月の殿下は、近衛家実であり、道家は十二月に到って、閔白・氏長者となるからである。

ところが問題なのは、やはり(1)の史料そのものであって、「六郷山衆徒御中」が本来無くて、(イ)(ロ)(ハ)が一つの文書とした場合、その文書はたしかに安貞二年五月付の注進状であるから、「大施主殿下」は家実としてよい。しかし、(イ)(ロ)(ハ)と(ニ)が別の文書であつたとするなら、(ハ)の書かれた年月日は、安貞二年五月以降と考えられて、もし十一月以降とすれば、道家の可能性も出てくるわけである。この問題は、単なる人名比定のことに終わるものではなく、六郷山の支配に大きくかかわってくる。

建暦三年二月の慈円所領譲状案によると、六郷山は青蓮院門跡の「別相伝」と記されているに過ぎなかつた。ところが、天福二年八月の慈源所領注文では、明確に無動寺領としてはじめて登場する。この間に、六郷山支配をめぐつて何らかの展開があつたことを予想させるが、あたかも安貞二年頃は、その中間に当たる注目すべき時期であった。

天福二年の慈源所領は、良快から天福元年八月に譲られた所領である。従つて、六郷山が無動寺領として明確に規定されたのは、少なくともこの良快の時期まで遡ることができよう。良快は、慈円の甥で、九条兼実の子息である。そして安貞二年十二月、道家が閔白・氏長者を家実から奪還したのに呼応して、翌年の四月（寛喜元年四月）、彼は天台座主の地位を得た。あたかも、九条家の再興であった。ところで、良快の領有した青蓮院門跡所領は、慈円から譲られている。承久三年八月のことで、あたかも承久の変による九条家失意の最中に当たっていた。道家は摂政を追われ、朝仁親王（道寛）は西山に退くという事態のなかで、朝仁親王にいったん

譲られていた（建暦三年一月）青蓮院門跡所領は、親王の後見たるべき良快へと譲られたのである。良快はさながら、摂家將軍頼経の後見るべき道家の位置に対応する。

六郷山が無動寺領に定立するのは、おそらくこの良快が青蓮院門跡所領を実質的に譲られ、託されていた時期であろう。つまり、承久三年八月以降、天福元年八月までである。このうち可能性のあるのは、彼が無動寺検校に補任されていた時期、もしくは天台座主の在任中であろう。ところが前者については、諸史料一致しない。僧官補任は、承久三年から十四年間といい、青蓮院本天台座主記裏書は、貞応二年十月の補任を伝え、重華本等天台座主記は、寛喜元年十一月に補任されたと記す。もちろん、検校補任が重回あつてもかまわないわけであるが、前二者の記事は、青蓮院門跡伝領と時期をほぼ等しくし、後一者の記事は、天台座主就任とほぼ時期的に重なる。そうすると、承久三年間もなくとも、天台座主就任間もなくとに、エポックがあつたとみることもできよう。いずれにしても、九条家の動向と切り離して考えることはできない。

今、(1)の史料が安貞二年五月付の一連の注進状とするなら、「大施主殿下」近衛家実の発願ということであるから、安貞二年五月段階ではまだ、六郷山の無動寺領としての位置は確立していないかった可能性が強く、逆に、八幡宇佐宮本家としての近衛家の発願を想定することができるのでなかろうか。言い換えれば、八幡宇佐宮に付属する性格の濃い六郷山をうかがうことができるよう思う。とにかくこの場合は、安貞二年五月よりも降って、天福元年八月以前に、無動寺領六郷山が確立したことになろう。そうすると、良快が天台座主に就任して、九条家のものが復興し得た段階においてであったことになる。

一方、(1)の史料が本来二つの文書であったとすれば、そしてさらに(1)(2)の注進状が安貞二年十二月よりものち、つまり道家が閑白になつてからものであったとすれば、また異なる理解が可能である。安貞二年五月付をもって、將軍頼経をも含めた九条家の再起を祈禱すべく、六郷山に指示が出され、たしかにその効驗があらわれて、その勸行目録を九条家に注進したとみることもできよう。そうすると、安貞二年五月段階ではすでに、無動寺領としての六郷山が確定していたとみてよいことになろう。

いざれにせよ、六郷山支配にとって、(1)の史料は留意すべき位置にあり、その扱いは充分慎重でなければなるまい。連署の寺院機構が、いかなる寺院のものであるかという点についても同様である。この点については、今考察する余裕がないが、ただ、この寺院機構の主体が明らかになったとしても、(1)の史料そのものの自己矛盾が解決するわけでは必ずしもない。もしそれが六郷山であったとしても、(イ) (ロ) (ハ) (ニ) が連なる文書（「六郷山衆徒御中」を誤写とみる）であったとは限らない。なぜなら、六郷山支配機構から「六郷山衆徒御中」に対して、勤行の施行がなされた文書の一部が、(ニ)に当たるかもしれないからである。逆に、それが六郷山以外の某寺院機構であったなら、(イ) (ロ) (ハ) (ニ) が本来別の文書で、某寺院機構が六郷山に勤行を命じた(ニ)の文書を想定することができるかもしれない。しかし、この連署を六郷山以外のものとする可能性は薄いよう思う。

もつとも、すでに述べたように、この連署の写しには疑われるふしがある。しかし今、僧官に限って正しいものとすれば、「執行」は六郷山のそれとみるのが妥当ではなかろうか。この「勤行目録」所収の(3)(4)には、それぞれ「六郷山執行」「六郷山別當執行」とみえるし、文永八年三月二十八日付僧淨源下作職壳券案（永弘文書六三号）にも、「六郷執行御房」とある。もちろん、三綱制も六郷山には存在した。元久三年四月二十六日付の安堵状（余瀬文書七号）では、「惣公文所上座大法師」がみえ、別當・権別當についても、六郷山内夷長小野文書案（正和四・嘉禄一、余瀬文書一一号）に、その事例が存するのである。

以上、ふつう「安貞二年の勤行目録」と呼ばれる(1)の史料について、若干の検討を試み、かつ基礎的な問題点を抽出してみた。たしかにこの史料は注目すべきものであるが、その活用には注意を要するという、ささやかな結論しか導き出し得ていない。しかし、余りに容易にこの史料が使用されているように思うので、あえて補論とともに、あわせてこの史料の重要性を指摘することとした。なおこの史料の問題点について、昭和五十三年当時の大分大学教育学部日本史専攻四年生の大波多哲朗君から有益なる指摘を受けた。大いに感謝するところである。

付 図 表

六郷山のうちに存在した、宇佐宮領田染荘に関する現地調査の一部成果を、付録として収めることにした。表(1)は、田染地区字名で、同地居住（豊後高田市嶺崎）の河野了氏作成のものである。図(2)は、永弘文書・到津文書等にみえる田染荘内の名・地名を現行字名と照合して、地図に表記したものである。旧道については、天保七年写の田染組絵図（本調査第一回報告書・大分県文化財調査報告第三十七輯に掲載）に記入されている道をもって復原した。また表(3)は、復原し得たと思われる名・地名の初見文書を示したものである。

名・地名に関しては、もちろん、照合不能なものが圧倒的に多い。いわんや、限られた復原にも、推定の誤りがあるかも知れない。今後、この復原図に改正および追加がなされれば、幸いと思い、あえて現行の結果を掲載することとした。なおこの調査は、昭和五十三年八月十日から三日間、さらに十月に二日間という短期のもので、決して充分なものとは言えない。それでも、以後の研究の参考資料となれば、存外のよろこびである。

またこの復原調査は、当時の大分大学教育学部日本史専攻四年生の広瀬謙治君の努力の賜物といって過言でない。さらに同三年生の山末博俊、同二年生の佐藤敬子・二宮利江の各君の協力も得た。広瀬君をはじめとする大分大学の諸君に謝意を表するものである。

なお、本報告書の脱稿から刊行までが長期間であったため、その間に、広瀬謙治「田染宇佐氏の動向—十三世紀中葉から十四世紀中葉までを中心にして」（『大分県地方史』九四）と海老澤衷「豊後国田染荘の復原調査」（『日本歴史』三九三）が発表された。今となつては、重複する結果ともなるが、なお補足の意味もあって、あえて(1)(2)(3)の図表を掲載することとした。広瀬・海老澤両氏の論説・図表も、是非あわせて参照されたい。

(1) 田染地区字名一覧

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
嶺崎	日の出	ひので	鳥目	嶺崎	六郎園		
	堀田	からすめ(ん)			上ノ原		
	鳥免				六反田		
	鈴ヶ森				行司田		
	園田				竹の下		
	江ノ元				池ノ内	イケノウチ	
	川原田				下山		
	田中	こばる			原原	はる	
	小原				ヒツヤ		
	松尾				ケシナ	けじな	
	恵良				合田	ごうだ	
	西田				上大平		
	上屋敷				大平		
	平原敷				多々良切		
	下屋敷				弓切		
	岩脇	いおき			上弓切		
	古野				合烟	ごうばた	
	中フチ				犬迫	イヌガサコ	
	中屋敷	かおとう			上犬ノ迫		
	カオトフ				タノキ堂		
	坂本				大小藤		
	畠				小米山		
	地蔵平				大山		
	高山				大山		
	サセフ	させふ			大空木		
	堂山				上空木		
	峰				空木		

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
嶺崎	舛 潤			平野	上 ノ 平		
	タ カ イ	た が い			シケ ヤマ	しげ やま	
	堂 山				田 代		
	大 平				池 上		
	門 天				嶽 下		
真中	惣 ケ 迫				宮 迫		
	赤 追				道 広		
	官 田		かんだ (で)		尾 尾		
	長 野				平 平		
	戸 原				迫 迫		
	大 門				岩 岩		
	大 平				下 口		
	旭 山				口 田		
	焼 山				野 野		
	一 つ				平 道		
	間 岡				道 畑		
	草 戸				尺 尺		
	北 場				本 本		
	隨 舞				軒 軒		
平野	前 田				觀 向	(大 曲)	
	城 山				向 向		
	東 菊				生 子	しょ じいわ	
	田 の 口				地 獄		
	土 ノ 尾				石 石		
	五 反 田				宇 須 ノ		
	西 菊 山				木 木		
	早 田	わ さ だ			迫 敷		
	前 田				敷 前	う す き	

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考	
平野	長 正	長政 長正		上野	平 原	ひらばる		
	下 小 曲				ヤ シ			
	上ノ久保	うえのくぼ			大 山			
	長 谷	ながたに			東 平	ヒガシビラ		
	平 畑				ツ ル			
	蘭 水				山 の 神			
	千 道	せんどう			尾 辻			
	小 曲				平 神			
	間 土 岩				雀 岩			
	中 尾				ナ ゲ 石	なげし		
上野	周 ケ 尾	しゅうがお			高 取			
	コブシ	こぶし			宮 原	みやのはる		
	スガフタ	すがふた			鍋 山			
	用 心 田	ようじんでん			牛 王	うしおうて		
	三 玉 田	さんおうでん			下 酒			
	市 場				流 屋			
	クツレ	くつれ			小 石			
	アラセ				口 原			
	小 石 原				峯 丸			
	西 ノ 尻				石 田			
相原	園 田				堂 平			
	大石川原				西 脇			
	ホキノ下				ヒ 迫			
	シマオサ	しまおさ			神 田			
	一 ノ 坪				上 畑			
	神 田	かんだ			上 反			
	牛 の 神				六 梅			
	平 畑				梅 反			
	立 石	たていし			小 五			
					深 郎			
						かんだばた		

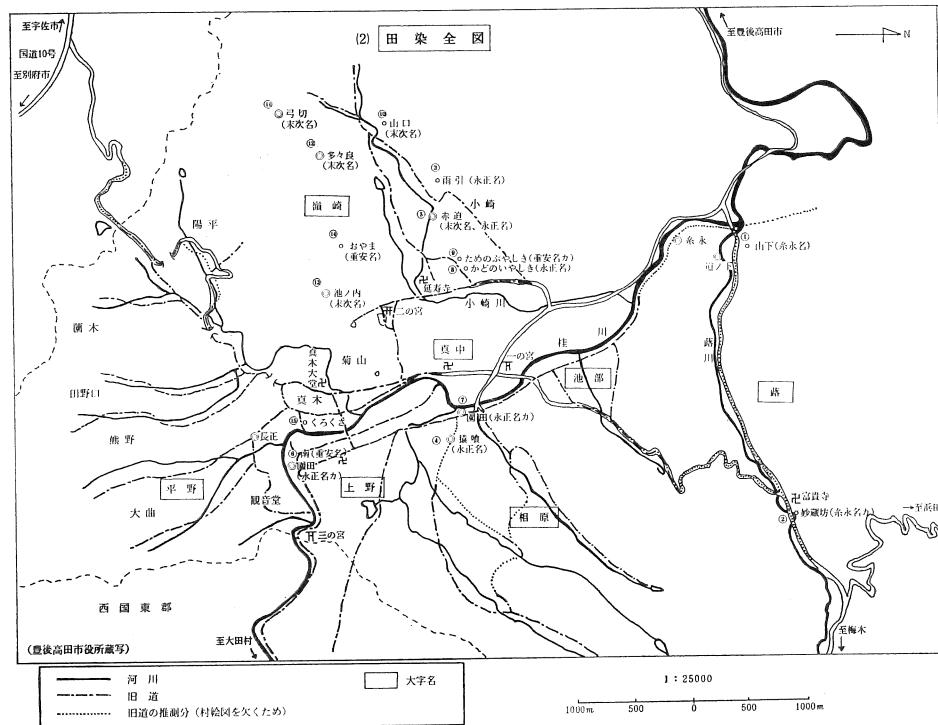
大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
相原	天久保	あまくぼ			四郎二郎		
	両田河内	ふたたごうち			池ノ中		
	柵木山	くぬぎやま			西原河内		
	夫舞				隠畠	かくればた	
	水谷				次原成	しげなり	
	葉山ノ上	はやまのうえ			新涯		
	障子ヶ迫				向山		
	影平				四反田		
	出水	でみず			沖田		
	宮の上				五反田平		
	大久保				岩ノ下		
	宮ノ原				坊園		
	丸尾			相原	桜畠		
	金丸田	かなまるでん			八ツ江	やつえ	
	ヒカケ				小松迫		
	向野	むくの			屋敷ノ下		
	向流田				中園		
	園田				東早稻田		
	早稻田	わさだ			戸成		
	神田	しんでん			庵の上	あんのうえ	
	サルバミ		猿喰み？		杉ノ木田		
	天涯		天蓋？ 田染P261 村誌		茶園		
	大石川原				政所	まんどころ	
	向田				屋敷		
	下高平		むかいだ		石割り迫山		
	広畠				丸畠		
	高平				畠田		
	中屋敷				ミソカルイ		
	円太郎				嶋巡		

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
相原	中河内	なかごうち	池部	日の鶴			
	東河内			中林			
	三ツ石			大平前		だいらまえ	
	柳ヶ谷	やながたに		呉竹林			
	吉ヶ迫			カジヤ林			
	限ヶ迫			大石			
	タブノ木迫			池ノ下			
	鶴ヶ迫			一ツ石			
	竹ノ迫			小カクラ		こかくら	
	朴ノ木迫			ソウツ		そうづ	
	柳渡			内迫			
	桜山			上ノ平		うえのひら	
	地蔵ヶ尾			峯ノ平		みねひら	
	大内ヶ迫			茶エン			
	宮ノ谷			五反田			
	瓦田			四十田			
	鴨ノ尻			年ノ神			
	麦田上			一ツ石			
露	下竹ノ迫		露	縄手(内)			
	畠迫	かこいさこ		熊畑			
	ニタ	にた		水ケ迫			
	森ヶ迫			熊迫畑			
	桃園			大尾平			
	井ノ尾			茂原			
	森園			甲ケ平		こうがへら	
	下山			山ノ神			
	深迫窪			深迫			
	葉山	はやま		紺屋畑			
	光枝	みつえだ					

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
落	立 畑			落	平 原	ひらばる	
	生 地 屋				金 政		
	百合ヶ山				寺 田		
	西 ケ 迫				近 石	ち け し	
	迫				奥 煙		
	永 迫				古 庄	こじようや	
	塚 原	つかわら			其 田	そ の だ	
	道 の 下				六 只	ろくただ	
	糸 永				宮 前		
	日 ノ 出	ひのづる			浦 山		
	竹 安				宮 上		
	古 屋 敷				西 迫		
	城 付	じょうづけ			堀 口		
	茶 ノ 木				政 所	まんどころ	
	ニ タ ノ				宮 谷		
	栗 灰	くりばい			坊 田	ぼ う	
	川 原 田	かわらだ			正 田	ぶっしようだ	
	大 迫				前 田		
	水 ケ 久 保				山 門	やま かど	
	小 河 内	おごうち			小 山	こ ざ こ	
	白 ハ ゲ	しらはげ			大 山		
	夫 婦 石	ふうふいし			峯 矢		
	小 豆 田 平	あずきだいら			尽 東		
	西 田 平				中 田		
	西 田				北 烟		
	棚	しがらみ			山 添		
	下 ノ 原	しものはる			鳥 越		
	塔 ノ 尾						
	音 無 久 保	おとなしのくぼ					

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
落	柵 木 山	たのきやま		落	桜 山		
	タタケカキ	たたらがき			上水ヶ迫		
	音 世 山	おんぜやま			九 日 田	ここぬかでん	
	水 ケ 合				フクイ迫	ふけんさこ	
	喜 十 坊	きじゅうぼう			上 影 平		
	宮 野				源 太 郎	迫	
	岡 尾				小 尾	こ ざ こ	
	岡 ノ 下				ノ	おの さこ	
	真 駄				川		
	大 畑				大	内	
	中 畑				鬼	平	
	穴 井 本				下 川	迫	
	向 田	む こ だ			ヒ 郎	内	
	久 京 坊	くきょうぼう			高 平	迫	
	下 タ 山				ハタケシロ	平	
	尾 田				畑	原	
	長 葉 寺				ノ	中	
	カセノハマ	かやのはな			中	園	
	岡 田				尾	迫	
	ヲ ン 畑				山	田	
	朝 ノ 迫	あさのさこ			中 宮	谷	
	崩 中 迫				宮	脇	
	中 宮 前				陽	平	
	入 口	ま て			二 ノ	東	
	的 場				屋	敷	
	葉 迫	は さ こ			本	明	
	神 田	しん でん			前	田	
	グミガ迫				真	貝	
					中	野	に の ひ ら
							ほんみょう
							ま が い

大字	字	よび方	備考
落	大 森		
	ビ ワ 番		
	堂 尾		
	阿 部 木		
	西 ノ 谷		
	僧 都 迫	そうずさこ	
	(二) イ チ		
	西 ノ 平		
	中 ノ 迫		
	船 ケ 迫		
	野 鋤 添		
	山 鋤 山		



(3) 名・地名初見文書一覧

おわりに・問題点と今後の課題――

三年に渡って、三度に及んだ記録・古文書の調査は、国東半島六郷満山地域に伝存する史料の確認と、それを通じて六郷満山としての歴史的性格を、少しでも明らかにしようとしたものであった。しかし、調査方法の不備や、発見された史料の考察が充分深められていない点など、多くの反省を含んでおり、かつ今後の課題も少なくない。

まず調査方法に関する問題点であるが、いわゆる六郷満山寺院を中心に調査したため、社家および民家に架蔵されているはずの史料を、多く見失っているのではないかという点が、第一に上げられる。特に地域の性格からして、宇佐宮もしくは石清水八幡宮につけたる八幡神系の諸社は無視できなくて、その欠落は多くの反省を含む。奈多八幡に関してのみは、追加調査し得たが、たとえば椿八幡等の関係諸社・家には、まだ未見の史料の伝存する可能性がある。一方、民家私蔵文書としては、古庄屋はもちろん、中世武士団の系譜を引く諸家にも、その伝来が予想されるが、多くはその調査対象に含まれていない。

第二の点は、調査に当たる前提としての、予備調査もしくは情報収集が不足していたことである。たとえば今日、この地域についても、数種の市町村史が刊行されている。それぞれ個別の評価は別にしても、その執筆前に収集された史料で、紙面に紹介され掲載されないままのものも、多々存在する。いわゆる市町村史編纂に当たつての、史料ノートの類であり、稿本である。これらの努力を参考し得なかつたのは、情報収集不足というほかない。最近、『田染村史』の稿本をたまたま閲覧する機会があつて、その感を強くした。史料の所在やその性格が、能率的に把握できるからである。

つぎは、発見史料の性格と考察および今後の課題についてである。すでに回顧したように、多くの不備を有する調査ではあつたが、その調査の範囲内で史料の性格を概観しても、實に多岐に渡る。地域的にも、時代的にも、内容的にもそう言える。まず時代別にみると、古代史料はあらたに発見するところがなかつた。すでに公にされている当地所在の文書や金石文に關しては、本調査の対

象外として扱っていない。試みにその大要を記しておくと、文書としては「奈多八幡宮縁起私記」所収の文書写があり、金石文は以下のものとなる。長安寺塔龍天童子像銘（大治五）・長安寺銅板経銅管銘（保延七）・奈多八幡社陳道面銘（応保二）。文書・金石文いざれとも、「平安遺文」にとられていて、広く利用されるところである。

中世史料については、すでに『大分県史料』¹⁰第二部にそのほとんどが収録されており、金石文に關しても、『大分県金石年表』『大分県の文化財』等によつて、一部が公刊されている。本調査では、一部重複してとりあげたものも若干あるが、延寿寺石殿銘（豊後高田市嶺崎）などは、すでに指摘したように、あらたに注目されるべき金石文といえよう。また文書としては、河野正二家文書（豊後高田市真中）・渡辺敏代家文書（豊後高田市嶺崎）が確認された。前者の文書二通（康安二年十一月十一日大友氏時書下状・年不詳七月七日大友氏時書下状）は、「永弘文書」にみえる案文もしくは写に対する正文である。一方、渡辺家文書は、正文・写ともに存在し、今川了俊書状（正文）は、今後活用されるべきものと思う。なお最近、「安東文書」写も同家に存在することが確認された。また、六郷満山支配機構や信仰をうかがうことのできる、長安寺藏の諸記録類や、天念寺大般若經・千燈寺藏源統幸願文写などがある。中世史料は、西国東郡地域に多く伝存するのが特徴と言えよう。

近世以降の史料は、もちろん伝存率が高い。性格からいうと、第一に、寺院再興造営の記録類で、とりわけ棟札が多い。たとえば、安永十年を中心とする真木大堂の再興にかかるもの、宝永五年の丸小野寺講堂再興を記録した棟札などは、その「結衆」の実体がよくうかがわれ、大小工も知ることができる。建築史の観角からも、参照すべき点が多いと考えられるが、近世寺院と村落結合についてには、今後検討されなければならない。

第二は、近世さらには明治期に及ぶ、六郷山の修業・修法関係の史料がある。清淨光寺には、明治期の伝法許可状が多く保管されていて、いざれも天台宗のものである。また宝命寺には、少なくとも延宝六年以前から伝授されていた「大智歎喜天浴油法」をはじめ、大正期にまで及ぶ作法の類が数多く伝来している。大聖歎喜天供は、十一世紀の往来物『新猿楽記』によると、「聖天供」と呼

ばれて、京内でもすでに広く民衆のおこなうところであった。夫婦和合の祈禱でもあり、宗派を度外した根強い民間信仰・密教信仰である。これらの史料は、東国東郡地域に比較的多く伝わるのが特徴で、しかも今日無住の寺にいすれも保管されているのは、果たして偶然だらうか。もちろんさらに、多くの修法関係史料が未見のまま伝存していると考えられて、六郷満山そのものを問う場合、やはりこれらの史料はそれ独自に調査されることが肝要である。そのためには、無住寺院が一つのメルク・マールになろう。

第三は、幕藩制下における寺院統制を知り得る史料がある。杵築藩の場合はその好例で、「寺社法拾録」については、さきにその大要を記した。ただその際注目すべきことの一つは、中世以来の寺院形態を、いかに改編していくかという点である。「城内」およびその手永と周辺が幕藩制下における寺院統制をよく完遂しているのに対し、遠距離もしくは外縁に到るほど、中世的形態をより多く保っているように思われる。今後、考察されなければならないまい。

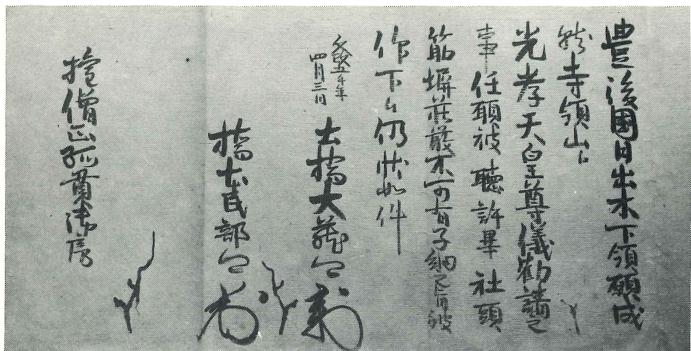
第四は、縁起類である。これはいわゆる「人間（仁聞）伝承」にもかかることで、その民衆意識の変遷を辿る、一種の歴史的史料と言わなければならぬ。それは同時に、生活と歴史思想でもあって、修法関係史料の場合と同様に、専一な、そして体系的な史料収集と検討が必要であろう。おそらく善本・悪本とりまして、大部の収集が予想されようが、そこから伝存関係を考証して類型化を試み、思想史的な考察が期待される。

第五は、修驗関係史料である。その一部は報告したが、六郷満山のいわゆる天台密教とはまた性格を異にするもので、やはり個別の調査がなされるべきであり、その上で六郷満山での歴史的位置付けがなされなければならない。

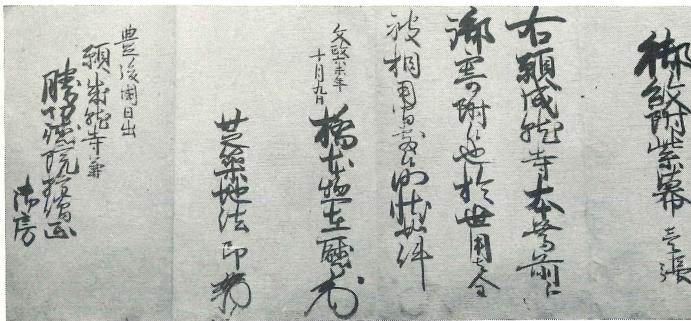
第六は、検地帳などの農村支配・土地制度関係の史料である。本調査では、豊後高田市中央公民館蔵の目録だけを記したが、同市田染支所にも、検地帳が架蔵されており、今後の調査が待たれる。

以上、これまでの調査の大要を整理し、かつ今後の課題をあわせて提示した。とにかく六郷満山の調査と言った場合、たとえ限られた地域だとしても、史料は多岐に渡り、やはり個別のテーマを設定して、それに従って史料を順次収集整理していかなければ、実

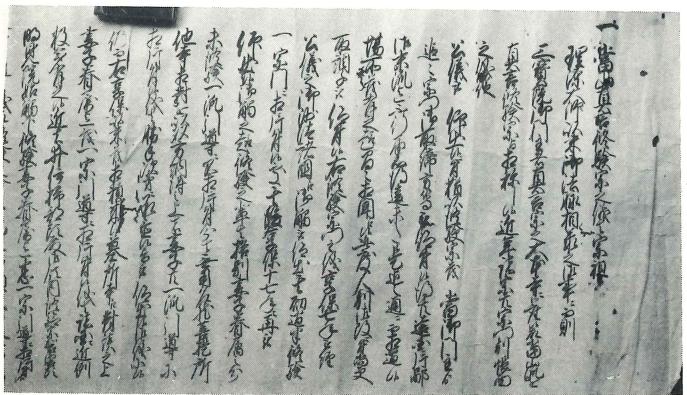
りある成果は期待できないだろう。古代・中世史料に関しては、これまで公にされた史料を充分検討しつつ、新史料の理解にとりくまなければならないし、近世以降の史料については、個別テーマごとに史料収集がなされるべきで、その成果はまた、六郷満山の古代・中世史に生かされねばならないと確信する。



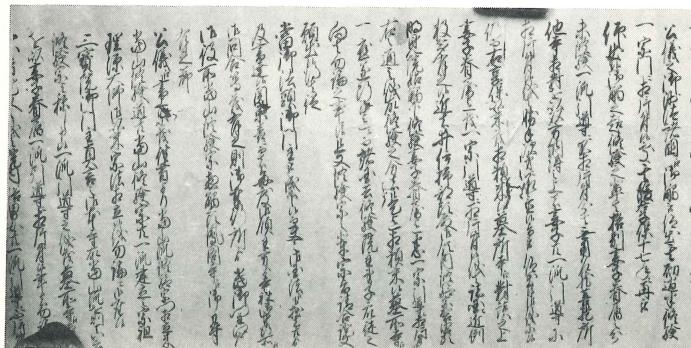
願成就寺聽許狀（願成就寺）



御紋附紫幕寄附状（願成就寺）



醍醐寺三宝院御触書（蓮花寺）

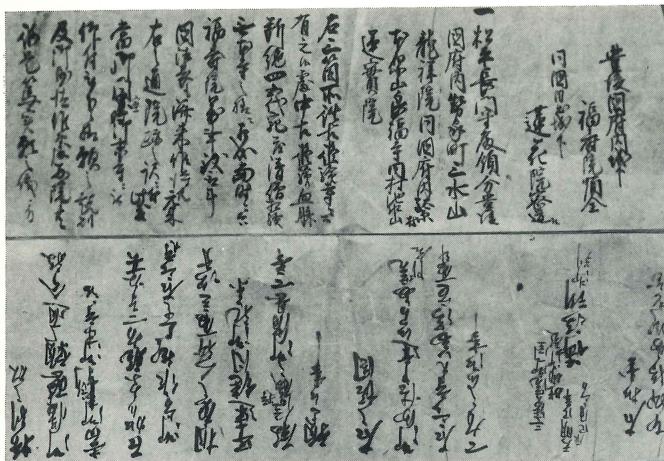


醍醐寺三宝院御触畫（蓮花寺）

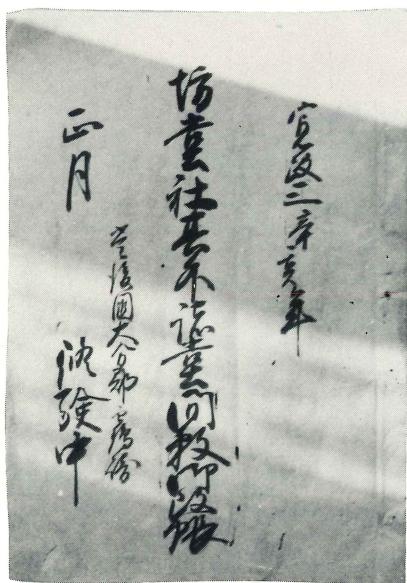
醍醐寺三宝院御触書（蓮花寺）

鳳閣寺より指出書付写 (蓮花寺)

蓮花院寺領寄進狀（蓮花寺）



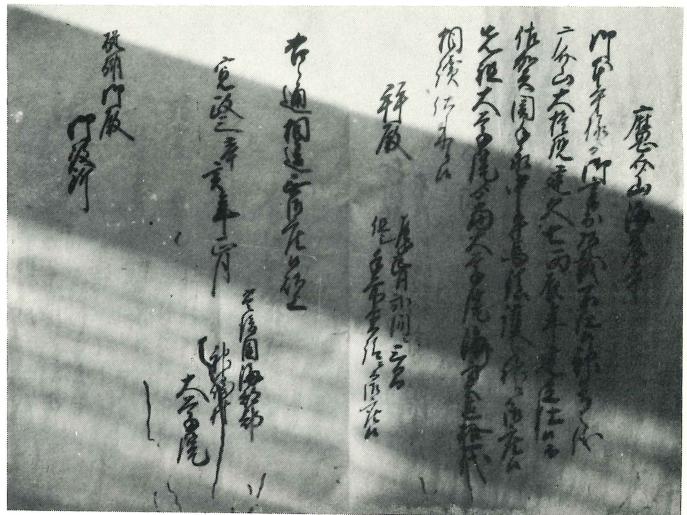
醍醐寺三宝院御触書写（蓮花寺）



坊堂社其外諸堂間數改帳（蓮花寺）



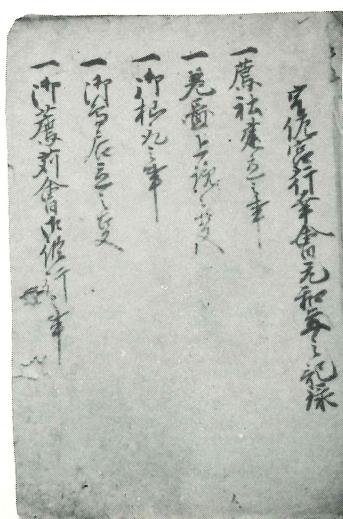
坊堂社其外諸堂間數改帳（蓮花寺）



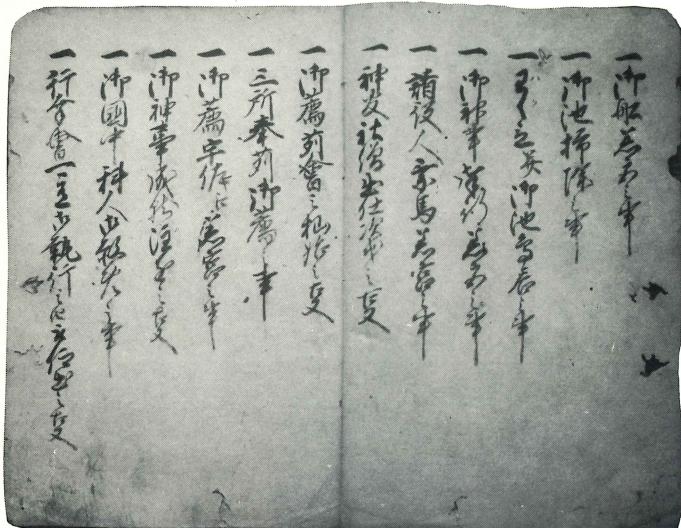
坊堂社其外諸堂間數改帳（蓮花寺）



豐後國大分郡當山派修驗新舊改帳（蓮花寺）



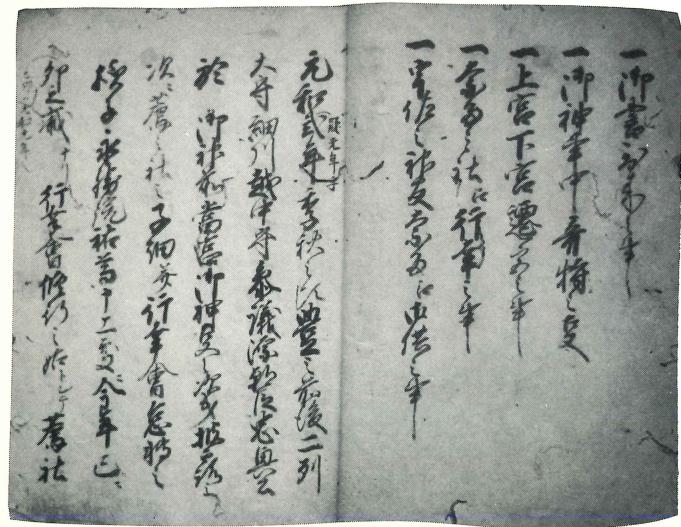
宇佐宮行幸會元和年之記錄（奈多八幡宮）



宇佐宮行幸會元年之記録（奈多八幡宮）



宇佐宮行幸会元年之記録（奈多八幡宮）



宇佐宮行幸会元年之記録（奈多八幡宮）

法七

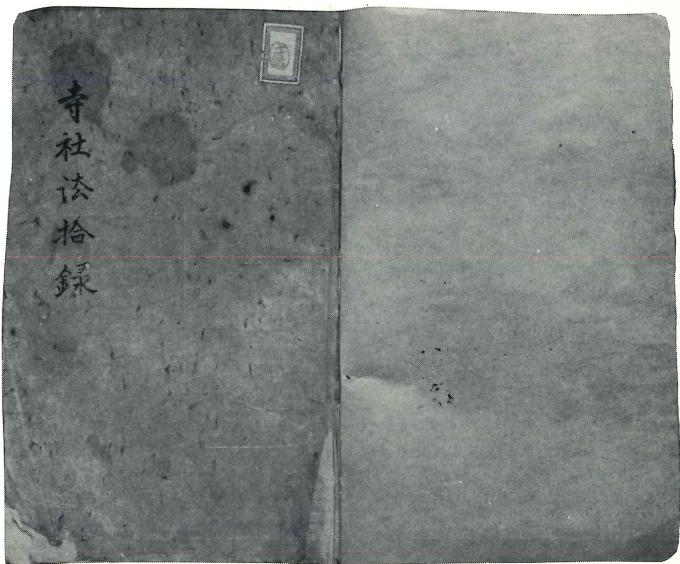
寺社法拾錄

寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄

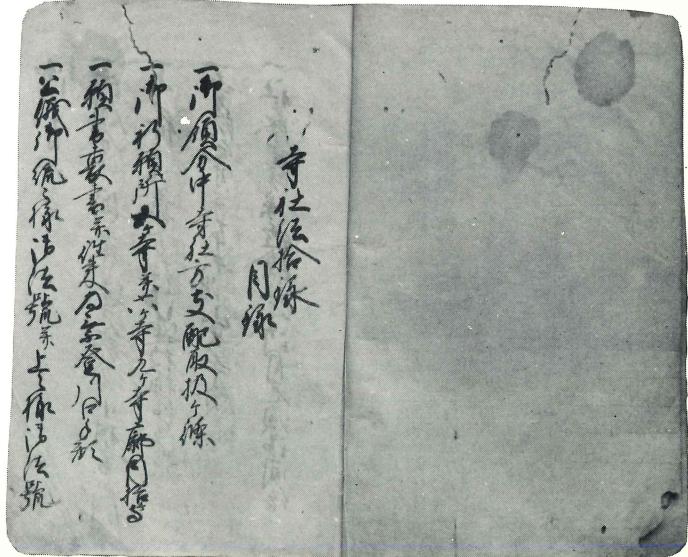
寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄
月錄

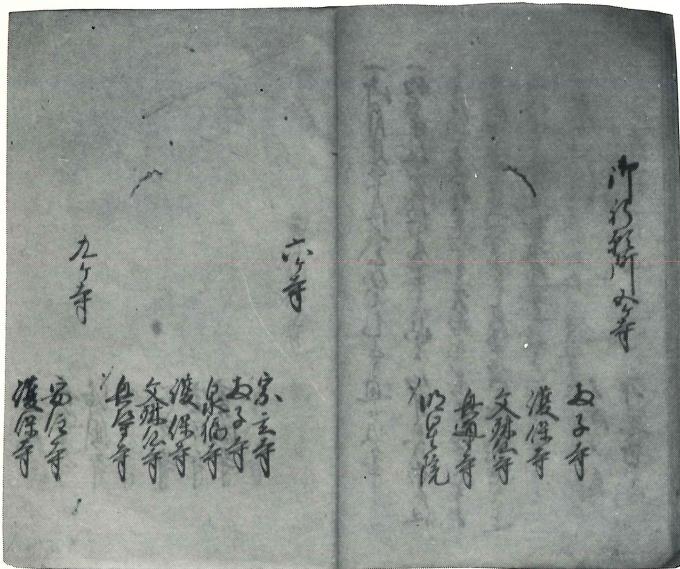
所屬金井寺社方支配取扱手帳
所持額附大寺本寺末寺等處同様
一箇月裏書類付集合本年會同月款
一箇月裏書類付集合本年會同月款
上所記法號

寺社法拾錄（杵築土居文庫）

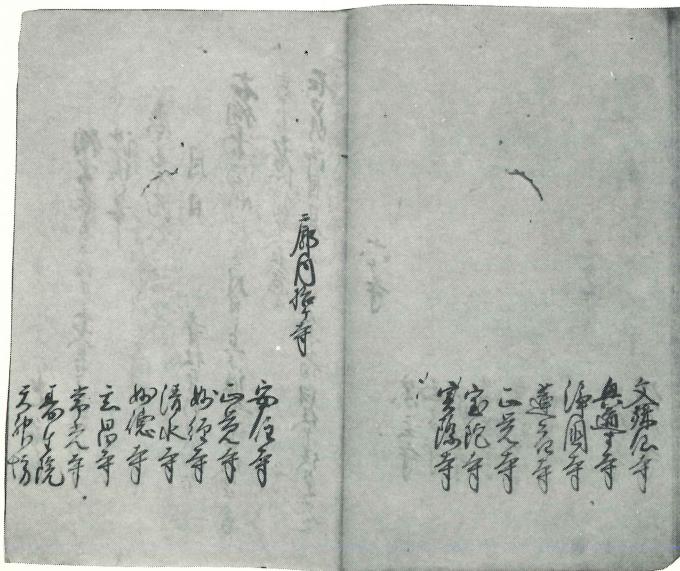




寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄 (杵築土居文庫)

光
華
院

猶言書生進來。家堂也。重於川河多矣。
是故一事

秦書不而絕之通者也

周易

在日之時目見少不為多者固無後之歲人
嘉其意復何事也

寺社法拾錄（杵築土居文庫）

光緒己巳七月
王仲深題蓮峯堂
記

歲次己未夏月
吳昌碩書於上海寓處

香院
山号
寺號
順陽
佑之洞

行東
寺額四百石
御糧御番石
大心山
卷之三
松雲山常念寺
三藏人
行東
寺額四百石
御糧御番石
大心山
卷之三
松雲山常念寺
三藏人

寺社法拾錄（杵築土居文庫）

八後毛永奇

卷之三

10

1

卷之三

12

4

10

卷之三

三

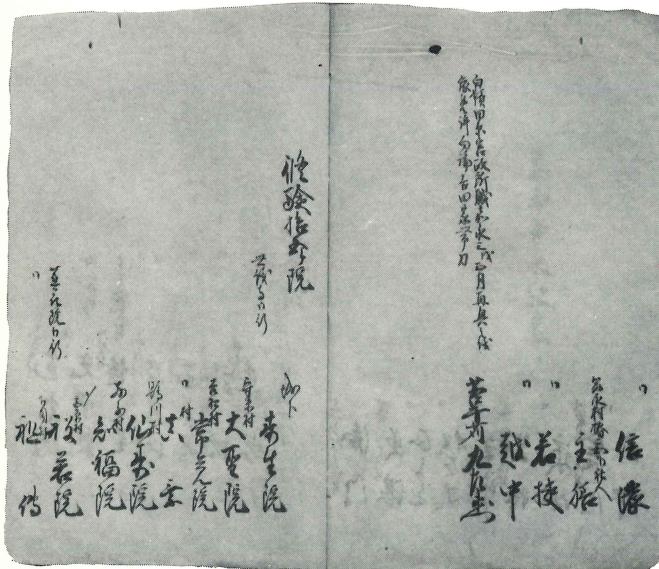
b
3

10

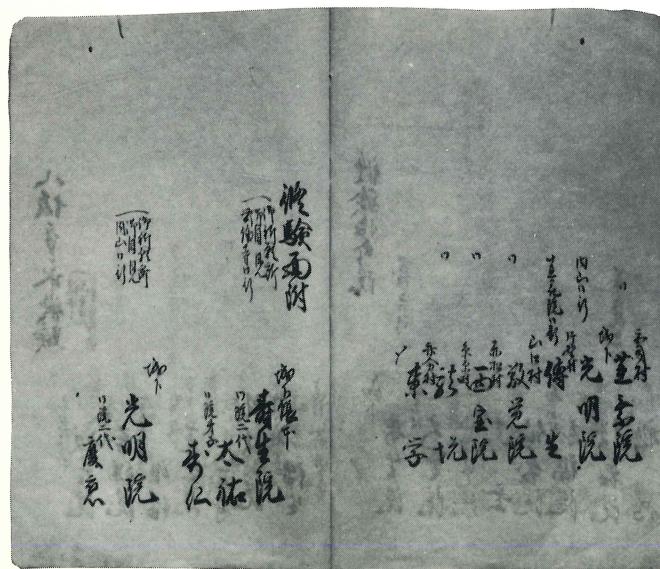
寺社法拾錄（杵築十居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）

八旗重文獻

卷一百一十一

五言律詩
送友人
王昌齡
長安送別
東邊日出西邊雨
道是無晴卻有晴
遠近高低各不同
不識廬山真面目
只緣身在此山中

寺社法拾錄（杵築土居文庫）

南陽志

金華書
清心院

八坡亭水自傳
如行

宋故多識齋

大同山房

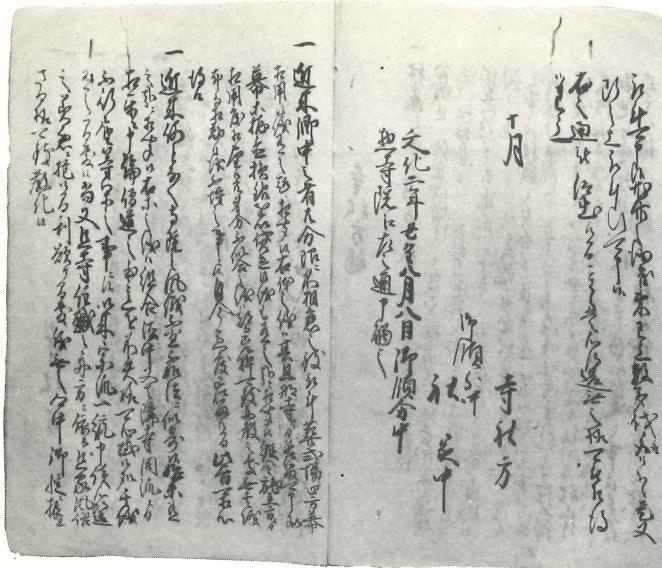
西寧
馬家
縣
海晏
縣

水之南側
山東
日月山清心院

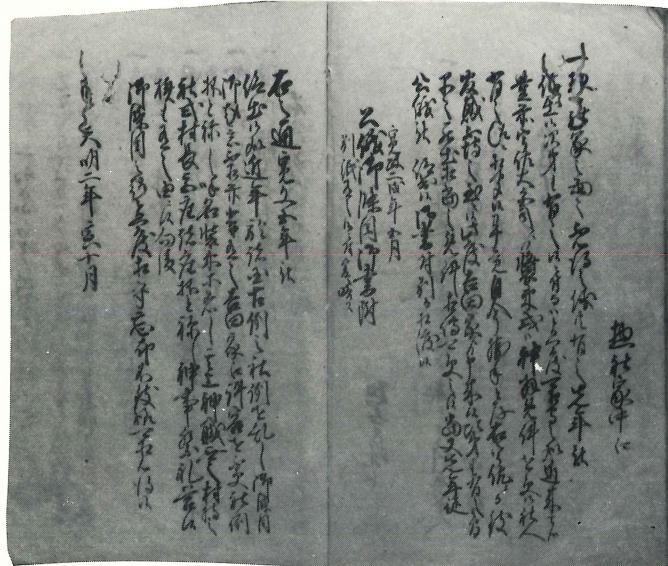
寺社法拾錄（杵築土居文庫）

奇經方解

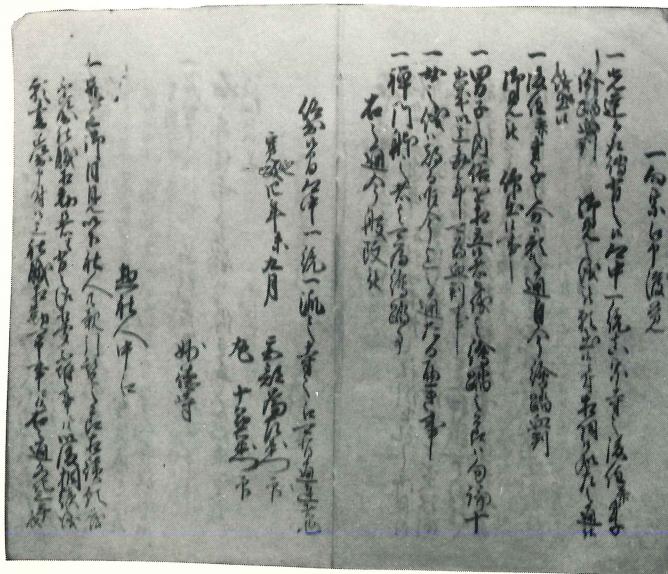
寺社法拾錄（杵築十居文庫）



寺社法拾録（杵築土居文庫）



寺社法拾録（杵築土居文庫）



寺社法拾録（杵築土居文庫）

六郷山寺院とその建築

青山賢信

六郷山寺院とその建築

一はじめに

今回の調査は杵築市・日出町・山香町・大田村を対象地としたが、江戸時代の建物としては、山香町の西明寺観音堂・毘沙門堂（仏壇部分のみ）・山王権現社、小武寺観音堂の他は日出町の蓮華寺庫裏がわずかにあげられるにすぎない。杵築市の東光寺、日出町の願成就寺は明治以後の建物しかなく、大田村の下山観音堂は厨子だけ、山香町の水月寺は建物も記録も残さないなど、見るべき建物が残されていなかった。

今回の調査で六郷山寺院に関する調査は一応終了することとなるので、本報告書ではまず今回の調査寺院について解説し（建物を残さず記録も殆んど無い水月寺・吉水寺は除いた）、次に前二回の調査を含め、六郷山寺院の建築について検討した。但し第一回目の調査寺院についてはこれに参加していないため、報告書を基に、今回の調査後それらについて補足調査を行なった。

二 調査寺院の解説

（一）東光寺

杵築市横城

当寺は杵築市の東北端、海岸より約二・五秆入った横城山の東山腹にあり、横城山東光寺と称する。
仁安三年（一一六八）の「六郷山二十八本寺目録」（『太宰管内志』）に中山分本寺十ヶ寺の一つにあげられており、本寺として

は最南端に位置していた。なお、『託宣集』によると、当寺は回峯行における終着地であった。

貞応二年（一二二三）には豊後守護職大友能直は当寺の院主職を七男能郷に譲つており（中野幡能『八幡信仰史の研究』）、五年後の安貞二年（一二二八）の「豊後国六郷山諸勤行並諸堂役諸祭目録」（『太宰管内志』）にはその名を見せない。しかし、弘安七年（一二八四）の「異国降伏御祈禱御卷数目録」（『太宰管内志』、「長安寺文書」）、嘉元二年（一三〇四）の「六郷屋山例講谷役配注文」（『太宰管内志』）には再びその名を見せ、別当役を勤めており健在であったことが知られる。

建武四年（一三三七）の「六郷山本中末寺次第並四至等注文案」（『大分県史料』第三巻、「長安寺文書」）に

一 横城山 限東タチノ隈
限南カリ宿堺
限北松弘堺

とある。これは寛文年中（一六六一—七一）に良印法師による「横城山四方指山境内覚」（寺藏文書）に

東塙屋立熊限
西山口樋村限

南狩宿村外ヨリ限
西北本村松広川限

末寺 内迫山覚安寺当山末坊也、

とあって、寺を中心約三秆四方を占めていたことが知られる。

また暦応元年（一三三八）の「叢山無動寺別当光澄下文案」（『太宰管内志』）に「豊後国六郷山執行並屋山、長安寺除、両子山除財善、横城半分、千灯口田畠事」とあり、室町時代の「定額院主目録」（『太宰管内志』）には「横城山東光寺院主真乘院ノ徒十二房」とあって、この頃にはかなりの寺勢を有していたものと思われる。

ところで末寺覚安寺は、開山の位牌銘によつて（『閑居口号』）、天文二十年（一五五一）をあまり遡らない頃の創建とみられるので、この頃にはなお余勢を保つていたと見られる。

良俊法師の記した縁起によれば、その後寺は大友宗麟の仏閣破却により鳥有に帰し、良俊法師がこゝに草堂を造つた寛文頃にはす

でに寺勢はなく、再興も祭礼もまゝならぬ状態となっていた。この時どの程度まで再興されたかは明らかでないが、貞享二年（一六八五）には、奈多八幡若宮社改築の祭典に際し、当寺僧が小城宝命寺、興導寺の寺僧と共に御迎講として参加するまでに回復していたようである（「奈多八幡文書」）。宝永二年（一七〇五）に当寺を訪れた『閑居口号』の著者諏訪寛村は当寺を東光坊と記していることからすると、本堂と庫裏を一つにした堂庫裏形式の建物があつた程度であつたろうか。この時には、峯入りに際し当寺と共に巡礼を受けていた覚安寺は「絶え／＼なる草堂」と化していた。

安永五年（一七七六）の「天台宗豈後国六郷山寺院名簿」（両子寺文書）には

安岐郷横城村横城山東光寺 松平筑後守領

右 山門末 檜那三十軒

一 六所權現宮

一 本堂 薬師^{日光}月光十二神將

一 堂 三

寄付田畠五段二十九歩高、三石九斗四升毫合

山林三町四方

末寺 経田阿弥陀 在山口村

覚安寺 在西本村

とあり、この当時の六郷山寺院としては一応の寺勢を有していたようである。由緒書によると元文四年（一七三九）中興開山了秀大和尚再建とある。そのよりどころは詳らかでないが、この了秀代に安永に見られるような寺觀を整えたものであろう。なお寛政二年（一七九〇）には寺領壱石五斗三升弐合五勺となっている（「寺社法拾録」）。

明治初年頃には、「天台宗本末寺其外明細記」（両子寺藏）に

滅罪檀家

三拾軒

境内除地

東西式拾三間
南北拾三間

但境外合田反別六畝四步旧来右同断地
畠反別五畝四步旧来右同断地

境内惣地坪

武百八拾六坪

六拾四坪 本堂庫裡 拾四坪 納屋

合七拾八坪 空地
式百八坪 建物

とあるが、明治二十三年の「寺院明細牒」（大分県立図書館蔵）によれば、本堂庫裡（豎五間四尺・横拾壹間三尺）の他に薬師堂（豎二間一尺・横二間一尺）の存在が知られる。

この頃に六所権現の建物があつたか否かは明らかでない。

現存建物としては本堂庫裡と薬師堂があるが、本堂庫裡は戦後の再建になるものであり、薬師堂は明治期の建物である。なお山頂にあつた六所権現の建物はない。

(二) 願成就寺

日出町藤原赤松

当寺は赤松山願成就寺と号し、日出町の北端、国道一〇号線から杵築への道が分かれる分岐点に位置する。杵築市の守江湾にそゝぐ八坂川はこのあたりでは南北に迂回して流れ、ようやく山合いが開けてくるところで、寺はその西側の台地上にほど南面して建つ。

寺伝によれば、仁聞菩薩の開基とし、最後に当寺を建立したことにより願成就寺と号したとする。仁安三年（一一六八）の目録に

は末山分末寺としてあげられている。

建武四年（一三三七）の「四至等注文案」には、

夷山之末寺

一 賴成就寺

限東美尾 限西笈立松
限南永小野 限北久保大道

とあり、夷山靈仙寺の末寺であったことが知られ、また僧栄賢の建立になる応永元年（一三九四）の銘を有する大きな石造宝塔があるので、この頃にはかなりの寺勢を有していたらしいことが推察される。

その後江戸中期に至るまでの状態は詳らかでない。安永五年（一七七六）の寺院名簿にもその名を見せず、『太宰管内志』でも当寺の事はふれられていない。

ところで、明治二十年代の作成とみられる「速見郡寺院明細牒」（大分県立図書館蔵）には「当山ハ養老二年ニ仁聞菩薩ノ開基ニシテ爾來道徳僧無之時弘化三丙午年大阿闍利順照ナル僧再興」とある。その出典は詳らかでないが、文政六年（一八二三）本尊前の紫幕寄進の事等がみられる（「寺藏文書」）この頃にはかなりの寺勢を有していたようであるものの、幕末から明治にかけては檀家も田畠もない状態に落ちていっていたようである。それでも明治四年の寺藏の記録には、

滅罪檀家

無檀

境内東西南北山々入

但シ境外田畠無之、

境内惣地坪三百三拾二坪

内	三十七坪	本	堂	九	坪	薬師	堂
	三拾九坪	庫	裏	三	坪	大日	堂

八	坪	伽	藍	九	坪	茶	堂
二	坪	僧	正塔	四	坪	鐘	堂
一	坪	黑	門	二	坪	香	堂
六	坪	本	門	四	坪		
拾	三坪	西長屋		拾	八坪	北長屋門	

九	坪	東長屋		二	坪	籠	
拾	七坪	木納 ^{二ヶ所} 屋		三	坪	柴小屋	
一	坪	手水鉢		四	坪	馬屋	
三	坪	風呂場		九	拾坪	不淨場	
九	拾坪	菜園					

百拾七坪 建物

内九拾坪 菜園

四拾五坪 空地

とあるように、かなりの建物を保有していたことが知られる。しかし、これらの建物は相当腐朽していたらしく、建て替えられるか破却されてしまった。

その後明治七年に本堂がそれまでの倍の広さを持つ七間堂として再建され（棟札）、明治十年山門（三間一戸重層門）、大正初年頃に庫裏が再建された。なお輪藏は明治十五年に新たに建立されたもので、県下では最も新しい輪藏と思われる。こうして寺觀は一

新され現在に至っている。

(三) 蓮華寺

日出町日出

寛政三年（一七九一）の「境内堂社等書上帳」（当寺藏）に

三宝院御門跡御直末寺

木下主計頭領分

豊後国速見郡日出城下

真言宗修驗兼帶

蓮華院

一 護摩堂一字 但シ御領主ヨリ御建立

本尊不動明王 但シ御領主ヨリ御寄附

弘法大師木像 但シ御領主ヨリ御寄附

兩界曼荼羅並十二天画像 右同断

役行者木像 但シ手前ヨリ安置

右護摩堂之分

一 愛宕堂一字

拝殿二間半小板葺
二間半ニ三間瓦葺

本地仏勝軍地蔵

但シ御領主ヨリ御寄附

兩脇士不動毘沙門

但シ御領主ヨリ御寄附

石鳥居并樓門等

右同断

一 太郎坊小社

石鳥居

右同断

一 地蔵堂一字

二間半三間瓦葺
但シ御領主ヨリ御建立

本尊延命地蔵尊 同御寄附

一 稲荷小社 但シ小板葺手前普請

境外之外

一 金毘羅遙拝所 但シ瓦葺手前普請

以上堂社之分

一 庫裡玄関迄三間半拾間余茅葺

但シ此分手前普請

一 客殿 二間半六間茅葺

但シ此分手前普請

一 長屋 二間半五間茅葺

但シ此分手前普請

一 土蔵 二間二間半右同断

一 門 瓦葺手前普請

一 境内 東西式拾九間余除地

一 愛宕山 圓海寺

とある。

開基を寛政三年から二百年とすると天正十九年（一五九一）頃となるが、明治二十年代の「速見郡寺院明細牒」（大分県立図書館蔵）には「中興以前不詳、慶長年度御領主木下延俊再建」とあり、慶長六年（一六〇一）に入部した日出藩初代藩主の中興といふ。

当寺には次の如く寛文元年（一六六一）、宝曆四年（一七五四）、寛政十一年（一七九九）の地蔵堂棟札、正徳二年（一七一二）

の觀音堂棟札、文政十三年（一八三〇）の護摩堂棟札を残すが、いずれも領主木下氏による建立であり、歴代藩主の崇敬を受けていたことが知られる。

寛文元年

入仏導師

奉建立地藏堂一字 豊臣氏木下主計俊長武運長盛祈所

九月吉祥日

蓮華院法印根岸示之

一切日皆善 一切宿賢諸仏皆威徳 墓牢地神諸輿眷屬

支

（大日如來報身真言）

導師蓮花院法印慧等
畔

羅漢皆斷漏以斯誠實言願我成吉祥文八大竜王侍者諸眷屬

裏

表

宝曆四年
戊午年

奉再立地藏堂一字 日出城主從五位下木下大和守豊臣俊泰

十一月吉祥日

裏

導師 蓮華院法印空諱

奉行

二宮祖右衛門道兼

副

手嶌六兵衛政勝

大工

高橋弥右衛門景義

小工

高橋武七景綱

表

寛政十一龍集己未

奉再建地藏堂一字 日出城主從五位下木下主頭豊臣俊懋

十一月摩訶吉祥冥

裏なし

正徳二壬辰年

惣奉行
長沢勘助正胤

大工
高橋彥助景命

表

奉造立觀音堂 日出城主從五位下守右金吾次將豊臣朝臣木下俊量

惣奉行
吉田友右衛門則方

小工
高橋善助景宅

(割れ)

裏なし

表

文政十三庚寅年

奉再建護摩堂一字 日出城主從五位下木下大和守豊臣俊敦

六月吉祥日

裏

圓海寺十三世法印空靜

奉行 手 嵐 直 助

大工 高 橋 勝五郎

小工 高 橋 勇 吉

ところで、明治の明細牒によれば、本堂堅三間・庫裡堅四間・門堅一間二尺・地藏堂明治八年壹月空源建立横一間三尺とあり、この時

には觀音堂はなかったことが知られる。なお本堂は護摩堂のことである。

現在は本堂（護摩堂）と客殿庫裡を残す。

本堂は柱間三間四方、前側西に縁勾欄を廻わし、正面に一間の向拝を設けた、屋根方形造り棟瓦葺の堂で、棟札により文政十三年（一八三〇）に建てられたことが知られる。

客殿庫裡は桁行十一間半、梁行五間、屋根入母屋造棟瓦葺の建物であり（写真1、図1）、寛政三年の記録と規模形式を異にするので、その後の再建となる（「明細牒」の間数は身舎部分）。おそらく本堂の再建とほど同じ頃のものであろう。現在改造や増築が行なわれているが、復原すると中央に式台玄関を設け、客殿部は矩折れに配した大床を持つ十二畳と、床棚を備えた八畳の座敷とから成る。玄関裏の住職の居間は、玄関境、座敷境を壁で閉ざし、床を設け、床裏に物入れを配するなど古風な方式が見られる。国東

半島では今までこうした形式の建物は見出していない。なお、土間沿いの表側の室も旧状は明らかにしがたいが、戸棚等の痕跡を残し、これも他に例を見ないものである。

四 西 明 寺 山香町内河野

当寺は山香町のほゞ中央に聳える標高四一八米余の大村山東側山中に位置する。麓から約二十分程登るとわずかに石垣を残す坊跡があり、それより更に十分程で寺に至る。

寺は辻小野山西明寺と号し、仁安三年（一一六八）の目録には本山分末寺十五ヶ寺の一つにあげられている。安貞二年（一二二一八）の目録、文永元年（一二六四）の年代記（『太宰管内志』）、弘安七年（一二八四）の目録にもその名を見せ、嘉元二年（一三〇四）には屋山長安寺の例講にも名を連うねている。この頃までは六郷山寺院中でも相当な寺勢を有していたようであるが、建武四年（一三三七）の四至等注文案には「山香郷司家忠以来押領」とあり、定額院主目録にはその名をみせない。

その後については詳らかでないが、慶長三年（一五九八）の觀音堂、元禄十年（一六九七）の毘沙門堂、同十二年（一六九九）の山王權現宮の鰐口が残されていて、法燈は維持され崇敬を受けていたことが知られる。この鰐口はいずれも安倍氏の寄進になるもので、山王權現宮の鰐口銘によれば安倍氏は根来住とある。

安永五年（一七七六）の寺院名簿には

速見郡山香郷辻小野山西明寺 日出領

右山門末

本尊不動

一本堂 千手觀音 法華三十八軀 風天雷仁
合三十一軀

一 毘沙門堂

一 山王権現宮

神樂堂

社高壱石五升

六所権現 地藏 觀音 石躰無堂社

仁王門

とある。

山王社については安貞の目録にみえ、六所権現とともに法会修法が行なわれていて。元禄の鷲口を残し、安永には神樂堂を有するなど、山王社に対する崇敬の深かつたことが知られる。六所権現社は以後も再建されなかつたらしい。

こうして一應の寺勢を保持していた当寺も、江戸末期には廃寺に近い状態になっていたらしく、伊藤常足は『太宰管内志』に国人云として、「今はいたく衰えたり本堂ノ広き四五間許にして本尊は千手觀音なり、寺は東に向へり山下より一丁 許上にあり古は大寺なりしを今は荒廢甚し」と記している。

ところで、明治の「豊後国境外仏堂明細帳」（大分県立図書館蔵）には

速見郡内河野村字辻小野山

天台宗比叡山派 觀音堂

一本尊 千手觀音

由緒 養老元年創立抑モ當宇ハ住古ハ属下六坊ヲ有シ建長年中北条時頼西国巡視ノ際当地ニ來リ一寺ヲ創立シ西明寺ト稱ス合シ

テ七坊トナル其後大友氏ノ殘暴ニ係リ皆廢滅スト雖モ只西明寺ノミ存ス是レ即今ノ堂ナリ、天和三年及ビ宝永七年ノ両度

日出城主木下家ヨリ寄付建築セラル棟札今僅ニ存ス

- | | |
|--------|--------|
| 一 堂宇 | 横四間壹尺 |
| 一 境内地 | 五百拾弐坪 |
| | 民有地第一種 |
| 一 境内仏堂 | 一字 |

毘沙門堂

本尊 毘沙門天

由緒 不詳

堂宇 横壹間三尺

- 一 信徒 四千人

とある。

山中とはいえ寺地は広く、往古の寺勢がしのばれる。現在は無住。

現存建物としては、石段を登った正面奥に建つ観音堂、その右手の毘沙門堂、境内中程から左手に入って石段を登った正面に建つ山王権現宮の建物が残るにすぎない。なお、入口石段左手には貞和四年（一三四八）銘の三重石塔、毘沙門堂の右手前に元禄三年（一六九〇）、寛政六年（一七九四）の燈籠、山王権現社の前に嘉永元年（一八四八）の燈籠を残す。

〔観音堂〕（写真2～4、図2）

慶長三年（一五九八）の鰐口を残すが、建物は時代が新しく、仏壇の頭貫木鼻、斗拱、向拝繫虹梁の絵様等からみて、十八世紀初頭頃の建立になるものと思われる。明細帳にみえる天和三年（一六八三）、宝永七年（一七一〇）の棟札は現存せず、いずれの建物の棟札か詳らかでないが、宝永七年の棟札がこの建物のものではなかろうか。虹梁の絵様は宝永五年（一七〇八）建立の丸小野寺講

堂のものに類似する（『六郷満山関係文化財総合調査概要』参照）。ただし向拝頭貫虹梁はこれより時代が少し下がる。

建物は寄棟造草葺で（現在トタン葺）、前面に棧瓦葺の庇を付ける。三間四方の身舎の前面に一間の吹放しの縁を設け、両側面には半間の縁が付き、左手奥に物置が建て継がれている。

復原すると図2のように、三間四方の身舎の正面と側面に縁を設け、正面中央に一間の向拝を受けた形式となる。身舎は表側一間を外陣とし、表側三柱間共蔀戸を吊り、両側面は中央に戸口を開く他は板壁であった。内陣は外陣より床高を高め、外陣境に地長押、内法長押を付けるが、柱間は開放とする。内陣奥の中央仏壇は脇仏壇より $\frac{1}{4}$ 間前に張り出し、丸柱を用い、（他は面取り角柱）、腰貫を入れ、木鼻付頭貫を廻わし台輪を置き、柱上に実肘木付三斗を組み、天井を受ける。正面を花頭形の開口とし、他は板壁とする。両脇仏壇も腰貫と絵様付きの飛貫を入れる。現在は格子戸を入れるが、元は開放されていたと見られる。天井は棹縁天井。

なお、右手側柱の奥から二本目の柱に嘉永六年（一八五三）入峯の墨書を残す。

〔毘沙門堂〕

方一間、切妻造棧瓦葺の小堂宇である。建物は明治以後の再建と思われるが、仏壇部分は江戸末期のものである。仏壇は觀音堂同様に前面に張り出し、丸柱を用い、腰貫を入れ木鼻付頭貫を廻すが、台輪は用いず、また柱頂斗拱は実肘木付連三斗の形式がとられている。なお、木像の毘沙門天立像は永久五年（一一一七）の胎内銘を有し、県の文化財に指定されている。

〔山王権現社〕

覆屋に入った一間社流造柿葺の小社である。身舎柱は丸柱で、腰長押、内法長押を廻し、木鼻付頭貫を通して、柱上に大斗肘木を組み桁を受ける。妻は虹梁大瓶束式とする。正面は蔀戸を吊り込み、他の三方は板壁。前側面に縁を廻し、正面に木階を据える。庇柱は角柱で木鼻付虹梁形頭貫を通して、海老虹梁で身舎を繋ぐ。柱上斗拱は身舎同様に大斗肘木とする。

建築年代を明らかにする史料に欠けるが、木鼻等の絵様からみて幕末のものと思われる。幕末になるにしたがつて過飾の傾向をた

どる当地方の社殿としては簡素といえるが、木鼻には当地方の特色をみせている。

五 小 武 寺 山香町小武

当寺は山香町の中央東端、鋸山から南へ延びた尾根の末端部に位置し、天仲山小武寺と称する。現在は無住の寺である。明治十二年の「速見郡寺院明細牒」（大分県立図書館蔵）によると、天徳年中（九五七—九六一）空也上人の開基創建といふ、大友義鎮により堂並びに奥の坊・中の坊・通円坊・墓照坊・向の坊・来乗坊の六坊を失亡し、慶長五年（一六〇〇）に隆賢法印が中興したとする。県指定有形文化財の木造薬師如来立像は平安後期の作とされ、木造俱利迦羅不動立像は鎌倉時代の作であり、往時の寺勢をしのばせる。

ところで、明細牒では真言宗御室派に属し、金剛峯寺の末寺で、本尊は弥勒となつてゐる。一方宝暦五年（一七五五）の「豊前豊後六郷山百八十三ヶ所靈場記」（『六郷満山関係文化財総合調査概要』）には「本尊薬師有住 禅宗 空也上人の開祖ト言」とある。この靈場記は大正元年に写されたものを更に昭和二十三年に書き写されたものであり、本中文には大正期の状況が区別されずに書かれているところもあって、どの部分が宝暦時のものか詳らかでないが、禅宗になつた時期があつたものであろうか。あるいは靈場記の書き誤りであろうか。

明治期には本堂庫裏（豎四間三尺、横十間三尺）、薬師堂（豎三間、横三間）、護摩堂（豎二間、横三間）、大日堂（豎二間、横二間）、十王堂（豎一間三尺、横一間三尺）の存在が知られるが、現在では本堂庫裏、薬師堂の他には門を残すにすぎない。

〔本堂庫裏〕

明治初め頃に建立されたものとみられ、八室構成の方丈形式とするが、現在は荒廃して倒壊寸前の状態となつてゐる。

〔薬師堂〕（写真5～7、図3）

梁行三間、桁行三間、屋根宝形造檜瓦葺で、正側三面に縁を廻し、正面に一間の向拝を付ける。正面中央間棊唐戸、両脇間は蔀戸を吊る。両側面は現在高窓が設けられているが、元は土壁であったと思われる。

内部は表側二間を外陣、後側一間を内陣とする。内外陣境は中央間のみ両脇間より鴨居を一段高め、全面開放とされているが、元来は蔀戸で閉させていたものである。内陣は奥行が一間と狭いが、奥に横一列に仏壇が設けられる。

柱は中央仏壇の前面柱を除き角柱とし、柱頂に粽を付け、絵様肘木を置き桁を受ける。これに対しても中央仏壇部分は前面柱に丸柱を用い、木鼻、絵様付頭貫を通し、台輪を入れ、柱上に前面を木鼻とした実肘木付三斗を組んで飾る。正面には板扉が吊り込まれていた。

向拝部分は角柱を木鼻絵様付虹梁形頭貫で固め、柱上組物は舟肘木と簡素化され、主屋とは海老虹梁で繋ぐ。

なお各柱共、礎石と柱間に台形の礎盤を入れてある。この手法は大分県下の北半部では民家にも見出される手法である。

建築年代についてはこれを明らかにする史料を欠くが、木鼻、絵様等からみて、江戸中期頃（十八世紀初頭）のものと推考される。先にあげた西明寺薬師堂とは同じ頃のものであろう。

〔門〕（写真8・9）

守護神日吉神社の門として建てられたという。門は四脚門で、屋根は切妻造本瓦葺である。丸柱の親柱を唐居敷上に建て、前後に面取り角柱の控柱を配する。控柱は腰貫、頭貫で固め、頭貫鼻に繩形を付ける。親柱通りは蹴放、楣、冠木長押を通す。各柱天に枠肘木を組み、桁、妻虹梁を受け、中備えには実肘木付臺股を入れる。妻虹梁上に大斗実肘木付臺股、中央は東上に実肘木付大斗を置いて棟木を支える。軒は一軒。

建築年代は明らかでないが、木鼻、臺股、絵様等からみて、觀音堂と同じ頃のものと思われる。これまで調査した六郷山寺院の門としては最も古い部類に属し、形式も最も整っている。

(六) 下山観音堂

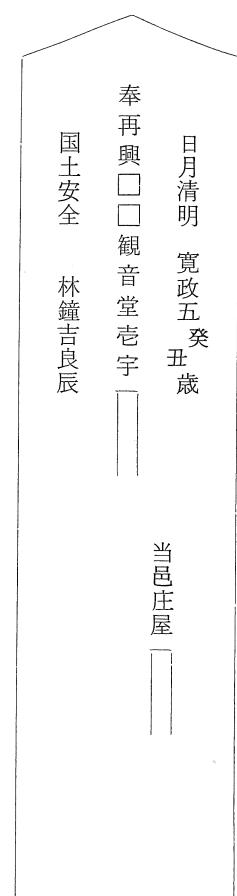
西国東郡大田村小ヶ倉

麓から一三〇段あまりの石段を登った山頂近くの山腹に位置する。境内地は崖を背にして幅一三間、奥行四〇五間程にすぎない（写真10）。観音堂は、崖の岩陰に間口一〇・三六尺、奥行七・五尺、屋根を崖に差し掛けた廃屋に近い板葺の仮堂で、内部に間口二・五一尺、奥行一・七四尺、間口三・〇七尺、奥行一・一七尺の大小二つの厨子が置かれている。

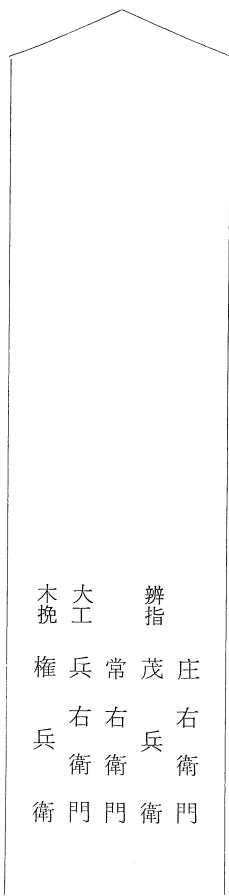
仮堂は昭和の建物であるが、厨子はいずれも江戸時代のものである。

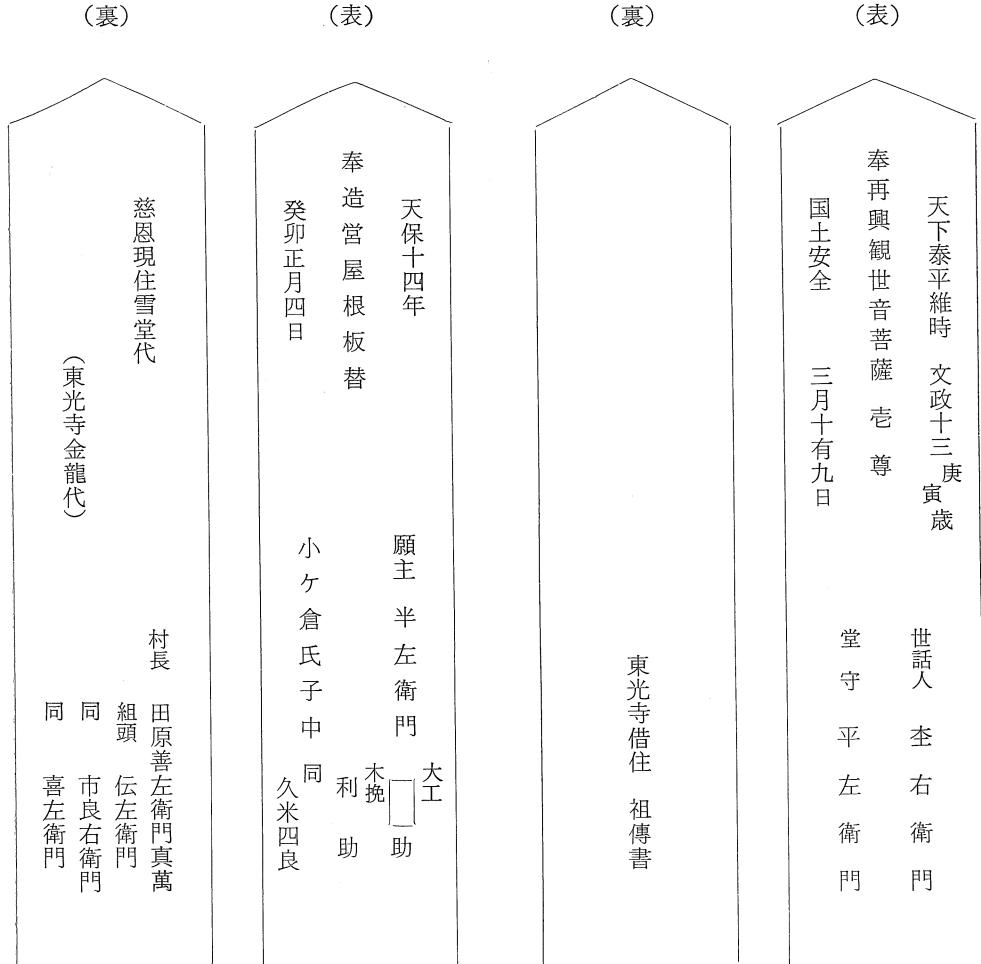
ところで、小さい方の厨子からは、文政二年（一八一九）の墨書き有する台座が見い出された他、左記の棟札が残されていた。

(表)

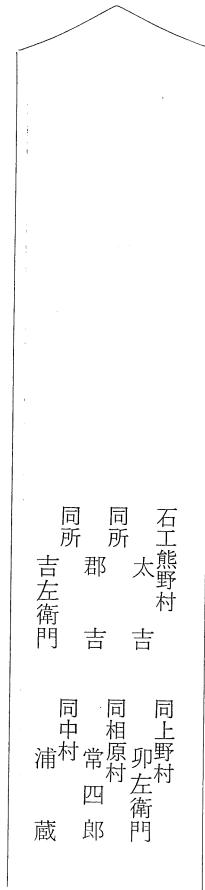


(裏)

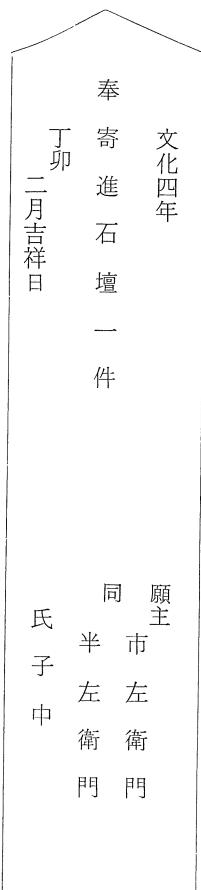




(裏)

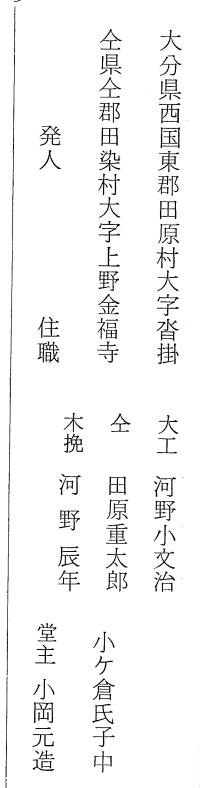


(表)



なお左記のような石壇寄進の木札が残る。

(裏)



(表)

奉
明治廿三年七月觀音菩薩御堂建換
納

石段最上部の親柱にも同様年号があり、現存の石段がこの時に築かれたことが知られる。この工事は規模からいっても相当の人手を要したろう。

これから江戸後期頃には住職がいなかつたらしいが、かなりの信仰を集めていた寺であったことが推察される。文政十三年（一八三〇）の修札を書いた僧は東光寺に居住していた。この東光寺の所在地は詳らかでないが、宝陀寺の末寺であった下沓掛の田原山東光寺のことであろうか。また天保十四年（一八四三）の棟札には「慈恩現住雪堂」とあり、後で書き加えられた「東光寺金龍」の名も見える。「慈恩」は慈恩寺の事と思われるが、東光寺が田原山東光寺であったとすれば、同様に宝陀寺の末寺であった下沓掛の慈恩寺のことであろうか（いずれも現在は廃寺）。或いは馬城山伝乘寺の末寺であった稻積山慈恩寺の事であろうか。明治四十四年頃の寺院明細帳によると（大分県立図書館蔵）、稻積山慈恩寺は臨済宗東福寺派となり、由緒は不明とある。

いずれにしてもこの觀音菩薩に対する信仰は盛んであったようで、明治二十一年の觀音六百年忌開帳の相撲興行の世話人には二十六名が名を連ね、五千余の参詣者があったと記されているし、明治二十三年には御堂の建設が行なわれている。明治には上野村（田染）の金福寺の預り堂であつたらしい。

三 六郷山寺院の盛衰と建築

平安時代後期に最盛を迎えた六郷山寺院は鎌倉時代初期に始まる武士の押領により衰退へ向うことになる。六郷山組織の総括的職をしない学侶寺であった本山分がまずその対象となり、鎌倉時代末期にはそのほとんどが押領されて、廃寺或いは鎌倉新仏教への転向を生み、まず本山分の滅亡となつた。これに対し、中山分・末山分はほとんど押領を受けなかつたことに加え、中山分は山嶽練行の機関で修驗道と結びついていたことにより、また初覚行者の修練道場として庶民との結び付きの強かつた末山分はその大半がとも

かくも現在に至るまでそれなりの寺勢を維持しえたのである。これには在地の武士或いは有力者等の援助があつてのことではあるが、江戸時代では特に藩主の帰依、峯入、農耕儀礼と密着した鬼会の挙行、檀家制度、あるいは庶民の信仰を集めた仏の有無等に寺または堂宇の保持がかゝっていたといえる。

付表は寺院の盛衰と堂宇の存在について一覧したものである。

六郷山寺院には西叡山高山寺の四十五坊を最高に多くの坊を有する大寺があつて、本山分末寺であつた富貴寺に平安時代末期とみられる中央にまけないすぐれた建物である阿弥陀堂（大堂）が残されているように、それらの寺々は相当立派な堂宇を擁していたものと推考される。しかし、この表でも知られるように、江戸時代以前の堂宇について知る文献史料は皆無に等しく、現存するのは富貴寺大堂を除きすべて江戸時代及びそれ以降であり、また現在では旧堂宇の遺址すら解からない寺がほとんどである。

従つて、六郷山寺院の建築については江戸時代のものを対象とするしか方法がない。

ところで、これらの史料及び遺構をみると、各寺でほど共通的にみられる堂宇として、本堂の他に六所権現と講堂があげられる。以下これらの堂宇について検討を加えることとする。

(一) 六 所 権 現

六郷山寺院のほとんどには鎮守として六所権現が存在していた。安貞二年（一一三八）の目録にはすでにその名が見え、將軍家御祈禱は寺院の本尊とともにこの六所権現に対しても行なわれていた。すでにその時には寺院が亡んでいたのか、本山分本寺であった鞍掛山神宮寺では、六所権現でのみ法会が行なわれている。

ところで、目録で鎮守を六所権現としないのは本山分末寺の小渓山大谷寺で、山王としている。また同じ末寺の辻小野山西明寺では、六所権現の他にこの山王に対しても法会が行なわれた。西明寺では山王に対する信仰が強かつたらしく、現在も山王社を残す。

なお、同じく末寺であった今熊山胎藏寺は今熊社の勧請により建立されたものとみられ、現在の熊野神社が鎮守であった。但し、安

永五年（一七七六）の寺院名簿では六所権現となっている。

六所権現は明治の神仏分離以後に身濯神社等と名を変えており、また社殿を残さぬものも多く、現存するものでも一〇一を除けば保存状態は極めて悪い。

現存する社殿はすべて江戸時代以降に建てられたものである。調査した十一棟のうち、棟札によつて建築年代を知り得たのは、屋山長安寺の六所権現社（明和四年一一七六七）と長岩屋山天念寺の身濯神社（旧六所権現社。文政十一年一一八二八）にすぎない。最も古いと見られる大獄山神宮寺の六所権現社が江戸中期末頃にすぎず、他は江戸後期、末期及び明治のもので、大半は江戸末期に属するものであった。

現在拝殿を有するものが六社あるが（内一社は幣殿を設ける）、江戸末期を廻る拝殿は見出されなかつた。拝殿のうち最大のものは石立山岩戸寺のもので、桁行七間、梁行三間の規模を有する。こうした横長の拝殿は国東半島の神社には共通して見られるものである。

本殿の建てられる位置は、岩窟を背後にし、或いは一部岩窟内に建て込まれる場合と（天念寺、靈仙寺、岩脇寺、無動寺、靈龜寺等）、周囲に空地を残した形で独立して建てられる場合とに分類される。前者は主として西国東に、後者はそのほとんどが東国東にその例が見られることからすると、本山、中山、末山組織との関係があるものであろうか。

本殿の形式としては、五間社入母屋造り一棟（天念寺）、三間社流造り三棟（神宮寺、長安寺、靈仙寺）の他は一間社流れ造りであつた。一間社流造りのうち岩戸寺、清淨光寺のものは向唐破風付としている（いずれも江戸末期）。

社殿のうち、規模も大きく、最も整った形式のものは長安寺の六所権現である（写真11）。建物は桁行柱間三間（中央柱間五・六尺、両脇柱間四・七尺）、梁行柱間二間（各四・六尺）、前面の庇の出五・四尺で、周囲に縁勾欄を廻わし、前面三間に木階を据え

る。庇柱は面取角柱を礎盤上に立て、木鼻・絵様付の虹梁形頭貫で固め、中備えは中央柱間幕股、両脇間簾束とし、柱上に枠肘木を組み手挿を入れ、海老虹梁で身舎を繋ぐ。身舎柱は円柱で、正面三間は蔀戸、左側面前一間に板扉を吊る他は板壁とする。地長押、内法長押、木鼻付頭貫、台輪を廻わし、柱上に出組斗拱を組み、出桁・妻虹梁を受け、支輪を付ける。妻は木鼻付三斗を用いた二重虹梁とし、円束を立て、笈形を入れて飾る。

このように当社は同じ三間社流造りである大嶽山神宮寺の如く比較的簡素なものと異なり（調査概要（一））、装飾性を増している。この社殿は棟札により明和四年（一七六七）の建立になることが知られるので、この頃までは縁形等に地方色は見られるものの、まだ様式的にはそれほどくずれていなかつたと考えられる。これ以後は極めて小規模な建物を除き、このように出組或いは二手先を用い、時代が下るにつれて空所を彫刻で埋めつくすなど過飾の傾向が増進し、縁形・絵様・彫刻等には地方色がさらに濃厚に表われてくる（調査概要（一））。このことは六郷山以外の神社建築についても同様である。

（二）講堂

六郷山寺院の中で建築形態を共通するものとして講堂がある。現在これを残すのは、智恩寺（中山分本寺）、天念寺（同）、丸小野寺（中山分末寺）、岩戸寺（末山分本寺）、清淨光寺（同）、瑠璃光寺（末山分末寺）の六ヶ寺にすぎないが、天保頃（一八三〇～四三）には一四ヶ寺に存在していた。おそらく六郷山寺院には必ず設けられていたものであろう。

棟札によって建築年代を明らかにしうるのは宝永五年（一七〇八）の丸小野寺講堂と明治十六年の瑠璃光寺講堂である。智恩寺講堂は入峯の墨書によつて安永八年（一七七九）以前、天念寺、清淨光寺、岩戸寺の講堂は同様入峯の墨書によつて嘉永六年（一八五三）以前であることが知られる。このうち天念寺の講堂は、仏壇前の入側柱に用いられた木鼻や斗拱の絵様が講堂右手に建つ文政十三年（一八三〇—棟札）の身濯神社（旧六所権現）のものに類似するので、それとほど同じ頃に建てられたものと推察される。また

清淨光寺講堂は、天保八年（一八三七）の入峯の墨書きがないことよりみて、天保八年から嘉永六年の間に建てられたと考えられる。

仏壇部分の頭貫木鼻の繰形絵様もその頃を示している。岩戸寺講堂はこうした絵様を使用しない建物であるため、絵様による年代推定はできないが、墨書きがあざやかに残されていることより、これをあまり遡らないものと考えられる。これに対し、同じように細部様式を持たない智恩寺については推定が困難であるが（写真12）、丸小野寺講堂と比較するとき、十八世紀中頃のものとしてよからう。

ところで、講堂の名称は室町時代の定額院主目録の千燈寺に「大講堂」とみえるのが初見である。千燈寺では江戸時代も大講堂と称していた。他では安永の寺院明細帳で両子寺に大講堂とみえるだけである。但し両子寺でもその前後の記録では単に講堂と記している。

この大講堂は規模の大きい建物であったことを指すのであろうか。ちなみに英彦山では「大講堂一字 二階七間 一丈二尺間 削葺」（『彦山流記』）とあり、大規模な建物であったし、元和二年（一六一六）再建の現建物（英彦山神社奉幣殿）も七間堂の大規模なものである。また求菩提山護国寺の講堂も「求菩提山雜記」によると「七間四面」の建物であった。

現在、千燈寺も両子寺も講堂の建物を残さないが、江戸時代には、千燈寺のものを「入三間横四間戸口一間泥壁」、両子寺のものは「五間四間」或いは「五間四面ばかり」と記しており（『太宰管内志』）、現存する他の寺の講堂と大差なかったことが知られる。千燈寺講堂は残存する礎石配置からみても、桁行柱間三間（約六尺等間）梁行一間（約七尺等間）の身舎の周間に一間（約五尺）の庇を廻わしたもので他と同様な形式となる。しかし、礎石は径二・七尺前後の立派なものであり、柱径は少なくとも九寸はあったと思われるし、礎石も一部抜き取られていることからすると、当初は西へ延びて桁行の長い規模の大きな建物であった可能性も考えられる。江戸時代でも御許山靈山寺の講堂は「平六間入り四間許り」（『太宰管内志』）の建物であった。

現存する講堂は宝形造に近い短かい棟をもつ寄棟造り平入の堂である。屋根は清淨光寺講堂のように瓦葺もあるが（丸小野寺講堂

の屋根は近年の改造)、元来草葺であった。したがつて一見すると農村舞台の感をいだかせる。建物は柱間三間四方の身舎の廻わりに一間の庇を廻わし、身舎背面中央に仏壇を設け(天念寺講堂のみは背面庇背後の岩窟に仏壇を造る(写真14))、入側柱通りは開放する(写真12、13)。側柱通りは改造のため明らかでないが、正面に戸口を開き、側面後端に戸口を設ける他は壁で閉されていたらしい。なお、庇の東北隅には火床を設ける。

柱間寸法の取り方を見ると(図3)、入側柱を等間とするもの(天念寺、瑠璃光寺)、中央間を狭ばめるもの(丸小野寺、岩戸寺)、中央間を広く取るもの(智恩寺)、桁行と梁行で柱間を異にするもの(清浄光寺)に分かれ、特に清浄光寺では身舎内にも柱を立て仏前を囲い、庇も狭く、身舎柱はすべて円柱を用いる点(他の講堂では仏壇柱を除き角柱とするのを原則とする)他と異なり、また天井を張るのもこの清浄光寺と丸小野寺のみであるなど、それぞれ少しづつ形式を異にする。

また建物は弧立して建ち、側背面に空地を持ち、特に前面に広い空地を取るのを原則とするが、天念寺は岩窟内に一部建て込まれ、仏壇の取り方も前述のように他と異なる。これは本堂をも兼ねる為であつたろうか(薬師如来の他に当寺の本尊である觀世音菩薩が安置されている)。ただ靈仙寺の講堂が同様に岩窟に作りかけた形式であつたことからすると(『太宰管内志』)、こうした形式の講堂もあつたのかも知れない。

安永の寺院明細帳や天保頃の見聞によると(『太宰管内志』)、講堂を有した寺一六ヶ寺を数え、その本尊は次表のようであつた。

薬師	觀音	阿弥陀	弥勒	普賢	不眞
智長(中山分本寺)	天応(中山分本寺)	両(中山分本寺)	千(中山分本寺)	文(末山分本寺)	神(末山分本寺)
(本山恩寺)	(念曆寺)	(子房寺)	(燈宮寺)	(殊仙寺)	(末宮寺)
(中山分本寺)	(中山分本寺)	(中山分本寺)	(中山分本寺)	(末山分本寺)	(末山分本寺)
宝命(末山分本寺)					

無 (中山分本寺)	動 (末山分本寺)	靈 (末山分本寺)
丸 (中山分末寺)	清 (末山分末寺)	淨 (末山分末寺)
		光 (末山分末寺)

成
(末山分本寺)
行
(末山分本寺)
入
(末山分本寺)

両子寺の場合、元文二年（一七三七）、安永五年（一七七六）の記録では阿弥陀三尊となっているが、明治八年には薬師となつてゐる。両子寺の講堂は或いは阿弥陀堂であつたのかも知れない。富貴寺の阿弥陀堂（大堂）は江戸時代には講堂と呼ばれていたのである。

ところで、この講堂では現在も修正鬼会が行なわれている。修正会が六郷山でいつ頃に始まつたかは詳らかでないが、宇佐宮では天平勝宝元年（七四九）のことと云う。現在に統く鬼会が修正会といつ頃結び付いたかも詳らかでない。富貴寺所蔵の追儺面に「久安三年（一一四七）」「御修正会」の銘があることから、この頃にはすでに修正鬼会が行なわれていたことは確かであろう（『国東半島の修正鬼会』大分県文化財調査報告書第三十九輯）。

修正会は、「大仏殿修正会」「講堂修正会」（『東大寺要録』）、「金堂修正」「御塔修正」「二王堂修正」「講堂修正」「或記云、寛喜二年庚寅、長者親嚴権僧正、自今一興三行東寺講堂修正」、縹而年久、云々（『東宝記』）等とあるように諸堂宇で行なわれていた。六郷山でも同様であつたと思われるが、六郷山ではこれに結びついた鬼会が講堂で行なわれ、これが農耕儀札と結びついたことが、鬼会が近世を通じて受け継がれて、近世の一般寺院ではみられない形式の講堂と称される建物を残して來たのであろう。鬼会では仏壇廻わりを行道し、「鬼走り」するので、方形の身舎の周囲に庇を廻わす常行堂形式が採用されたのではあるまいか。

また、丸小野寺及び清淨光寺講堂では天井が張られているが、他は天井を張らず小壁も付けない開放的な空間構成を取つてゐる（天念寺講堂の板壁は後補）。丸小野寺講堂にその名残りが見られるように、おそらく古くには天井を張り、小壁を付けた仏堂とし

ての形態を整えていたものであろう。鬼会には火を用い、そのため度々火災に会ったことが、智恩寺講堂等にみられるような天井も張らない簡素な形式となつたものであろう。現在講堂は鬼会に用いられるだけである。なお、清淨光寺講堂が他といさか異なるのは、明治二十三年の寺院明細牒（大分県立図書館蔵）の講堂の条に「由緒不詳本村字堂山安置ノ処明治九年此境内へ移ス」とあり、元来講堂としての建物でなかつたことによる。

この講堂は他地方に見られない六郷山寺院固有の建築として強く保存が望まれるものである。特に丸小野寺講堂は形態も整い、棟札により建築年代も明らかなるえ、六郷山寺院の中では最も古い遺構である。

(三) 本堂及び岩屋堂

本堂には、文殊仙寺のように本堂を後に文殊堂と呼んだり、両子寺のように権現堂、觀音堂、岩屋本堂と称し、或いは奥院本堂と称するものがあるようにその呼称には混乱が見られるが、ともかくこのように独立した仏堂の場合と、堂庫裏形式と呼ばれ、方丈の中心に仏像を安置し、これに庫裏が棟続きでおさまるものとがある。後者はいわば院や坊が独立したものからきたもので、近世における小規模な在郷寺院の一般的形式であり、六郷山寺院でも現存するものはこの形式が普通である。

おそらく古くに本堂といわれるものは岩窟に設けられたいわゆる岩屋堂であつたものではなかろうか。六郷山における「本堂」の文字の初見は、今のところ永正十年（一五一三）の清淨光寺棟札写しである（『太宰管内志』）。

岩屋本堂として現存するのは文殊仙寺と両子寺のみであるが、いずれも岩窟に礼堂部分が建て継がれた懸造り形式である。両子寺は間口四〇尺（一二米）、奥行一七・六尺（五・三米）、文殊仙寺は間口三七・六尺（一一・四米）、奥行二二尺（六・九米）とほゞ同じ規模を有し、いずれも入母屋造りの屋根をかける。但し、両子寺では平側を正面に見せており、当初は岩壁に残る建物取り付き仕口によつて、文殊仙寺同様に妻を正面にした建物であったことが知られる。

六郷山には数多くの窟があり、或いは磨崖仏があつて、そのうちには岩壁に建物仕口を残すものがある（熊野磨崖仏、元宮磨崖仏等）。元宮磨崖仏には岩壁に明らかに妻入建物の取り付き仕口を残しているが、その形式については明らかでない。

岩屋堂としては他に千燈寺奥院本堂、靈仙寺夷神社、成仏寺阿弥陀堂、文殊仙寺十王堂等を調査したので、岩屋堂について少し考察してみたい。

花村利彦氏は「英彦山の修驗道遺跡と文化財」（『修驗道の美術・芸能・文学(II)』山岳宗教史研究叢書一五）の中で、窟の形態を、

第一類 間口寸法が奥行寸法より大きいもの。

第二類 奥行寸法が間口寸法より大きいもの。

第三類 間口は広いが中央奥壁部が窟内レベルでさらに割り込まれたもの。

の三つに類別し、窟と宝殿との関係を、

- (一) 建物が窟内におさまってしまうもの。
- (二) 窟前面に建物の一部を取りつけた形となるもの。
- (三) 窟の入口部分で間仕切るもの。

に区分されている。

この分類は六郷山寺院の場合もあてはまるが、六郷山に現存する遺構或いは岩壁に残された建物痕跡等を含めて勘考すると、窟と

建物の関係は、

- (イ) 窟の一部を建物で区切って、その奥を宝殿とし、前に礼堂（拜殿）を建てるもの。
- (ロ) 宝殿と礼堂をそれぞれ独立した建物とするもの。

(イ) 礼堂のみを建て、奥の窟内を宝殿とするもの。

(ロ) 宝殿のみのもの、或いは礼拝空間を含むもの。

(ハ) 宝殿と礼堂が内外陣の関係に造られているもの。

に細分される。

(イ) は窟内的一部を組物を持つ軒屋根を付けた障壁状の柱を立てて区切るものである。この場合には、宝殿部に安置する仏像の大きさ等によろうが、窟の奥がそのまま厨子の役割をはたす場合と（天念寺講堂（写真14）、英彦山龍所在窟等）、別に宝殿或いは厨子を入れる場合がある（靈仙寺夷神社、石川県小松市那谷寺本堂等）。

(ロ) は両子寺岩屋本堂、文殊仙寺文殊堂、成仏寺阿弥陀堂等がこれに当る。両子寺、文殊仙寺は宝殿と礼堂が連結されているが、建築的にはそれぞれ独立した建物である。

(ハ) としては千燈寺の奥院本堂、院内町の竜岩寺奥院（弘安九年一一二八六）等があげられる。千燈寺の場合、礼堂背後には厨子が置かれているが簡単なものであるので、こゝに入れてよからう（調査概要(1)）。

(シ) としては両子寺十王堂（文政十三年一八三〇、棟札）のような簡素な堂が多いが、島根県の三仏寺奥院（平安後期）、不動院岩屋堂（室町）はこれにあたる。

(ス) としては宇佐市の鷹栖山觀音堂等がこれに当たる。

礼堂の建物は、平面的には身舎だけのものと身舎の正側三面に庇を付け、或いは庇を廻わしたもののが見られる。これを窟との関係でみると、窟の形状や規模、或いは地形等にもよろうが、片流れの屋根を架け平入の形にするものと、入母屋造りにして妻を正面にみせる妻入り形式にするものとに大別される。前者は窟内に建物がおさまる場合か（竜岩寺奥院、三仏寺奥院等）、屋根の大半が窟外に出るような場合には比較的格の低い小規模堂宇に多い（両子寺十王堂等）。後者には千燈寺奥院本堂、靈仙寺夷神社のように、

建物のほとんどが窟内に納まるものがあるが、これらは比較的規模の小さなもので、或る程度の規模を有する場合は文殊仙寺文殊堂のように建物の大半が窟外に造られる。両子寺奥院本堂の場合も現在は入母屋造平入りの形式となつてゐるが、当初は文殊仙寺同様の妻入形式であった。

岩屋堂の場合は妻入りとするのが一般であったようである。一応整った建物の場合は遺構の上でも入母屋造り妻入り形式とするのが他地方を含めて圧倒的である。元宮磨崖仏の場合も妻入り形式の建物であった取り付け痕跡を残してゐる。窟内に建物がおさまるときはよしとしても、岩壁に屋根を取り付ける場合、妻入り形式にした方が取り付けも雨水処理もしやすく、また外観が立派に見えることによろう。

現在本堂と呼ばれる建物は前述したように堂庫裏形式がほとんどである。前面に一間の広縁をつけた前後二室、左右三室を配した六間取りで、その中央奥を仏間とし、左右に接客の為の座敷と住職の居間を配する方丈タイプとし、それに式台玄関を持つ庫裏が続く形式が基本である。岩戸寺本堂、文殊仙寺本堂（客殿）は現在独立した別建てとなつてゐるが、当初は庫裏と一続きであったものである。したがつて桁行の長い建物となるが、最大は長安寺本堂で桁行が一五・五間（梁行五間）にも及ぶ。これに匹敵するのは文殊仙寺本堂庫裏（復元）があげられる。

一般には庫裏部分も含めて七・九間取りである。長安寺の場合は、座敷、仏間の桁行が一・五間、三間と他に比べて広い上、十二間取りとなつてゐる。なお、宝命寺本堂は表側の間仕切りを取り除き、住持の間に当たる部分も仏間にして全体を独立した仏堂風にしているが、その基本は方丈タイプにあつたことが知られる（調査概要①）。

建築年代についてみると、最も古いのは安永三年（一七七四）（記録）の宝命寺本堂であるが改造が大きく、ついで天明四年（一七八四）（墨書）の神宮寺本堂となる。文殊仙寺本堂（客殿）（十八・十九世紀）、長安寺本堂（十九世紀初期）、胎藏寺本堂（十九世紀前半）、岩戸寺本堂（天保十二年一一八四二）（記録）、丸小野寺本堂（文久二年一一八六二）（記録）の順となる。なお清

淨光寺では庫裏が嘉永三年（一八五〇）、離れて建つ本堂（方丈タイプの変形）は文久二年（一八六二）のものである。また本堂ではないが同じような平面形式を取るものに蓮花院客殿庫裏（一九世紀前半）があげられる。

四 その他の仏堂

西明寺觀音堂（十八世紀初期）、小武寺薬師堂（十八世紀初期）、宝命寺觀音堂（權現堂）（天明八年—一七八八、記録）、胎藏寺權現堂（一九世紀前半）、蓮花院護摩堂（本堂）（文政十三年—一八三〇、棟札）があげられるにすぎない。

ところで、中世密教系寺院の本堂は正面五間側面五間とし、前二間を外陣、中央三間四方を内陣、その両脇を脇陣として平面を分割し、建物周囲には縁を廻わすのを正則としていた。宝命寺觀音堂（權現堂）の現状平面はその外陣脇陣境の間仕切を取り除いたような形式を示している。しかし、当初の表側の外陣は胎藏寺權現堂のように一間であった（調査概要〔一〕）。またこの平面は古代の一間四面堂の常行堂、阿弥陀堂形式から生じたとみられる、三間四方の身舎の回わりに庇を廻す講堂の形式と通じるものがあつて、いわば両者の形式の融合とみられなくもない（宝暦五年—一七五五の成仏寺講堂（今なし）は觀音堂を移築して造られている）。一方西明寺觀音堂、小武寺薬師堂のような小規模な三間堂はその更に簡略形といえよう。この形式の仏堂は全国的にみても数多い形式であるが、宝命寺觀音堂や胎藏寺權現堂のような形式の近世仏堂については、その例を他に殆んど知らない。

五 門

調査したのは薬医門（一棟）、四脚門（四棟）、八脚門（一棟）、楼門（一棟）、二重門（一棟）である。現存する六郷山寺院は本堂を堂庫裏形式とするのがほとんどであるので、山門は四脚門が普通である。

両子寺の総合門（四脚門）が江戸初期頃で最も古く、小武寺の山門（四脚門）がこれに次ぎ、他は江戸後期、末期、明治期のもの

であった。但し、両子寺の総合門は元来山門でなく、方丈等の門であったとみられる。明治二十九年頃には山門として二重門が建つていた（調査概要〔一〕）。『大日本帝国大分県社寺名勝図録』明治三十年）。八脚門は文殊仙寺の甘露門のみであるが、江戸末期のものとはいえ、三棟造りの門としては近世にほとんど例を見ないものである（調査概要〔一〕）。八脚門と同じ平面を持つが、柱上に腰組を組んで二階を受ける楼門は靈仙寺山門だけである。この門は普通と異なって、二階腰組を受ける台輪部分に軒天井様の張出しを持つ。建築年代は江戸末期のもので、明治初期に六所権現の処から移築したものという（調査概要〔一〕）。これに対し願成就寺の山門は腰組でなく屋根を造る二重門であるが、明治十年に建てられたものである。靈仙寺も願成就寺も明治に大規模な独立した本堂が再建された寺である。

四 む す び

今までの調査をもとに六郷山寺院の建築について考察したのであるが、現存建物も寺院の数に比べて少なく、しかも富貴寺大堂を除きすべて江戸時代に属する上、その大半が江戸後期かそれ以後に属するものであった。現状では建物遺址の確認もむづかしく、明治期の状況ですら、一部の寺院について明治三十年発行の『大日本帝国大分社寺名勝図録』どうかがえるにすぎない。江戸時代については『太宰管内志』が堂宇の配置、規模等についての唯一の手掛りであり、それ以前についての文献的史料は皆無に近い。

現存遺構については一応調査が終了したので、今後は正確な地形図並びに配置図を作成のうえ、発掘等を行なって、伽藍配置について明らかにして行く必要がある。そうすることによって初めて初めて六郷山寺院の特質を明確にすることが可能となる。

なお、江戸時代のことではあるが、文殊仙寺文殊堂にはその壁面、扉に多数の參詣者の墨書きが残されている。中には消失しかけたものもあり、早急にこれを採集する必要がある。江戸時代とはいえ、六郷山寺院と庶民信仰とのかゝわりについては、鬼会式等があ

るもの、ほとんど明らかにされていないのが現状である。先の墨書には出身地を書き入れたものも多く、信仰の広がりを知る手掛りを与えてくれる。また文殊仙寺十王堂棟札には上州の行者名があり、或いは西明寺の鰐口銘に根来の住人が見えるように、棟札等によつても信仰の広がりの一端がうかがわれるのである。

なおまた、六郷山寺院だけでなく他宗の寺々、或いは神社建築に調査を広げ、国東地方における建築の動向を明らかにする調査が望まれる。

附 棟札及び棟札写（未掲載分）

一
両
子
寺

(棟
札
写)

(表)

聖主天中天迦陵頻伽声
上棟再興薬師堂一字
哀愍衆生者我等今敬礼

延宝二甲寅

天院主三部大阿闍梨法印豪清

大工 当山大蔵郷

(表)

當領主松平市正源朝臣重頼公
衆徒惣中敬白
二月吉辰日陰居三部大阿闍梨法印順慶

小工 庄三郎

(1)

(裏)

時之衆 徒実相坊 盛重

財蓮坊盛秀
大万坊順盛
泉竜院澄円

北之坊澄春
南之坊淳盛
自常坊澄秀

真光坊少納言

(表)

聖主天中天迦陵頻伽声
千時元禄十三庚辰天
院主三部大阿闍梨堅者印豪全大和尚位
奉行白井武工門 大工 小工三人
中之坊大万坊実相坊財蓮坊門坊自常坊庵実坊真光坊
奉行白井武工門 大工 小工三人

奉建立觀音堂一字

大旦主松平日向守源朝臣重実公御武運長久如意祈所

走水奥院敬白

走水領主ヨリ御建立也并岩屋権現薬師蓋葺板敷社頭者從領主御建立也

(裏)

(表)

○月吉日
奉行白井武工門
西子手永大庄屋善右工門
西子村小庄屋又右工門

哀愍衆生者我等今敬礼

聖主天中天迦陵頻伽声 天和二年壬戌

(表) 奉造立六郷両子寺山王社頭大檀那長岡佐渡守興永公武運長久御子孫繁昌諸願成就○祈攸

哀愍衆生者我等今敬礼 十一月廿八日

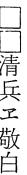
金剛仏子修廉阿闍梨
金剛仏子長慶

(3) 奉建立鎮六郷山両子寺岩屋堂一字當國

(1) 奉建立鎮六郷山両子寺岩屋堂一字當國
主小笠原壱岐守源御朝臣大檀那大公主

長岡佐渡守源朝臣興永

當願主

寛永十四丁丑卯月八日 清兵エ敬白

慶安四八月

奉建立當岩堀

大檀那當國主

(2) 松平市正殿源朝臣直^之公 願主惣持院 順慶

享保七壬寅 月吉日

(3) 奉建立當山岩屋堂城主松平市正重榮公

奉行淺井源内

(4) 寛延二己巳八月吉日 現住廉応
奉莊嚴薬師日光十二神將御願主松平市正親盈公

二文殊仙寺

(棟札)

文政十三庚寅年 文殊仙現住法印順道大和尚 石工楮保守助 楚侯武右工門

星日 奉再興十王堂岩堀壱宇 御領主御武運長久國家泰平万民快樂如意祈所
月 三月吉祥日 大工 氏安重藏 氏安国吉 田口長左工門 上州行者
吉本佐右工門 吉本嘉藏 世話人 山西了仙 相原庄右工門

(棟札写)

(種子) 上棟智水湛然由于七仏師命脈宝殿嚴飾興五字瑜妙文恭惟鉅日本國關西路豐後州此方歡喜世界富來浦之内我嶧山文殊仙寺宝殿
堂壱宇立柱住持同本願権大僧都日州住勢範阿闍梨 敬白

左書大檀那越從四位上行修利大夫義鑑公修造司不動院主前實際住山宗詠筆之十方檀那福湛東海之壽福增延 肇天文七年戊十一月

十五日

再興造畢者 小聖俊式少式

右書領官富来民部少輔鑑秀嫡家鑑忠願力檀主波多前守秀尚嫡子紀長頼 大工源三郎左衛門助 鍛治源秀吉 同曆丁未十月十八莫矣安

座供養一夜不斷経成就

(種子) 上棟峩嵋山文殊仙寺本堂壱宇再興之事細川越中前司源朝臣忠利尊公御代 檀那惣庄屋吉田源兵衛門尉同姓源右衛門尉良政 大

鋸惣次良各々敬白

左 脇書旨寛永元甲子 御願者當山安穩法僧繁昌各願成就伽藍安全山内衆從永順長泉大工吉武勘三郎小工中津忠右衛門尉矢野又兵衛同善
藏同勘内同勘四良

右 脇書六月吉辰當豪慶宰相衆從住僧大小諸檀那息災增福皆令滿足 道圓大願主上田藤右衛門尉女施主 鍛治吉武氏半右衛門尉安藤三郎德

(種子) 上棟峩嵋山文殊仙客殿一字當御大檀那松平市正源朝臣直次公大願主 住持豪永衆從中大法師澄圓大法師永秀 惣大工吉武長左衛門尉同中村作十良宗次佐大工三良左衛門尉權左衛門尉 鍛治長木久左衛門正次 惣氏子中 敬白

左 脇書十時承應二癸巳 曆御代官玉置与次左衛門尉

右 脇書六月吉詳日 御惣庄屋櫻木角右衛門尉家次

(種子) 上棟峩嵋山役之行者御宝殿一字建立之更細川越中前司源朝臣忠利尊公御代大檀那惣庄屋吉田源兵衛尉同吉田源右衛門尉良政
大願主上田藤右衛門尉女 大施主

右書 寛永元甲子歲 仰願者當山安穩法僧繁昌諸成就伽藍安全 永順大德 長泉 大工吉武勘三郎中津忠右衛門小工矢野又兵衛勘

右衛門

(種子) 上棟峩帽山文殊仙寺客殿一字再興當御代檀那松平日向守源朝臣重榮公大御願主 現住豪尚衆徒中 當山赤根村大工專右衛門
脇書六月吉辰當住大法師豪慶宰相從住僧大小諸檀那女代施主等息災增福皆令満足由而己道圓 鍛治吉武半右衛門尉大鋸村中

(種子) 上棟峩帽山文殊仙寺客殿一字再興當御代檀那松平日向守源朝臣重榮公大御願主 現住豪尚衆徒中 當山赤根村大工專右衛門
脇書九月祥日 懿庄屋来浦八良衛門尉小庄屋源内山口久七郎
右書于時元祿九癸丑歲御代官清末喜右衛門尉 山内中
脇書九月祥日 懿庄屋来浦八良衛門尉小庄屋源内山口久七郎
尉小工豐前小倉惣兵衛尉同行五人 敬白

三成仏寺

(棟札写)

嘉祥三年歲 妙見山

(種子) 奉建立阿弥陀堂一字國家安全

淨土院

(1)

(種子) 奉建立阿弥陀堂一字國家安全

淨土院

當寺現柱妙順法印普請支配人助左衛門

五穀成熟氏子中繁榮妙意滿足祈所

木挽見地平吉橫手十藏大工來浦兵藏

大恩寺吉助富來五良右工門

(2) (種子) 奉建立阿弥陀堂一字 右之志趣者當御領主松平豊前守重氏公御武運長久殊者氏子中繁榮如意滿足祈所當寺現住知明院氏子中欽言

聖主天中天伽陵頻伽声正徳四年歳甲午御代官矢野久右衛門當村庄屋彥作普請支配人勘六木挽<sub>見地源七
來浦仁兵衛</sub>

哀愍衆生者我等今敬禮當村弁指惣助勘六工赤根村專右衛門堅来源左衛門岩戸寺作平西方寺六兵工岩屋内厨子并廊下普請諸色入目銀高

壱貫百目也

(3) 星日奉移講堂一字御領主松平対馬守朝臣親盈公御武運長久領内安全祈所願主當山林泉房施主三ヶ庄村屋敬白

宝曆五乙亥 龍別當竜下山成仏寺中興五世現住沙門敬順代世話人當村権右衛門 大工長野孫三郎見地尔七成仏仁左工門木挽横手万吉
中田和平 十二月吉祥日御代官渡辺源右衛門大庄屋来浦友右衛門當村庄屋新右衛門山之口傳右衛門弁指仁右衛門太兵衛下成仏庄屋
兵助山之口次右衛門弁指又七宗助見地庄屋武右衛門山之口新助弁指久助伊助夫力當三ヶ村中夫力中田依加勢

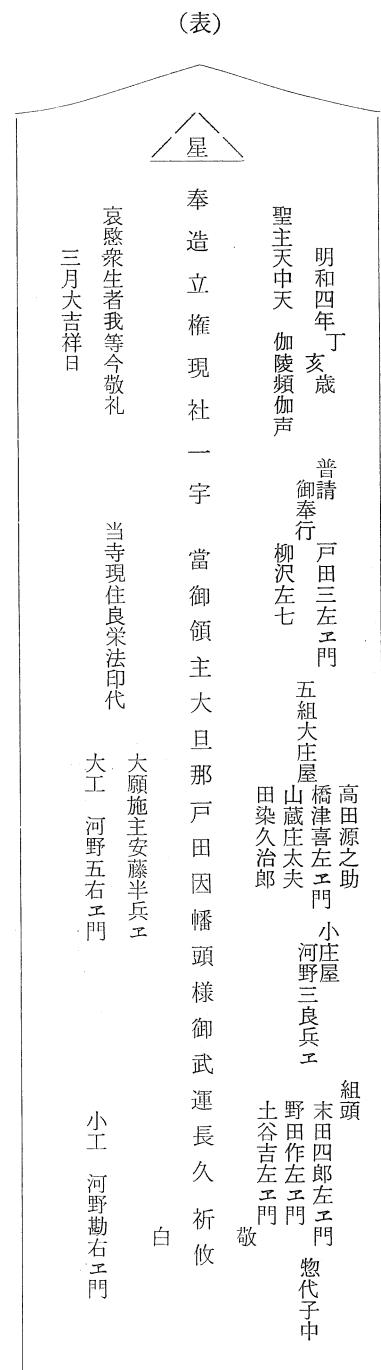
(種子) 此堂者三十ヶ年以前現住知明院願主於内烟觀音堂其地為新建立然所離人隣風雨之節仏果等成難依之願施主和腹以人支此地
ニ致再建万民与樂祈者也

(4) (種子) 奉再建阿弥陀堂一字右之志趣者當御領主松平駿河守親賢公御武運長久殊者氏子繁栄如意満足祈所竜下山成仏寺現住觀明

院順應法印敬白

寛政九丁巳 犁大庄屋来浦新三良當村庄屋櫻木半内堂主要助大工棟梁岡部新兵衛和右工門重藏弁助勝藏木挽要作四月吉祥日御代官後
藤伴右工門山之口兵助弁指与平達藏願主福田六藏惣助氏子中土藏右施主小春勘右工門銀高四百五拾目白米弎斗四合築麦三斗弎升五合

(棟札) 四長安寺



(裏)

略

(表)

(裏)

山王權現
太郎天童 拝殿金剛之棟札
時慶元年七月吉日

時慶應元年丑七月吉祥日

(表)

別當現日光院賢孝
手置帆負命
彦挾知命

上來繩
小野藤左工門好信

五 岩 脇 寺

(煉
札)

聖主天中天迎陵頻伽声 寛政五癸丑三月日現住信樂院權大僧都寂照大和尚

大工棟梁
金高外平次

勸化竹木夫力拾九ヶ村

各敬白

(表)

日 月

奉再建六鄉滿山之内日野山岩脇寺本堂二字

御代官

荒木彥藏

高田源之助 橋津喜左工門

當村組頭
森右工門

山留
伊留助

哀愍衆生者我等今敬礼

松平主殿頭源忠馮公御武運長久

御郡代 川村筋右工門 岩永成太夫

山藏庄太夫

渡辺仙右工門 源寧

久左工門
宗左工門

長瀬新三郎

(裏)

從
御上様白銀拾五枚御寄附 金拾五両寄進

五組分

(乙)

聖主天中天迦陵頻伽声 天保六丁未二月 現住三大阿闍梨若明院權大僧都豪現

大工棟梁 小田原民部

(表)

日

(種子)星 奉建立六鄉滿山之內日野山岩脇寺護摩堂一字

勸化竹木夫力拾ヶ村 各敬白

月

哀愍衆生者我等今敬礼 松平主殿頭源忠候公御武運長久 田染所助 越智通達

渡辺忠郎 橋出甚左工門 □定当村組頭 彦右工門 渡部 久左工門 山伊留助

(裏)

ナシ

(裏)

○○○○○一見

(表)

聖主天中天迦陵頻伽声 天保十有四癸卯三月現住大阿闍梨権大僧都善明院豪現

渡辺忠八郎 橋本長右工門 渡部与助

奉再建日野山岩脇寺六所大権現拝殿一字

哀愍衆生者我等今敬礼 松平主殿頭源忠誠公御武運長久 田染所助 越智通達

渡辺忠八郎 橋本長右工門 渡部与助

安藤前角右工門

源三郎

○印は寺名の出で来るものを示す。
◎六分県立図書館蔵
◎大分県文化財調査報告第53編等。
◎⑩両子寺文書。
◎⑪入道寺文書。



写真1 蓮華寺庫裏



写真2 西明寺觀音堂
右手建物は毘沙門堂



写真3 西明寺觀音堂内部



写真4 西明寺観音堂仏壇



写真5 小武寺薬師堂

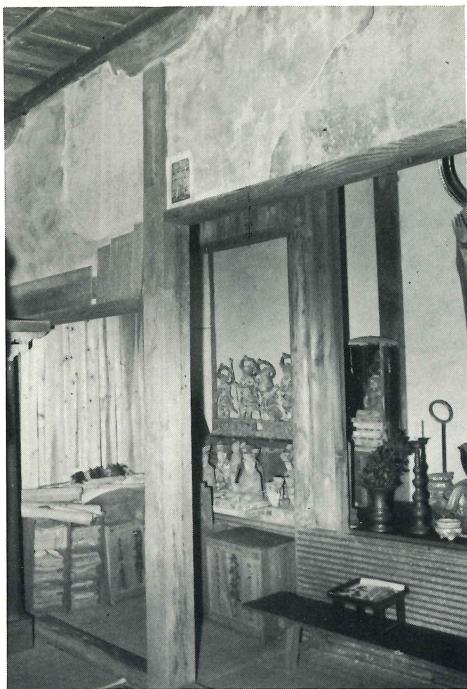


写真6 小武寺薬師堂内陣



写真7 小武寺薬師堂仏壇上部木鼻



写真8 小武寺四脚門



写真9 小武寺四脚門正面中央薹股



写真10 下山觀音堂



写真11 長安寺六所権現

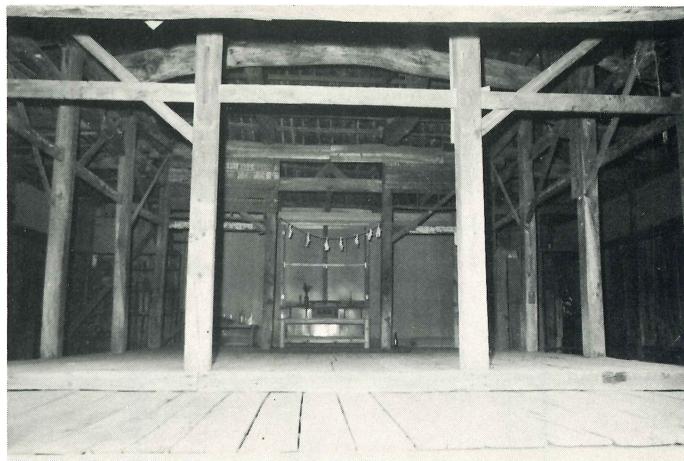


写真12 智恩寺講堂内部



写真13 智恩寺講堂屋根裏

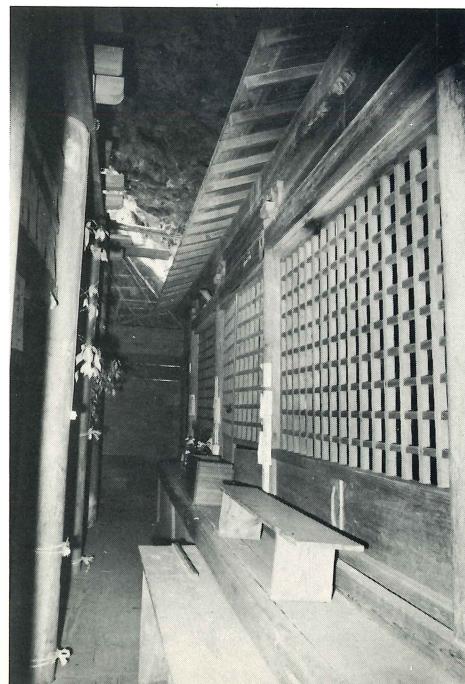


写真14 天念寺講堂仏壇

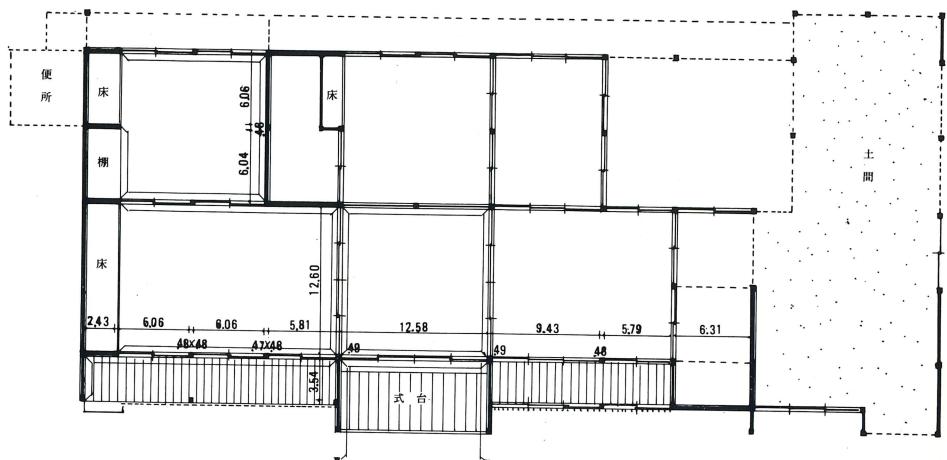


図-1 蓮華寺客殿、庫裡復原平面図

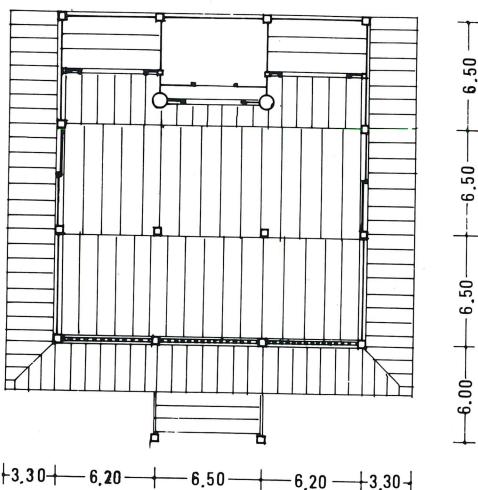


図-2 西明寺観音堂復原平面図

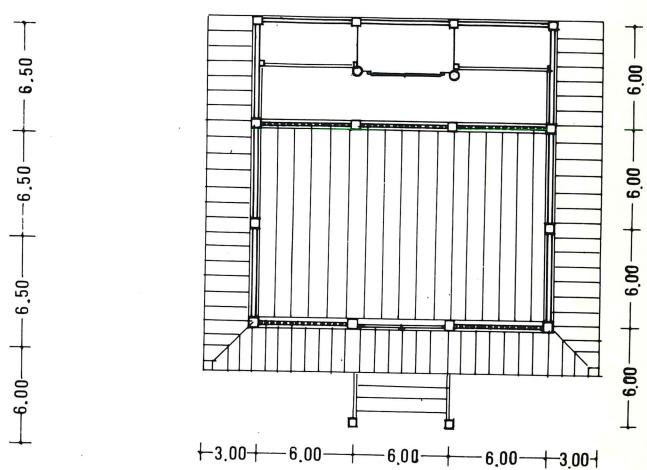


図-3 小武寺薬師堂復原平面図

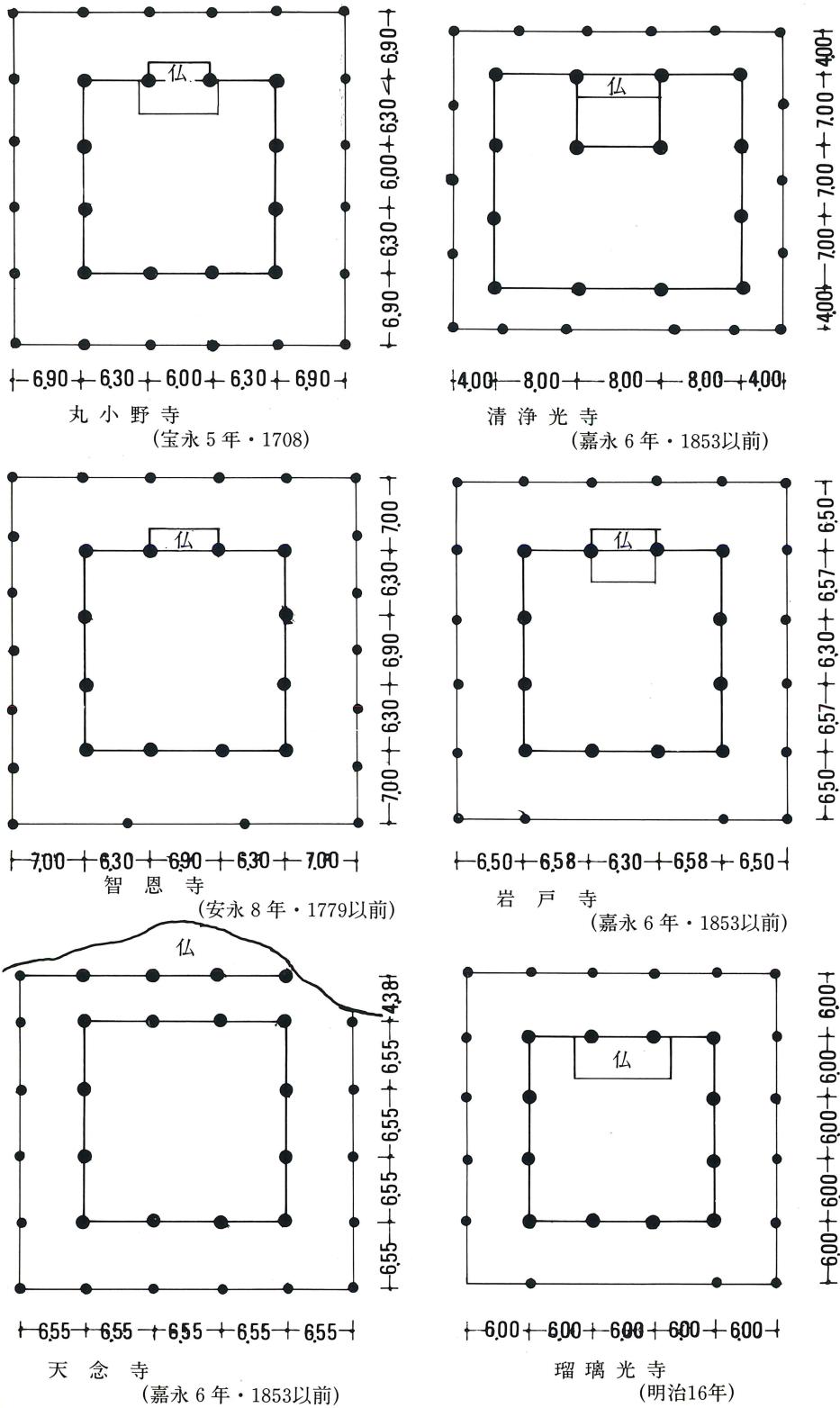
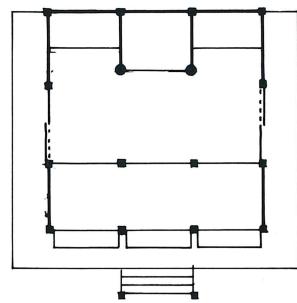
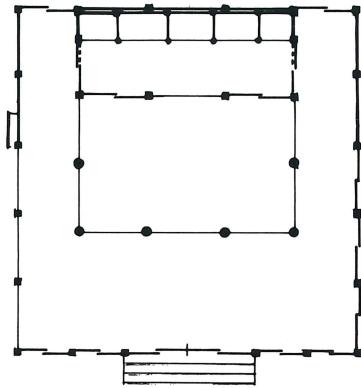


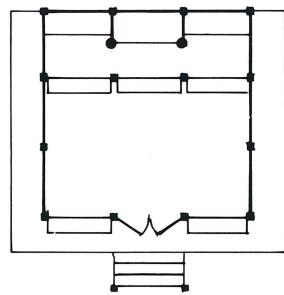
図-4 講堂平面模式図



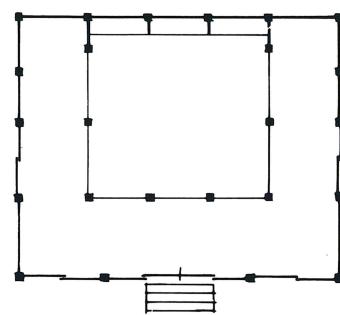
西明寺觀音堂



宝命寺觀音堂



小武寺薬師堂



胎藏寺權現堂

0 5 10 15 20 尺

図-5 仏堂平面図

国東半島の石造美術

〔日出町・杵築市・山香町・宇佐市・大田村の部〕

入

江

英

親

国東半島の石造美術

—日出町・杵築市・山香町・宇佐市・大田村の部—

1 はじめに

六郷満山関係文化財総合調査第三年次は、昭和五十二年八月一日の日出町内の調査から開始された。二日は杵築市、三日四日は山香町、五日は宇佐市、六日は大田村内の調査を行う予定であった。しかし大田村内の調査には相当の時間を要することが考えられたので、急きよ日程を変更して、三日山香町、四日宇佐市、五日大田村、六日山香町とした。幸い天気に恵まれ、五日にほんの短時間小雨を見た程度であって、調査日数は僅かに六日間という短期間を、有意義に使用することができた。もちろんこれが十分な調査日数でないことは、いうまでもない。

私の調査対象の主なものは石造物である。しかし一市町村宛の調査日数は一日平均に過ぎないので、調査件数も極めて少い。仍て執筆時間に余裕ができた場合には、かつて私的に調査したことのあるものについて、補充することにする。また石造物以外にも記録しておく必要の認められるものがあるので、これらについても記載することにした。

2 石造物

本項に於ては、前回の報告と同様に、飛鳥時代以降の歴史考古学の範囲に属する石造の加工品を対象とし、併せて美術品とは称し難い石造品をも取りあげることにした。そして記載の順序は、市町村別に、かつ調査の日次の順序とした。

日出町

番号	名 称	数量	場所・所管有理者	備 考
1	願成東塔寺	1	大字藤原寺	県指定有形文化財（石造宝塔）。総高一・五〇メートル。基礎三重、第三重の四面に格間狭三個ずつ刻まれていて。台座は蓮花座のみ。 塔身に三行にわたり応長元年九月八日大願主の刻銘がある。石材は角閃安山岩。笠が小破している。

杵築市

番号	名 称	数量	場所・所管有理者	備 考
2	東異形光塔寺	1	東横城寺	台座破損。露盤欠。相輪の代りに宝珠を置く。総高九六センチ。
3	東異形光塔寺	1	中光城寺	桃山時代の造立と推定。
4	東異形光塔寺	約10	中光城寺	基礎四重。屋根三重。露盤の上に宝珠を置く。室町時代末期の造立と推定。
5	東異形光塔寺	1	中光城寺	倒れた五輪塔が約一〇基分ある。桃山時代から江戸時代にかけて造立したものと推定。
6	東異形光塔寺	1	中光城寺	横穴古墳あとに安置してある。完形。基礎四面に格狭間各一個を、塔身四面に月輪をうがってある。室町時代中期の造立と推定。

山 香 町 (二)

番号	名 称	数量	場所・所管有理者	備考
6	国 小 東 武 塔 寺	1	大 字 小 武 小武寺總代	小武寺の山門を入れると、境内の右はしに立てられている。何時の頃か現位置に移動した由である。基礎は石段等に転用したらしく、現在は一重となっている。その四面を各二区に分つてコウモリがたの格狭間が刻まれている。台座は各一六弁の反花と蓮花座からなっている。塔身は雄大。総高は三・九三メートルに及んでいる。造立は南北朝時代末期か、室町時代初期と推定。
7	形 小 国 武 東 寺 塔 異	1	大 字 小 武 小武寺總代	小武寺本堂（庫裡）の前庭に造立されている。露盤の上には請花と宝珠をのせた異形国東塔である。総高一・〇三メートル余り。塔身の四方にはアク、ウーン、タラーク、キリーグの種子が刻まれ、ウーンとタラーク、キリーグの間に銘文が陰刻されているが、風化のため判読し難い。ただ辛巳ははつきりしており、或は応永八年と読めそうな感じもある。種子のすがた等からして、室町時代初期の造立と推定される。
8	五 小 輪 武 塔 婆 寺	1	大 字 小 武 小武寺總代	小武寺境内裏山に建てられている。空輪、風輪にあたる部分が欠失している。四面には東面にラ・バ・ア、南面にラー、バー、アー、西面にラン、バン、アン、北面にラク、バク、アクと種子が薬研彫されている。西面のアンの下には 延慶四年立 とあり、その他にも銘文が刻まれている様子である。延慶四年といえれば鎌倉時代の末期のものであり、その製作も優秀であるから、上部の欠失しているこ

とは実におしいものである。

その他境内には、南朝年号の陰刻された塔身や、五輪塔や庚申塔など、なお多数散在している。

天住山小武寺の山門前にいかめしく立ちはだかっている。阿形の密迹金剛は像高一七五・五センチ。吽形の那羅延金剛は像高一七九・五センチ。村人に「小武の仁王は眼が光る」と歌われているように、眼に真鎰がはめられている。

辻小野山西明寺の境内にある。県指定有形文化財（石造三重塔）。総高三・七五メートル。逆修の目的をもって、貞和四年戊子二月下旬造立したものである。相輪が破損している。詳細の説明は、有形文化財として周知の塔であるから省略する。

宇佐市

番号	名 称	数量	場 所	所 管	備 考
12	仁 福 王 昌 像 寺	11	大 字 昌 戒 寺	2	大字内河野 地区
宇佐ゴルフガーデン	福 昌 戒 寺	宇佐ゴルフガーデン	大字内河野	大字内河野	大字内河野
大字両戒	大字両戒	大字両戒	大字内河野	大字内河野	大字内河野

大字両戒字長畑の吉水山福昌寺は、もと吉水山靈龜寺と称していた。六郷満山の最端で、現在地に移る前は、もっと高い場所にあった。奥の院が両戒山の薬師の磨崖仏である。現在の福昌寺境内入口に、実にユーモラスな仁王像が一対立っている。別段調査して見たわけではないが、製作は江戸時代初期頃ではあるまい。

宇佐ゴルフガーデン内に、三か所ばかりに寄せ集めてある。後家合

番号	名 称	数量	場 所	所 管	備 考
10	仁 小 王 武 像 寺	9	大字小武 寺	2	大字小武 寺
石 西 造 三 明 重 塔 寺	仁 小 王 武 像 寺	1	大字小武 寺	大字小武 寺	大字小武 寺
長 野 東	長 野 東	2	大字小武 寺	大字小武 寺	大字小武 寺

デン五輪塔群

周防灘観光株式会社

せであるが、中には南北朝時代に製作されたものではないかと思われる佳作もある。その他各時代にわたり、その数は百基をこすであろう。

大田村

番号

名 称

番号

名 称

数量

場所・所管有理者

備

考

大田村教委の実測によると総高一四二センチ、屋根幅一二六センチとなっている。軸部に十王像が陽刻されている。室町時代の造立と推定。村指定の有文。

地蔵寺宝篋印塔

大字石丸

住職早崎元晴

乘越国東塔

大字石丸

住職早崎元晴

乗越地区

大字波多方字乘越

室町時代の造立かと考えられるが、なお検討の要がある。相輪が折れている以外はほぼ完形。塔身に月輪がうがたれている。基礎二重。第二重は各面を二区に分ち、格狭間を刻んである。台座は反花と蓮花座とからなる。塔身に四仏を陽刻のあとがある。笠は照屋根。露盤から上の相輪を欠く。南北朝時代の造立と推定。再調の要がある。

15	14	13	
			地蔵寺石殿
			地蔵寺宝篋印塔
1	1	2	
			大字石丸
			住職早崎元晴
			大字石丸
			住職早崎元晴
			大字波多方字乘越
			乗越地区
			大字波多方字乘越
			照屋根。露盤から上の相輪を欠く。南北朝時代の造立と推定。再調の要がある。

山香町(二)

番号

名 称

数量

場所・所管有理者

備

考

水月寺異形

1

大字向野字津波戸山

津波戸山上の水月寺奥の院、護摩堂横の岩屋の中に造立されてい

水月寺異形
国東塔（二号）

大字向野字津波戸山

る。基礎は二重、格狭間なし。台座は反花のみ。基礎と台座は一石からなる。相輪上部に水煙、竜車がついている。請花の反花は簡素化されている。総高一四二センチ。国東塔の相輪に水煙竜車のついたのははじめてであった。桃山時代末ないしは江戸時代初期の造立と推定。

一号と同じく、津波戸山上の水月寺奥の院、護摩堂横の岩屋の中に造立されている。基礎は二重で、第二重は甚だ厚い。各面とも二重に隈みを刻み、その中に格狭間を一箇刻んである。基礎第二重と台座の反花は一石。塔身は四角で、各面を大きく面取りをしてある。相輪は欠。総高九三センチ。南北朝時代末か室町時代前期の造立と推定。国東塔で塔身の角なのはこれが始めてで珍らしい。

付記

去る昭和四十四年七月二十八日から同年八月五日までの九日間、大分県商工労働部観光課が主催して、国東半島の観光診断を行ない、私も参加する機会を得た。その報告の中に、今回の総合調査と関係する大田村の記事があるので、前述したものと重複をさけ、参考までに付記しておく。

						番号	名 称	数量	場所・所 有者	備 考
板 碑	宝 篋 印 塔	国 東 塔	国 東 塔	宝 篋 印 塔	佛 足 石	無 縫 塔	國 東 塔	寶 篋 印 塔	大字沓掛字立平 宝 陀 寺	完形である。刻銘はないが格狭間・笠・蓮弁・宝珠等の特徴から南北朝時代の作と推定される優良作である。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	寺	室町時代の作と推定される。吉甫座元の刻銘がある。別段秀作とは言えない。
大 内 政 武 管 理	大 字 小 野 字 大 内 山 墓 地	大 字 永 松 字 下 村 西 專 寺 坂 本 与 市 管 理	大 字 永 松 字 上 園 (永 福 寺 跡)	大 字 明 文 彦 (本 明 寺 跡)	大字永松字下村 西專寺 坂本与市管理	大字永松字上園 (永福寺跡)	大字永松字下村 西專寺 坂本与市管理	大字永松字上園 (永福寺跡)	大字永松字下村 西專寺 坂本与市管理	開山塔と称している。約六三〇年前逝去された悟庵禪師の墓である。
										ごく最近のものであって、今回の調査にとっては、対象外である。
										約五六〇年前天衣智然禪師創建と伝えられる西專寺跡にあり、今小堂に木像坐像の地蔵像（県指定有形文化財）が安置されている。宝篋印塔は室町時代作と推定される完形の秀作である。他に数基の五輪塔が散在している。
										塔身中央に「大乘妙典」向つて左に小さく「明清明□」の刻銘がある。江戸時代の作と推定される。
										相輪が中央から折れているが、大体に於て完形。室町時代の作と推定される良作である。
										少くとも室町時代をくだるものではない。室町初期かそれ以前の作と推定される。完形の秀作である。
										巨大なもので、記銘があれば県指定の有形文化財の価値あるものと思われる秀作である。時代は南北朝頃のものであろうか。

				五輪塔群
6	古碑	7	国東塔	9
1	大字小野字横頭 比枝神社境内	2	田原家五重塔 五輪塔	5
1	大字小野字横頭 比枝神社境内	1	大字沓掛 田村	2
○注意 大友田原家墓地で、南北朝時代のもの約三〇数基がある。 昭和四十五年三月三十一日付で、田原家墓地の名称で県の史跡に指定された。所在地は大字沓掛二〇八九、二〇九〇、二〇九一。所有者は石橋房美、田原功の両氏になっている。	俗に丸山の五輪塔群と称せられている。有文として県指定候補にあらるべきものあり。時代的推定を行う暇はなかつたが、五輪塔も多数あり、史跡として指定の要が認められる。	○注意 昭和四十三年解体積替の際 延元二年 の刻銘を発見した。 重要文化財として指定の価値あり。	○注意 昭和四十五年三月三十一日、県の史跡に指定さる。また県 指定重要文化財は、有形文化財と改正された。	○注意 昭和四十五年三月三十一日、県の史跡に指定さる。また県 指定重要文化財として指定すべき価値のある国東塔や板碑がある。史跡としても指 定すべきである。

3 石信仰

わが国の古代に於ては、石に対する信仰のなみなみならぬものがあつたものと思われる。日本書紀神代卷の下に「葦原中國者、磐根木株立、草葉猶能言語」とあるように、岩石や草木などにも靈質を有すると信じていた。そして特に優れた靈能を有するものに對しては、ことさら篤い崇敬の対象となっていた。三代実録貞觀十六年九月の条には「八日癸巳、石見國上言、石神ニ自ニ出雲国ニ來、是日並授ニ從五位下」とある。また豊後風土記直入郡蹶石野の条には「同（纏向日代宮御宇）天皇、欲レ伐ニ上蜘蛛之賊、幸ニ於柏峠大野ニ、其野中有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈レ之曰、朕將レ滅ニ此賊者、當ニ蹶茲石ニ、磐如ニ柏葉ニ、固日ニ蹶石野」であるが、この石占の起源も、石に内在する靈質を信じた結果によるものである。一々の列挙は省略するが、このような対象となつた石を、古人は石神とか磐座とか磐境等の語をもつてあてて呼んでいる。

しかし石神とか磐座の語は古典の中に多く見受けられるが、磐境の語の極めて少いことは注目の要がある。またこの磐境には人工の石をもつて一定の区域を画したものと、自然石をもつて一定の境域を示したものとがある。前者の代表的なものとしては、筑後国高良山の神籠石があげられる。その類似遺跡と共に一は神域説、二は山城説として論ぜられている。後者の自然石配置のものについては、鳥居龍藏博士は外国の巨石遺跡をわが国に於てこれを磐座・磐境とされている。同博士は日本古来の神聖地または神蹟地を磐境とされているのである。しかしこのいわゆる磐境には、祭祀遺跡の場合と、墳墓の場合とのあることが、現在は通説となつてゐるようである。

文献資料の外、各地に遺る民俗資料中にも、石信仰資料に關するものは頗る多い。試みに大場磐雄博士の「民俗資料に現れた石信仰」の中からその名称を抜き出して見ると、次のようなものがある。石神（シャクジン）をはじめ腰掛石・座禪石・影向石・鬼石・鳴石・足洗石・要石・鏡石・舟石・御鞍石・甲石・御座石・降臨石・龜石・天磐船・沓石・神体石・御姿石や、その他多種多様のも

のが見受けられ、鸚鵡石や鶴鶴石などの如く鳥の名もある。宇佐神宮の奥宮御許山については「石神三体」とあり、その形状の欄には「自然の立石」、備考欄には「宇佐八幡宮の旧地、八幡愚童訓等に見ゆ。」と解説がつけられている。

また大場磐雄博士は、「考古資料に見る石信仰」や、「太湯遺跡類似の諸遺構」に関しても詳述してある。前者は「原史時代資料」、「弥生式関係資料」、「縄文式関係資料」に分つて解説されている。この中に大分県関係の記事は見当らないが、大分県内にも類似のものが存在することを知った。それは原史時代資料中の上野国赤城山櫃遺跡の記事である。私はかつて日出町教育委員会社会教育課長佐藤曉氏の案内で、同町内の山城鹿鳴越城跡調査をしたが、その時赤城山櫃石と全く類似の巨岩に遭遇した。佐藤氏の説明によると、この巨岩の下から勾玉や土師器の破片を発見した由で、祭祀遺跡と思われる。赤城山櫃石は江戸時代から古代の祭祀場と伝えられており、大場博士の調査で、櫃石の直下から滑石製模造品や小形土器類が発見され、同博士は当時の祭祀遺跡であり、櫃石は恐らく赤城神を奉斎した磐座であろうと推定されている。

日出町には藤原地区にも祭祀遺跡があり、土製の勾玉や祭祀土器類が出土しており、近くには支石墓も存しております、クリス型銅戈二ふりも発見されている。その他国東半島には各地に祭祀遺跡が点在している。今回の調査に於ても何ヶ所かそれらしきものを見ることが出来たが、特に将来の再調査の必要を痛感したのは、大田村波多方地区乗越の稻荷山祭祀遺跡であった。

俗称稻荷山は、大田村波多方地区乗越に聳えている標高四四〇メートル余りのなだらかな山である。頂上には巨岩があり、白川稻荷がまつられている。山麓の大字波多方字中尾ヶ崎には祇園社が鎮座しているが、これに合祀されている稻荷社の奥の院と伝えられている。山上中心の巨岩は横七メートル、高さ五・一メートル、奥行き六メートル余り。その周囲に二〇数個の巨石が配置されている。巨岩の正面中央下部に「白川稲荷社」と彫刻した石造の額がたてかけられている。更に巨岩の向って右前には「羽田方村氏子中」「庄屋馬場寿助」と陰刻した石祠が一字建てられている。なお巨岩の下部からは、土師器の破片が数片発見されている。恐らくこの巨岩を中心とする巨石群は、祭祀遺跡であって、いつの頃か白川稻荷と結びつき、祐徳（鹿島市）、狐頭（竹田市）両稻荷と共に

九州の三大稻荷として、遠近の人々の信仰をあつめていたものと思われる。ちなみにこの祭祀遺跡の時代については、出土した土師器の一、三片によって直ちに決定出来るものではなく、当然のことながら将来の調査の結果にまたなければならない。

なお本項の題名は「巨石信仰」としたが、石に対する信仰は決して巨石のみに限ったものではない。また境内に玉垣を巡らしたりして、信仰対象の石が安置されている神社のよくあることも注目しなければならない。

4 大蛇と岩屋

「大田村に大蛇が出た、水田に幅20センチの帯状の跡 山は深いし、いるかもネ……」と大きく報道されたのは、昭和五十二年八月一日夕刊の大分合同新聞である。ことの起こりは六月十一日、村内小ヶ倉の農業河野寿幸氏が田植えをしようと近くの水田に行つたところ、水を落とした水田に大蛇のはつた跡があつたと言つたことに始まる。大分合同新聞の記事はこう続いている。「小ヶ倉は豊後高田市街地から川沿いに県道を十七、八キロ上つたところ。両側に大きく山が迫つた山峠。山すそに農家が十戸余り。その周辺に小さな水田が開かれている。大蛇が住んでいるといわれるのは農家の前に立ちふさがるように迫つている小ヶ倉山とその背後の山々。大きな岩があちこちに突き出でている険しい山。岩膚には雑木が茂り、谷には杉が植林されている。この山一帯を総称して田原山といい、奥が深い。」とあり、三十年ほど前、大蛇が近くの水路をゆっくり渡るのを見て足がすくんだと言う古老の話なども記るされていた。

この大蛇騒ぎには後日談がある。田原山に大蛇さがしの探検隊をくり出したと言うのである。これに参加した大田村教育委員会の吉弘氏は、その時の状況を次のように話していた。「山は意外に険しかつたが、頂に近づくと石段があり、頂上には岩窟があつて、中に朽ちはてた小さいお堂があつた。岩にすがつてその周囲をまわつて見ると、小さい孔がいくつもあつた。孔の中をライトで一つ

一つ照して見てまわったが、その中の一つに大蛇らしいものがいた。両眼がキラ～と光っており、一同は足のすくむ思いをして、大急ぎで下山した。それにしてもどうしてあんな所に、あんな立派な石段を造つたのだろうか。昔はあのお堂も立派なものだったかも知れない。」と。

大田村には六郷満山関係の寺はない、と從来云われていた。しかし吉弘氏のお話しさは岩屋ではあるまいか。こう思つて今回の田原山調査登山と言うことになつたのである。大蛇のはつた跡を見た河野寿幸氏も同行してくれた。重い調査用具をかついだ私には、少々陥し過ぎる山路である。途中何度も少憩して山頂に近づいた。雑草におおわれているが、立派な石段である。間もなく山頂に達した。岩屋である。

一寸した広場の奥に岩窟があり、その中に朽ちはてた小さなお堂がある。地元の人々は觀音さまと呼び、戦前まではお供養もしていた由である。下山觀音が正しい名称とか。厨子の中に觀音菩薩が安置されている。江戸時代の作であろうか。堂内に棟板が四枚ある。

奉再興下山觀音堂毫字（寛政五癸丑歳）

奉再興觀音菩薩（文政十三庚寅歳）

奉造宮屋根板替（天保十四年）

残りの一枚は明治廿一年のもので、書写するいとまがなかつたのではつきりしない。さらに奥の方をさがして見ると、朽ちはてた仏像が一軀あらわれた。首から上と両脚は全くない。一本造りの立像で、材質は櫻らしく、重さ一〇キロ余り。焼けたあとは見当らぬが、西叢山の焼仏と伝えられている由。藤原時代の作と思われる。総高は七四センチ。臂張二五センチ。裾張二五センチ。これが完全であれば、見事な藤原仏であったと推察される。

この岩屋は確に六郷満山の中の一つであろう。後日この岩屋の中から、田染中学校教諭の河野了氏は、藤原時代のものと思われる土

師器の破片も採集した由である。これで大田村と六郷満山とは、きりはなせない間柄となつたわけである。村内に数ある宝塔類も、ひとしお意義が高まつてきたように思われる。

5 懸仏と鰐口

今回の調査地区内にも、懸仏は多数存している。県の有形文化財に指定されたものも数面あり、大田村の永松天満宮懸仏もその一つである。五面中三面が指定されたもので、一面は鎌倉時代のもので、残りの二面及び未指定の二面は室町時代のものである。

この外未発表のものに、日出町赤松の願成就寺に大形のものが一面ある。面径五七センチで、中央に像高三〇センチ余りの十一面觀音像、その左右に高さ五・九センチ余りの水瓶を、それぞれ別に鋳造して鉢止めにしてある。円板のひび割れは、鋳造の際に出来たものである。この懸仏は、もと願成就寺の神宮寺といわれていた近くの牧峯神社（昔は八所権現と称していた）の御正躰であつたものである。明治初年の神仏分離の際、願成就寺に保存することになつたと伝えられている。

どこのお寺にお詣りしても、向拝にさがっているのが鰐口である。しかし時代的に見て余り古いものではなく、殆どが江戸時代の刻銘のものである。材質は青銅で、極めて希れに鉄製のものもある。かつて山香町の人から鉄製のものの寄贈を受けたことがあるが、これは県教育委員会に寄贈した。大田村小野には今も鉄製のものがつるされているお堂がある。

室町時代に製作されたものは、既に多くは県の有形文化財として指定されている。しかし未指定のものも相当数存しているものと思つてゐる。杵築市片野の佐藤文雄氏等七軒の管理する地蔵堂所蔵の鰐口も指定可能と思われるものの一つである。これは面径約一七センチと言う小形のものである。正面の銘帯の中央上部から向つて右半面に「大日本國豊後州安岐鄉山口村片峯堂」、向つて左半面に「奉施入鰐口一面之更且那各々敬白」とあり、中区の中央上部から向つて左半面に「干時文明辛卯潤八月十三日」と陰刻されて

いる。文明辛卯とは文明三年のことであり、一四七一年である。現在の安岐町山口の片峯堂に、檀徒が奉納したものである。その後、何かの事情によって、地蔵堂に移されたものである。小型ではあるがよく整い、室町時代中期の特徴をよくあらわした佳作である。ちなみに安岐町山口に、片峯堂が現存するか否かはまだ調べていない。

次に製作時代は新しいが、山香町大字内河野の西明寺に鰐口三口があり、同町大字内河野九九一番地の安部浩氏が保存している。その銘文をメモしてあるので、参考までに付記しておく。

(1) 面径約三二・二センチ。中央上部に種子キリーケを陰刻し、その向って右側に「西海道豐後州速見郡山香郷辻野尾山西明寺觀音堂鰐口之夏藤原朝臣安倍九郎左衛門入道淨明現當為二世以進當鄉掛之」、向って左側には「右信心之諸檀那國家平安子孫昌盛福貴自在祈者也干時慶長三_{戊戌年}」と陰刻されている。慶長三_{戊戌}年正月十八日とあるから、一五九八年の鋳造である。

(2)

面径約二一・七センチ。中央上部に向って右から「奉寄進鰐口之事」とあり、その向って右側に「山香郷辻小野山山王權現御

寶前干時元禄十二_{己卯}年」、向って左側には「施主根來住安倍四郎右衛門貞政仲冬吉祥日」と陰刻されている。元禄十二_{己卯}年仲冬

吉祥日とあるから、一六九九年の鋳造である。仲冬とは十一月のことである。

(3) 面径約二三・三センチ。中央上部から向って右側に「奉掛鰐口豊後速見郡山香郷辻小野山毗沙門之宝前」、向って左側には「干時元禄十_{丁丑}年七月吉祥日施主阿倍九郎左衛門尉重貞」と陰刻されている。元禄十_{丁丑}年七月吉祥日とあるから、一六九七年の鋳造である。

6 土師器とその窯跡

山香町大字向野に津波戸山が聳えている。その頂近くに水月寺奥の院の護摩堂がある。護摩堂前は狭い平地になつてゐるが、横は

断崖となっている。その地表下一メートル余りの断崖面に、土師器の一部がのぞいていた。これを掘り出して見ると、それは高杯の台の部分であった。このような中世の土師器片が、六郷満山寺院付近では各所に埋蔵されている。或は古い神社の境内でも各所に見受けられる。これは神前や仏前へのお供え物をする器具である。その他壺や鉢や皿や各種のものが各地に埋蔵されている。

これらの土師器類は、どこで製作されていたものであろうか。恐らく方々で焼かれていたものであろう。杵築市内でもその窯跡が発見されている。杵築市大字宮地（もと木田村愛宕山と称す）に鎮座する若宮八幡神社は、京都の石清水八幡宮の御分靈を勧請した神社である。最初柏島（今の西下司）に鎮座したが、その後天喜元年（一〇五三）三月三日、もと生地村岳に、承安三年（一一七三）九月晦日に中村鬼籠瀬男山に遷座した。ここでは神事の時は市もたつていたとかで、現在も市という地名が残っている。八坂川をはさんで市の対岸は、大字八坂の友清区である。戦後この地に澱粉工場が建てられたことがある。その工事中、土師器の窯跡が発見された由である。それから数年後に現地の調査に出かけたが、もちろん埋めたてられて一部はセメントばかりになっていた。幸い社長の応援を得て、同氏の記憶をたよりにトレンチを入れてみた。ところが破壊されてはいたが窯跡が現われ、中から灰や炭や土器類が多数出土した。その窯は円形で、堅穴式に掘りさげたものであった。土器は小盤や盃などで、糸切り底であった。平安時代末までのものを土師器とすれば、それ以後の土師器系のものである。この地方で呼ぶほおろく焼である。若宮八幡社の祭祀用に焼いた窯ではあるまい。

この種の土器を昭和の十年頃まで焼き続けていたのが宇佐市大字上高の地方である。この付近一帯は、焼物に適した粘土の豊富な所で、この粘土で宇佐神宮の神饌献備用の土器類が製作させていたのである。この焼物を地元では「ほうろく焼」といつていた。ほろく焼とは素焼の土器のことである。

宇佐神宮の祭器としての土器造りは、昭和十年（一九三五）ごろまで続いてきた。宇佐神宮で使用する分のほかに、多少余分に造り足しては、宇佐、国東半島を中心に県内各地の神社にも、求めて応じて売りさばいていたようである。しかし決して生活の足しと

いうほどの足しにもならないこの土器焼きを続けてきたのは、宇佐神宮御用として、祖先から数百年にわたる奉仕を続けてきたという、名誉ある家の歴史を誇りとしていたからであろうか。

窯元の中心は高牟礼家で、同家には土器職関係の中世の古文書などが、数十通保管されている。昭和五十三年現在の戸主は高牟礼胤彦氏である。ちなみに宇佐神宮では、一度使用した土器類は、その都度捨てる慣例となっていた。

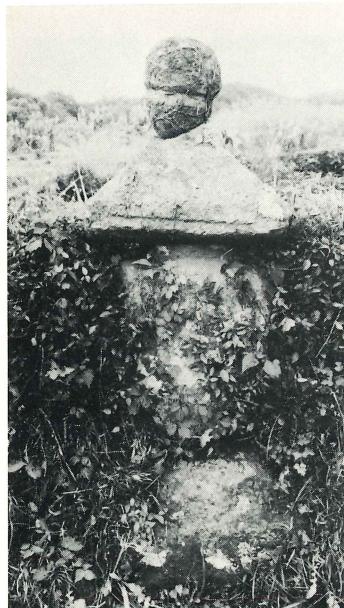
7 む す び

はじめに記したように、今回の第三年次の調査は、二市二町一村内を六日間で行つたものであった。それは六郷満山関係文化財の調査であるだけに、山上に登ることもしばしばであり、事実上の調査時間は実に限られたものであった。にもかかわらず、各市町村関係者のご協力により、予期以上の成果をあげることが出来たは何よりであった。

三年間にわたつて行つた従来の調査は全く予備的なものであつて、今後はこれによつて得た手がかりにより、本格的な調査を行うべきではあるまいか。それには各市町村が主体となつて、これに県教育委員会が協力し、各方面にわたつての専門委員を加えて、じつくりと取組むべきであろう。一言希望を添えて第三年次の調査報告とする。



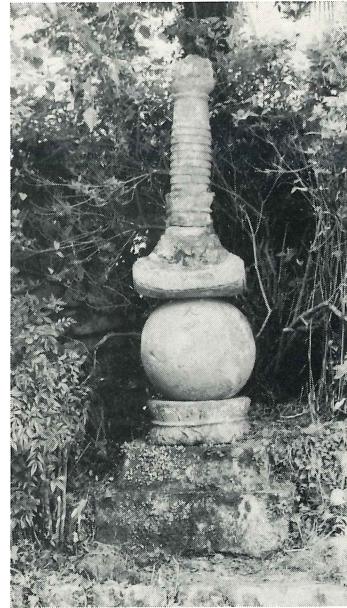
財前家墓地国東塔群



石垣にされた諸田越国東塔



本明寺国東塔



永福寺国東塔



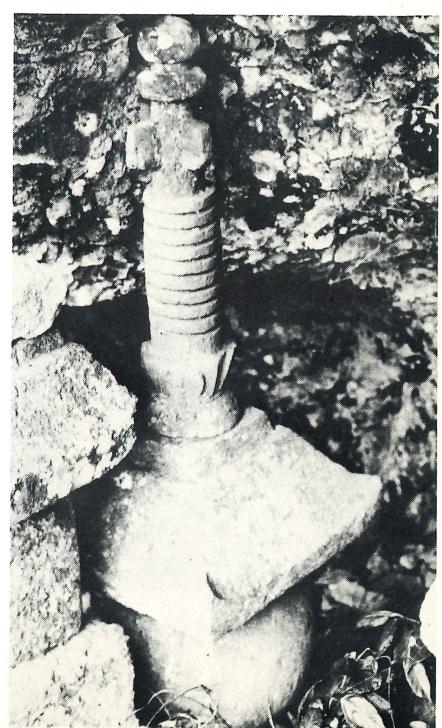
小武寺異形国東塔



小武寺国東塔



向野廃寺国東塔



水月寺国東塔



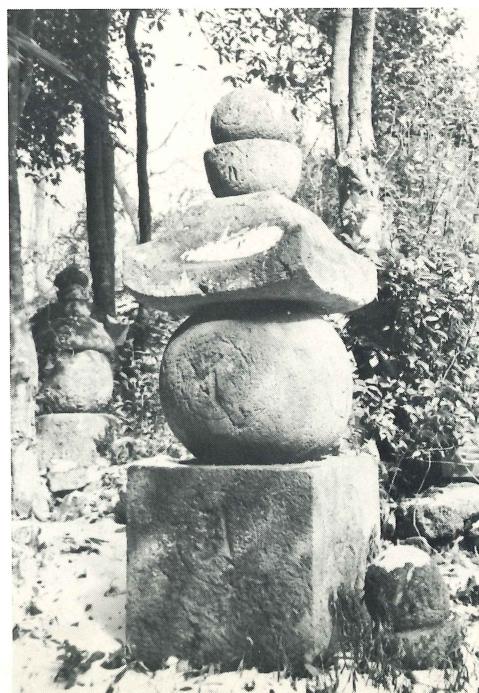
小武寺五輪塔婆



宇佐ゴルフガーデン五輪塔群



宝陀寺無縫塔



田原家丸山墓地五輪塔



西明寺三重塔



田原家五重塔



大内家墓地板碑



出原三重塔



大内家墓地宝篋印塔



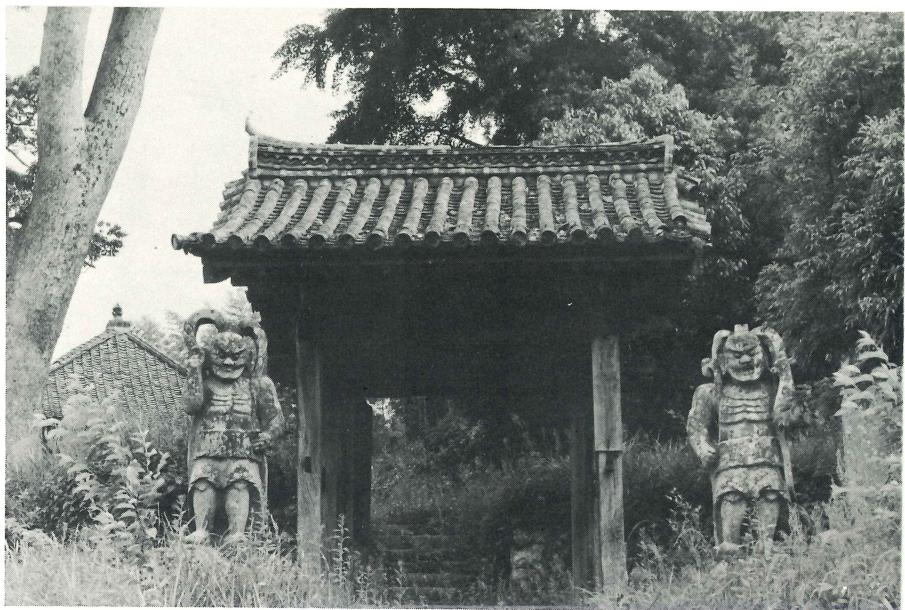
西専寺宝篋印塔



穴居地藏宝篋印塔



地藏寺宝篋印塔



小武寺仁王像



福昌寺仁王像（吽形）



福昌寺仁王像（阿形）



下山觀音堂木造仏



小ヶ倉山下山觀音堂



土師器窯跡



土師器窯跡



地藏寺石殿（正面）



地藏寺石殿（側面）



杵築地藏堂鰐口



願成就寺懸仏



西明寺毘沙門堂鰐口

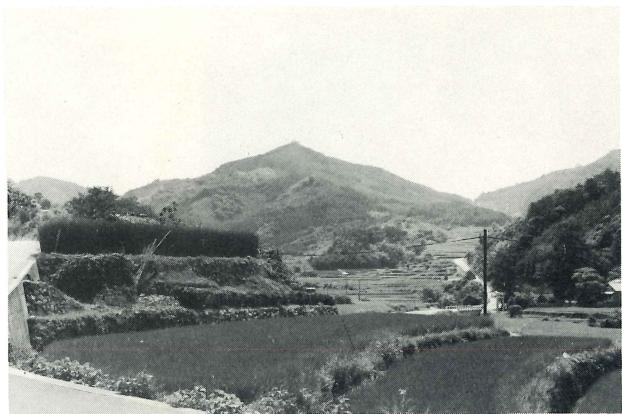


西明寺山王權現鰐口



西明寺觀音堂鰐口

稻荷山祭祀遺跡



稻荷山遠望



乘越國東塔

(稻荷山登山口にあり
露盤より上を欠く)





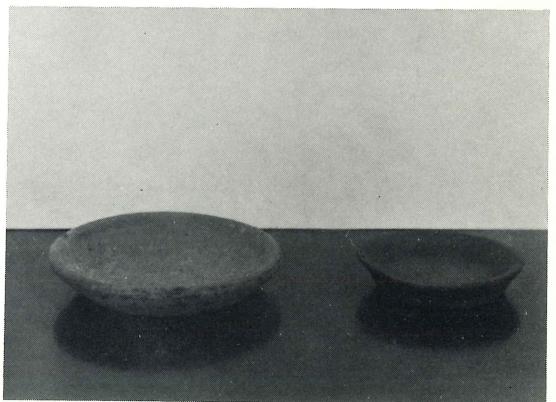
ほうろく焼製作実演



水月寺護摩堂前出土高塚（土師）



ほうろく焼製作器具



直会用具

民俗文化財關係調查報告

小

玉

洋

美

一 修 正 鬼 会 関 係

今回調査した六郷山関係の諸寺院のうちで、修正鬼会を勧修していたのは、二カ寺だけであった。杵築市大字横城の横城山東光寺と山香町大字内河野の辻小野山西明寺がそれである。

ほかに八幡奈多宮の神宮寺であった報恩寺においても、元和二年以前に鬼会が執行されていたことが記録されているが、詳細は不明である。また、古老の記憶によると大田村大字小野の龍源寺跡註(2)にある御堂では、明治四十年頃までオニオが行なわれていたという。しかし、同地のオニオでは鬼は登場せず、両子寺より来た僧が香水棒を突くだけであった。タイアゲは盛大で中村・小野・田原河内の各地区より青年が出て、藤かずらで大松明を作り、五挺か六挺を立てていたというが、詳細については再調査が必要である。

註 (1) 奈多宮所蔵の「宇佐宮ル奈多宮江御行幸会次第」の中に同八幡宮の年中行事が記されている。それによると正月三日の条に「弥勒寺修正、報恩寺大般若經、宮寺大法会、夜ニ入鬼会アリ」と記されているが、正徳元年に著わされた諏訪寛村の「閑居口号」にも「報恩寺にて大般若転読有宮司(ラフ)にて大礼あり夜に入り鬼会あり鍛冶屋の役是也」(久米忠臣氏筆写本)と記載されている。ここで後者に記されている鬼会が鍛冶屋の役であるという点については解りかねるが、前者は元和二年に再興された宇佐行幸会に関する記録の写である。『閑居口号』に明星院縁起(原本不明)が記載されているが、それによると「安岐郷奈多村寿宝山明星院神宮寺者蓋社司之密跡也(中略)宇佐宮過行幸之時宜也。細川豊前宰相越中太守忠興入道三斎公而當院梁棟俄然改造焉」という記述があり、行幸会の際明星院神宮寺が再興されたようである。とすれば、前掲の「宮寺大法会」は神宮寺において大法会を催し、夜になって神宮寺で鬼会を執行したと解釈してよいのではないか。

ところがまた『閑居口号』によると、当時の住職の話として「報恩寺又地藏寺は八幡の御寺にて真言天台宗と見へたり(中略)両寺共に滅罪を不執行忽じて当社敷地の内には人を葬る事を禁忌たりし故奈多村の死骸は安岐郷西本村覚安寺に葬りけ

る」と記されている。ここで問題にしたいのは、正徳の頃禪宗であった報恩寺が以前は八幡の御寺であったと伝承されている点と覚安寺が「天明年中六郷山寺院名簿」（『太宰管内志』豊後之九）では東光寺の末寺となっている点である。東光寺で修正鬼会が勧修されていたのは後述のとおりであるが、元和年間の東光寺は荒廃していたので鬼会の執行は困難な状態にあったようである（『閑居口号』所収「六郷山再興之事」）。

以上、史料不備のため正確な考証を欠くが、奈多八幡文書に記された鬼会は東光寺の鬼会ではなく、明星院あるいは報恩寺で執行されたものと考えられるが、どうであろうか。

註 (2) 財前仁爾氏（明治二十五年生）より宝陀寺末竜源寺と聞いたが「六郷山百八十三ヶ所靈場記」（大分県文化財調査報告書第三十八輯『六郷満山関係文化財総合調査概要』）所収）に記された第八十番龍華院の跡である。同院は「豊後国六郷山巡礼手引」（松岡実編『大分県修驗史料』所収）では「八十二番田原庄ノ内小野村同御領・禪宗・龍花院・本尊弥勒」と記されていて、禪宗宝陀寺の末寺であつたのを裏付けている。しかし、百八十三ヶ所の靈場に入っているところからみると、本来は天台宗六郷満山の寺跡であつて修正会が當まっていたにも不思議ではない。ちなみに、同所は小野日枝社の旧社地でもあった。しかしながら龍華院と両子寺との関係がいつから生じたか、何故両子寺の僧が來ていたのか説明できる資料はない。両子寺所蔵の「天台宗六郷山寺院名簿」には安永五年当時の両子寺支配の堂宇や末寺を記してあるが、小野村龍華院の記載はない。

1 横城山東光寺

東光寺は仁安三年の六郷二十八山本寺目録では、正宗分中山十箇寺の一つとして重要な位置を占めていたが、鎌倉時代に入つて間もなく豊後国の守護となつた大友能直に院主職を押領されている（中野幡能氏『八幡信仰史の研究』下巻・八三三頁）。したがつて、安貞二年の「六郷山諸勧行目録」には寺名がみえないが、同寺に伝わる「六郷山再興之事」（『閑居口号』所収）と題する記録

によれば、「鎌倉將軍頼朝公及御代尚以為鎮護國家之御祈禱每年御祈之卷數指上之依茲下給御教書等數通有之」^(マ)とあって、他の六郷山諸寺と同様に幕府の為に祈禱したことがうかがえる。勧行の作法にしても

奉勸修七ヶ日不動行法、晦奉誦大般若經一部、毎年春奉講誦仁王經一百座、

奉誦誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼各千返

右任閑東御教書并護所御施行之狀

と記されていて六郷山の法燈を繼承していたことが解る。ここで注意したいのは鬼会の行なわれる正月会についての記載がみられないことである。室町時代の「六郷山定額院主目録」(『太宰管内志』所収)では「東光寺院主真乘院ノ徒十二房」と記されていて、六郷山内の一寺としてあつかわれているし、十二坊を擁して繁栄していたようである。この間の事情を寛文年間に同寺を再興した良俊法印の記録「六郷山再興之事」によつてみると「当寺本松坊者満山之為惣政所故御寄附之寺社領異他寺過分依去堂塔僧房雖為美麗大友宗麟帰依外邪法堂舍仏閣被沒倒消失畢。自尔以来堂山之十二坊始惣山八百餘之院室悉令退転也」とある。このことの当否はともかくとして、寛文年間に良俊が比叡山から法印に任せられて横城山に来住した当時は「堂山到荒廢之節而氏子等他宗混雜而為縁之寺依之曆歲重月自衰微而堂社再興之無術神事祭礼如本式可執行無方便矣」という状態であった。したがつて、修正鬼会に關しても寛文頃には勧修不可能であったと想像されるのである(一の註①参照)。

さて、『太宰管内志』には「〔天明年中六郷山寺院名簿〕に安岐郷横城東光寺杵築領、山門末、一、六所権現一、本堂薬師十二神將(中略) 東光寺末寺西本村覺安寺などあり此寺の事いまだ考へず」と記されているが、安永五年の「天台宗六郷山寺院名簿」には安岐郷横城村横城山東光寺
杵築松平
筑後守領

右山門末 檜那 三十軒

一 六所権現宮

一本堂 薬師 日光 十二神将

一堂 三

寄附田畠五段二十九歩 高ニ石九斗四升壱合 山林 三町四方

末寺 経田阿弥陀

在山口村

覚安寺

在西本村

東光寺

在印

と記されていて江戸中期における東光寺の寺勢を知ることができる。

ところで、私の調査領域である鬼会についてみると、史料がなく、大正初年頃まで執行されていた鬼会に参与した人物もいなかつた。わずかに、子供の頃鬼会の際に一ノ坊に松明を持っていったのを記憶している人に会えただけで、聞き取り調査さえ覚つかない有様である。現在同寺には鈴鬼（女面）一面しか残存していないが、鬼の採り物である不動刀・斧・槌が残っているところからみて、同寺の鬼会には炎払鬼・荒鬼・鎮鬼の三鬼が登場していたことがわかる。鈴鬼の男面は杵築市内の某氏が所持していると聞いたが、三鬼面の散逸が惜しまれる。

鈴鬼女面の法量は面長二一・四センチ、幅一五・五センチ、深さ七・五センチで、頭髪や眉を墨書し顔面には白粉を塗ったあとがある。素朴な作で銘はない。槌と斧は二個ずつあり、一つは古く柄の先端に紙房を結ぶ穴をあけてある点や製作技法からみて同一時期の作と思われるが明治初期頃のものであろうか。斧刃の中央に逆ハート形のくり抜きが見られる点に特色がある。槌頭は桐材で虫損がみられる。新しい方の斧は杉材で刃先が古い斧より広く頭部を入れさせてある。不動刀も杉材で板状の両刃。槌は桐材。三つとも同時期の作で新しい、粗雑な作りである。

また、同寺には祈禱札の版木が五面あるが、そのうちの一箇は鬼会の祈禱札である。推測を許されるとすれば、同寺所蔵の大般若

経六百巻が天保十五年に施入されていることから、この前後の東光寺は善男善女の信仰を得て六郷山寺院として法燈も盛んで、修正鬼会も勧修されていたことと思われるのである。しかし、明治以後の六郷山寺院が修正鬼会を執行するに際して三組に組織され、東・西・中の各組寺院が相互扶助しあうようになつたのはよく知られているが、東光寺が東組に加入していないのは何故であろうか。再考を要するところである。

2 辻小野山西明寺

仁安三年の「六郷二十八山末寺目録」では本山分末寺となつてゐるが、中野幡能先生は後山金剛寺の末寺とされている（同氏「六郷満山の歴史」・和歌森太郎氏編『くにさき』所収）。安貞一年の「六郷山諸勸行注進目録」でも本山分となつてゐるが、法会について「正月　自正月一日至同三日三夜勤之」という記述がみえる（『太宰管内志』豊後之七・速見郡）。正月とは正月会のことであるから、他の六郷山寺院と同じように、三日目の夜に鬼会を催していたことが推察される。『太宰管内志』の豊後国八巻・国崎郡上には、辻小野寺が中山分末寺と記されたり、本山分本寺と記されたりした記録を紹介してあるが、弘安七年の「六郷山御祈禱卷数目録」では本寺と同じような扱いを受けていることからも、鎌倉時代における同寺の隆盛がしのばれるのである。

くだつて、室町時代の「六郷山定額院主目録」では、西明寺の院主は後山金剛寺となつてゐる（中野氏前掲論文『くにさき』二八三頁）。江戸時代の「天明年中六郷山寺院名簿」によると日出領、山門末となつていて、同寺の本尊は不動明王だが本堂に千手觀音を安置しており、他に神樂堂・山王権現社・仁王門・毘沙門堂のあることを示している。毘沙門天立像は永久五年の胎内銘を有し、藤原時代の作（真有文）として知られているが、『太宰管内志』には〔国人二五〕として「辻小野寺は山香郷内川野村大牟礼山ノ下にあり、今はいたく衰へたり（中略）。古は大寺なりしを今は荒廢甚し。桜の馬場ありて今も古桜數株あり」と記して、天保期における同寺の有様を述べている。

さて、鬼会に關しては、明治二十三年に作成されたつぎのような史料が、山香町内河野安部浩氏宅に保管されている。

表題は「鬼会奉賀寄進帳」とあり、表紙右側に「明治二十三年一月五日」同左側に「速見郡中山香村字辻小野」とそれぞれ一行書きされている。たて書き・こより綴の冊子である。一頁に趣意書が記されているので全文を掲げておくことにする。

辻小野山王権現宮者昔仁門菩薩之御開山ニテ大古ヨリ鬼会祭有之哉ト聞傳候得共其後中絶ニ相成居候処、又候天保年間之頃ヨリ再祭礼行ヒ來リ、惡病災難除ケニテ誠ニ祈マツ之御祭ニ付、氏子貳拾戸之面々所々ニテ小戸之御助力ニ預リ、是迄毎年無マツ鬼会祭施行致候得共、何分小村故夫々手対マツ不行届、本年ニ於テハ鬼会祭料充物之募集思立候間、村内並ニ他村ニ至ル迄、志之御方様ニハ多少ニ不限奉賀之寄附御記シ被下度、伏テ御依頼申上候也。

右によると、天保年間に鬼会が再興されて以来毎年執行してきたこと。小村で鬼会を維持することが困難になつたことなどを知り得るが、同年の寄附については、

一 玄 米	四 斗	新 庄 増太郎
一 同	四 斗	新 庄 勇 造
一 同	四 斗	新 庄 龜 太
一 同	三 斗	新 庄 幸 三 郎
一 同	二 斗	阿 部 熊 次
一 同	二 斗	池 田 虎 市
一 同	五 升	阿 部
貳 升	五 升	藤 本 伊 平
手 志		

一 同

壱 升

宇都宮 吾太郎

一 同

壱 升

(記名なし)

一 同

壱 升

"

となつて いる。

また、同帳によると明治二十七年正月十二日は甲斐幸太郎という人が脇差を壱腰寄進している。正月十二日は西組の最後の鬼会が西明寺で勧修される日であるから、恐らく鬼会の当日に寄進されたものと思われる。脇差は鬼会の差定のうち「四方固め」において必要な採り物である。とすれば明治二十七年には西明寺で鬼会が執行されたことは間違いない。同寺の鬼会がいつ廃止されたか不明であるが、安部浩氏宅には鬼会面・鬼会式が保存されており、西明寺（無住）には鬼の衣裳や採り物・修正鬼会祈禱札の版木などが保存されている。

いま、西明寺本堂の壁に張つてあつた差定（鬼会の次第と役割を記したもの）を紹介するところである（中折紙で大きさはたて三九センチ・横五三センチ大奉書よりやゝ小さく虫損が甚だしい）。

修 正 鬼 会 式

- | | |
|--------|---------|
| 一 法華懺法 | ほつけせんぱう |
| 二 咒願 | しゅがん |
| 三 初夜次第 | しょやしだい |
| 四 大懺悔 | おおいさんげ |
| 五 佛名 | ぶつみょう |
| 六 法咒師 | ほづし |

七 神 分	じんぶん
三十一相	さんじゅうにそう
薬師散華	やくしじさんげ
縁 起	えんぎ
八 米 華	まいけ
九 開 白	かいびゃく
一〇 香 水	こうずい
一一 四方固	しほうがため
一二 鈴 鬼	すずおに
一三 荒 鬼	あらおに
	災払鬼（赤鬼）
	荒鬼（黒鬼）
一四 鬼後咒	きごしゆ

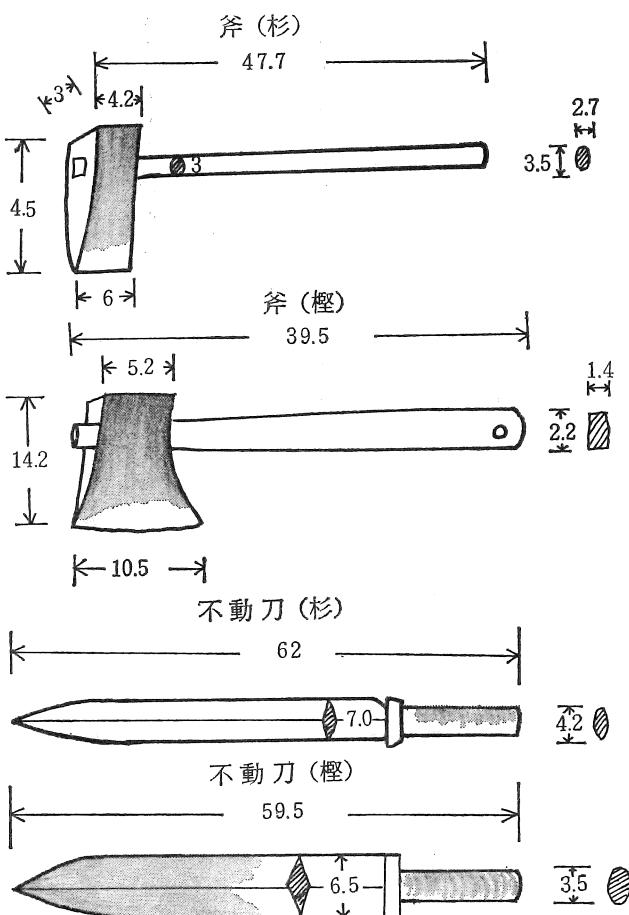
右は次第のみで役割を示す寺名を記してないので「差定」ではなく修正鬼会式「次第」であるが、これを現在も執行している西組の天念寺鬼会の差定と比較すると番数が極めて少ないので気付く。すなわち、西明寺のそれは一四番しかないので対して天念寺の番数は二二となっているのである。いまこれを比較検討する余裕はないが、同じ西組の僧侶が参加して執行しているのであるから勧修内容に差があったとは考えにくい。現在、西組の各寺院の僧侶が所持して居られる鬼会用の手記をみても寺院によつて鬼会式に差が

あつたとは記していないからである（東組との差は認められるが）。とすれば、現存する西明寺の鬼会式差定は表記が簡略化された結果であると考えられる。

つぎに、西明寺所蔵の鬼会用具について述べる。唐櫃に保管されているので保存状態はよいが、鬼会の衣裳は虫損を防ぐ措置を講ずることが必要である。荒鬼・炎払鬼の衣裳にはつぎのようなものがある。

黒染麻筒袖上衣（一）・同パツチ（一）・渋茶染筒袖上衣（三）・渋染パツチ（二）・紺染麻パツチ（三）

以上は鬼の衣裳としては多すぎるが、鬼の介錯の衣裳ではなく上衣・パツチともに作りは同じである。黒は荒鬼、茶色は炎払鬼用と考えられるが、紺色を用いた時期もあつたに違いない。なお、鈴鬼の衣裳は模様入り麻布広袖上衣が二着ある。



第1図（鬼の採り物）

採り物は斧と不動刀が各二個ずつ残っているが、本来は各一個で充分な筈である。材質からみて、杉で作った斧と不動刀の方が作りが古い。雜木の堅木で作った斧と不動刀は新しいが、斧の形や不動刀身が広く、杉材のものより体裁よく作られている。（第1図参照）

なお、鬼の採り物からみると、同寺の鬼は二鬼が登場する岩戸寺の鬼会と同様かと考えられ、炎払鬼（赤）は斧

と松明、荒鬼（黒）は不動刀と松明を持っていたようで、前記の差定でも登場するのは二鬼となっている。しかし、本来は荒鬼の採り物は槌で、鎮鬼の採り物が不動刀である。したがって、同寺では鎮鬼が登場せず、荒鬼が鎮鬼を兼ねていたか、あるいはその逆であつたかという疑問が生ずる。

そこで、大字内河野の安部浩氏が保管している鬼会面についてみることにする。同家には盜難予防のために西明寺所蔵の鬼会面六面と鬼会式四巻が保存されている。

まず一本角をもつた災払鬼面は赤色を基調とした胡粉彩色漆仕上げで神楽面と同じ作りである。法量は縦二八センチ・横二〇センチ・深さ一〇・五センチ。角の長さは二〇センチである。一本角の赤鬼は、角の長さ二一センチで横三〇センチ・縦三四センチである。つぎに一本角の黒鬼は縦二九センチ・横二三・五センチで角の長さは二一センチである。さらに、一本角の黒鬼（縦二九センチ・横二五センチ・深さ一四センチ・角二二センチ）は面裏につぎのような墨書きがあるので、明治十三年作と知れる。

明治十三年辰正月寄進 豊後国速見郡野原村 帯刀久六 六十年

同國同郡 何松浦吉紀昌盛 五十二年

面は楠材で神楽面を思わせる彩色仕上げである。鈴鬼は二面あり、男面は縦二二・三センチ、横一六・二センチ、深さ七・三センチで口を閉じてある。女面は縦二一・八センチ、横一五・六センチ、深さは七・三センチの阿形面で作法はともに同じであるが銘がないので何時頃の作か不明である。幕末か明治初年の作と思われるが確証はない。

つぎに、鬼会式についてみると、「縁起導師作法」の奥書に

干時 明治二十二己丑天 九月中旬

胎藏寺現住 三部大阿闍梨

円明院豪清謹書之

と記されている。また、「神分導師作法」の奥書には、

貳時・慶應二年寅九月吉旦 善満顕如

老衲拝書

紀之新庄行邑

山口

幸右衛門調

とある。さらに「初夜」と「仏名経」の奥書には

維時 慶應二年寅九吉辰 拝写

善満住侶顕如叟邦

紀之新庄行邑

山口幸右衛門發記之

と記載されている。いずれも巻子仕立てで箱に納めてあるので保存状態はよい。右によつてみると、慶應二年に写された鬼会式は善満(坊)に住んでいた顕如叟邦という僧が幸右衛門の依頼で筆写したことがわかる。また、明治二十二年に胎藏寺の豪清が「縁起作法」を筆写しているが、これは前に述べた「鬼会奉賀寄進帳」の存在とあわせて考えると興味深いものがある。

さて、西明寺に遺されている香水棒は長さ七七センチ、両端の小口の直径が四センチで三段に削り掛けをつけてある。ハゼの木を削つて作ったものと思われる。また、鬼や鬼の介錯が所持するとみられる松明が一本残っている。長さ九〇センチの堅木で、先端を深く割り込んで燃え易いようにしてあるが、この種の松明は他の六郷山寺院にはみられなかつたものである。さらにまた、同寺には御祈禱札を刷る版木が残されているが、そのうちの一枚には「修正鬼会札・元三大師の絵」「修正鬼会御祈禱札・西明寺」という文

字・絵が陽刻されている。

二 峯入り行 関係

今回の調査で峯入り行に関する記録を残している寺院はなかった。江戸時代寛延二年に峯入り行が再興されて以来、安永八年・寛政十一年・文化十四年・天保八年・嘉永六年と六回にわたって実施された際の柱銘・修札に記された入峯行者のなかにも、今回調査した六郷山寺院の名は見出せない。しかし、宇佐市・速見郡山香町・杵築市・西国東郡大田村のなかには、入峯行径路に含まれる寺・院・坊・岩屋・神社が少なくないことは「六郷山百八十三ヶ所靈場記」（大分県文化財調査報告書・第三十八輯『六郷満山関係文化財総合調査概要(二)』所収）によって明らかである。そのなかから今回の調査対象とした寺社を挙げるとつきのとおりである。

第四番 吉水山福昌寺（靈龜寺）

第七番 津波戸山海藏寺（水月寺）

第一四番 辻小野山西明寺

第二一番 天住山小武寺

第七三番 大田村石丸 地蔵院

第八〇番 大田村小野 龍華院

第八一番 大田村小野 葬師堂

第一八一番 奈多八幡宮

第一八三番 横城山東光寺

右のうちから仁安三年の「六郷二十八山本寺目録」に所載の寺をあげると、吉水山靈龜寺と津波戸山水月寺が中山本寺、横城山東光寺が中山本寺とされており、辻小野山西明寺は本山分末寺となつてゐる。ところで、前記の「百八十三箇所靈場記」には出ていなが、日出町赤松の願成就寺が末山分末寺として名を連ねてゐる。

さて、「太宰管内志」には靈龜寺について「宇佐郡兩戒村福昌寺より三町許上に吉水ノ神社あり、是靈龜寺の跡なり（中略）六郷山の僧徒峯入の時は、古来の例なればとて此處にて休息す」（豊前之十一・宇佐郡四）と記されている。また、津波戸山水月寺は仁聞菩薩が六郷山を開創するときに、華嚴・法蓮・躰能・覺満の四人とともに法華經を書写した靈窟として知られ、「為供ニ硯水」以筆指ニ岩面、「清水忽涌出而元旱不レ絶」（六郷満山略縁起）現在も山頂の岩屋の左隅に水が湧き出ていて、仁聞の硯水と伝えられている。ところで『豊鐘善鳴錄』によると、能行が津波戸山に參籠して修業を重ね、仁聞菩薩の示教を得て一八の靈場巡礼を復興したと記してあるが、ここは中山本寺の跡でもあり、入峯行に相應しい行場を備えている。

つぎに、辻小野山西明寺について『太宰管内志』は、鎌倉頃の文書に本山分本寺と記したもののあるのを記載してあるが、もし本寺の扱いを受けたとすれば当然峯入り行の対象とされていたに違いない。しかし、確証はない。さらに、大田村の地蔵院・龍華院・薬師堂については、峯入り行者が巡礼した事実があるかどうか、全く手掛りがない。

最後に、横城山東光寺は中山本寺であったから、鎌倉時代に入つていち早く大友氏に院主職を押領されたにしても、入峯行者の最後の行場として重きをなしていたと思われる。両子寺所蔵の「六郷開山仁聞大菩薩本記」に、能行が告示された峯入り行の道筋の最後が横城山となつてゐる点から、嘉永六年の写本で史料としては疑義が多いにしても、峯入り行の最終地点と考えてよいのではない。また同書に「後口山岩屋ヨリ」とある後山を「六郷山百八十三ヶ所靈場記」に記す第一番札所後山岩屋（金剛寺）とすれば、「本紀」は「靈場記」を踏まえて書かれたものと考えられる。ところが、『太宰管内志』によると、宇佐の御許山上の石体權現の手前に鳥居があつて、縄を張りめぐらして立入りを禁じてあるが、「豊後国東郷六郷二十八山の寺院二十一年に一度峯入りの時、此山

に来たり、注連を切ておくに入ると〔云〕（豊前之十・宇佐郡三・石体権現社）と記されているのをみると、入峯行の出発点は御許山と考えられるのである。六郷山寺院と宇佐八幡との関係からみて、後者の方が本来の姿ではあるまいか。事実、嘉永六年の峯入り行の出発点は御許山であった。（『国東半島史』・下巻・三三九頁）とすれば、「靈場記」で第一八一番に掲げた奈多八幡は、宇佐行幸会の最終地であるから、峯入り行者にとつても立寄らねばならぬ靈場であったに違いない。

以上、峯入り行に關係のある調査地について考察を試みたが、前回・前々回のような入峯行を立証する柱銘や修札は皆無で、現地調査の実績をあげることはできなかつた。なお、御許山については、今回は未踏査であつたが、以前登拝したことを付記しておく。

三そ の他

(1) 下山觀音堂について

大田村小ヶ倉に下山觀音堂がある。山腹の絶壁を背にした岩窟に觀世音菩薩を安置した厨子が祀られている。環境からみると六郷山岩屋に相応しいが、史料の裏付けはない。今回の調査で、尊容もさだかではないが一見して仏像と解る木像を発見した。ここが「靈場記」第六六番の岩屋堂跡とすれば、木像は不動明王であつた筈であり、第六七番東光寺とすれば、木像は薬師如来像ということになる。地理的には第六五番の三宮大明神から一〇丁の距離にあるのは、岩屋堂ということになるのだが、後日の課題としたい。

ところで、下山觀音は雨乞い祈願に靈験があり、厨子の背面と側面に祈願成就の墨書がある。それによると、雨乞祈願に際して、小ヶ倉の下山觀音像を下脅掛の木下古堂に勧請して祈願すると、靈験を得るとされていたことが解る。ここで、木下古堂が「靈場記」に示す距離からみて、第六七番東光寺に当るのでないかと思われるのだが、今は推量に過ぎない。なお、念のため厨子に記された祈願成就の墨書を次に掲げておくことにする。

雨乞祈願成就記（觀音像厨子背面に墨書）

明治廿七年八月非常ノ旱魃ニシテ畑作皆無ニ相成田面龜烈シ到底人力ノ及バザルニ付小ヶ倉觀世音ヲ木ノ下古堂へ御勧^(マツ)上ニ相成ニ夜三日田染村上野金福寺住職渡辺紹俊殿ヲ以祈願候処雨降村民一同相喜居り候依而御図子ヲ製作ス

西国東郡田原村大字下沓掛村^(マツ)

明治廿七年

製作人

八月廿六日

河野富平

同
(觀音像厨子の側面)

大正十五年八月三十一日旱天つゝく事五十日余田畠ノ作物悉ク枯死セントス到底人力ノ及ハサルニ付キ小ヶ倉觀世音様ヲ木ノ下古堂ニ御勧請満一周間石丸地藏寺早崎元昭師ヲ以テ請願候処満願ノ日ニ至リ大雨ヲ降シ賜ハル区民一同大ニ喜ブ

大正拾五年九月九日參籠ノ時之ヲ記ス

同
(縦四〇センチ・横二三センチの杉板に墨書きしてある)

時昭和五年八月大旱アリ。草木正ニ枯死、挙村雨乞ヲスレ共尚降雨ヲ見ズ。此処ニ我等講信仰セル下山準提觀世音菩薩ニ、二日間ノ祈願參籠。時希ナル哉。愛媛県越智郡日高村豊島ヒエ女ト云ヘル弘法大師行者ヨリ、共々ニ祈願ヲ込メシニ、三日間ニ夜中ニ降雨ヲ見ルベシ。故ニ□歌ノ盆踊リニヨリ仏ヲ讚歎スベシト豫言セシニ、果シテ二日目夜ノ二時頃□□聚雨來兩日ニ□□大雨ノ大利益アリ。是実ニ準提觀世音菩薩ト弘法大師ノ加護、不思議ノ靈感ニ依ル□ニ外ナラス。我等一同勸喜ス。

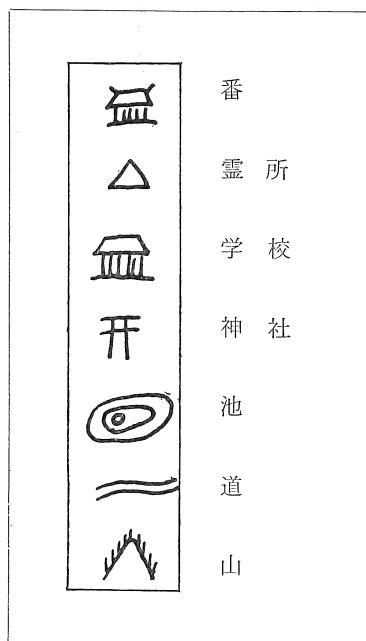
昭和五年八月廿七日

下　沓　掛　大　師　講

(2) 八八力所靈場繪図

弘法大師像を安置した祠堂や石像を靈場として八八カ所の礼所を巡拝していた例は多い。今回調査した日出町の蓮華寺にも「日出辻間 藤原 大神 川崎 八拾八箇所靈場大略図」が所蔵されていて、旧五カ町村を範囲とした靈場が設けられていたことを知り得る。本図は一紙の木版絵図で、方位は正確でないが、番数と靈場間の距離を示したものである。図中記載の地図記号（第2図参照）に学校を「文」としていい点よりみて、明治前期のものと推測される。當時蓮華寺を一番礼所とした八八カ所靈場巡りが、旧日出藩領内で現在の日出町内の各地を網羅した一日行程のものであった点に注目したい。

第2図 88カ所靈場大略図の凡例



蓮華寺は高野山の真言宗であるが、その創建については、異説があつて不明な点がある。大神氏の菩提所浮津密乗院の跡を、日出藩初代木下延俊が再建して蓮華院という住職を住ませた（日出藩圖跡考）とする説もある。同寺所蔵の絹本着色仏涅槃図および千手觀音立像は県指定有形文化財で、ともに鎌倉時代のものである。また、同寺の所蔵の古文書の中に「文政四巳五月・豊後国七郡豊前宇佐郡当山流修験諸補任控・豊後国袈裟頭蓮華院空静代」と表記した冊子があり、文政四年から嘉永三年に至る修験者の補任が記されている。同寺には修験関係の史料が多く保存されているが、近世に入つて真言宗系の当山派修験者が六郷山でも活躍していたことを示している。当山派は祈禱師的な里山伏であるから、山岳修験の天台宗六郷満山などのような交渉があったのか究明したいところである。

(3) 小 武 寺

天住山小武寺は山香町大字小武にあり、空也上人の創建と伝えられ、真言宗に属している。鎌倉・室町時代にかけて寺勢大いに振ったが、大友宗麟のとき破却されたといふ。ともあれ「元龜中大友臣徳永親宜重修」之（『豊後国志』卷之三）、慶長五年隆賢法印が之を修興した（『豊後速見郡史』三四四頁）。

同寺は俱利迦羅不動像（県有文）を安置してあるので有名であるが、現在は無住となっているため、地区の人が管理している。薬師堂に「弘化四丁未年正月吉祥日・現住空静代」と経箱に墨書銘のある大般若経が保存されている他、密教法具や仏涅槃図も地区で保管されている。堂内には百萬遍に用いる大珠数や版本が保存され、版本には「開運星守護・惡星退散・善星皆来」「回向祭・小武寺」などの文字を陽刻してあるのも、同寺が祈禱寺であつたことを示している。なお、現在同寺は無住のため、日出町の真言宗蓮華寺が住職を兼帶している。

四 終 り に

昭和五〇年度から三ヵ年計画で実施された六郷満山関係の総合調査に民俗部門担当として参加したので、調査に際しての問題点と今後の課題について、私見を述べてまとめとしたい。

すでに、前々回（『大分県文化財調査報告書』・第三十七輯）および前回（同・第三十八輯）の拙稿で述べてあるが、民俗調査には有形・無形のいずれの場合も、伝承者からの聞き取りが前提となるので、時間をかけなければ満足すべき結果を得ることができない。それも六郷満山文化を対象として、宗教民俗学からの究明をする場合には、現状の聞き取り調査だけでは不充分で、文献・史料を援用した現地調査が不可欠となる。しかも、六郷満山の実態を明らかにするためには、比叡山や各地の山岳信仰、近くは彦山・求

菩提山などの比較も重要な作業となる。

六郷満山文化が八幡信仰を基盤として、彦山や熊野修験の影響を受けて形成された点については、中野幡能先生の『八幡信仰史の研究』があるが、屋敷神や小一郎神・荒神信仰・先祖や村のまつりなど、国東半島内にのこっている宗教的民俗事象については、まだ不明な点が多い（和歌森太郎氏編『くにさき』の巻末に、くにさき関係の参考文献を掲載してあるので参照されたい）。これらの民俗事象が、六郷満山文化とどのような関わりをもち、如何に変化してきたか。あるいは全く無関係な信仰行事であったのかなど、解明すべき問題が多く残されている。しかし、今回の総合調査に際しては、地元市町村の予備調査にもとづいて、予定された物件・遺構・遺跡を主対象としたので、密教寺院の特色である急峻な山腹の寺跡踏査に時間を費すことが多かった。したがって、調査時間が必要とする民俗担当者としては、日程からみて聞き取り調査の時間と人に困難を予想したので、今回は六郷満山文化に直接関わりのある修正鬼会と峯入り行事に視点をしづつて調査を進め、報告をまとめた次第である。

なお、今回の調査地域内にも御田植祭や楽が存在している。前者は杵築市の奈多八幡宮と若宮八幡宮で毎年行なわれていて八幡信仰と農耕儀礼の結びつきを如実に示しており、後者も杵築市の若宮楽と山香町の立石楽が毎年執行されている。日出町の辻間楽は二〇数年来中絶されたままであるが、大正一四年刊行の『豊後速見郡史』によると「楽は旧藩時代郡内広く行なわれ、人数諸村一定せず、或は七十二柄あり、三十三がらあり、樂人は腰みのを着し、胸に鼓を着け、羽毛又は金銀紙にて飾りたる旗印様の杖矛を負い、神社の祭礼に之を行ふを常とす」（同書・三〇八頁）と記されていて、近年は衰えたが山間部では、なお行なっているとも記している。前記の三箇所の楽は、無形民俗文化財として県指定を受けているが、これらについては『大分県文化財調査報告・第十四輯「大分県の民俗芸能」』に報告されているので参照されたい。また、奈多八幡宮と若宮八幡宮の御田植も県指定を受けているが、後者については入江英親氏「若宮八幡社の御田植神事」（『大分県地方史』三号所収）、前者については直江広治氏の詳細な報告がある（前掲『くにさき』所収論文）。

ところで現存の樂以外に大正末期まで行なわれていた樂については、国東半島内にもその存在が知られているので、今のうちに掘り起こして、記録だけでも残しておきたいものである。

同様に、近世の六郷満山文化に深い関わりをもつ修験者や盲僧についても、早急に調査を進めるべきである。杵築藩の「寺社法拾録」（杵築市教育委員会所蔵）によると、文政四年まで領内には修験寺院が一五あり、山伏が八坂手永に一五人、安岐手永に一四人、小原手永に一〇人、竹田津手永に一人、両子手永に四人居住していたことがわかる。また、先述の日出町蓮華寺所蔵文書によつて、江戸時代中期以降の山伏・修験寺院の所在を知り得るので、六郷満山文化の解明に手掛りを得ることができよう。修験道は明治五年に廃止されたが、修験寺院や山伏はどうなったのか。現在では国東半島内には修験者は住んでいないようである。

盲僧にしても「寺社法拾録」には、八坂手永に三人、安岐手永四人、小原手永七人、来浦手永一人、竹田津手永二人、両子手永三人の計二〇人が記録されているが、現在では僅かに武藏町と国東町に三名のみとなつてゐる。当地の盲僧琵琶は天台仏説宗に属した成就院系玄清法流で、豊後琵琶を用いてゐる。近年はテレビで放映され、マスコミに乗つて注目を集めているが、CBSソニーから「国東の琵琶法師」と題した録音盤が出され、保存に貢献している。同盤には「三札」「懺悔文」「勧請文」「仏説大荒神秘密神呪経」「般若心経」「かまどの御本地」「仏説三宝大荒神施与福德円満陀羅尼経」「荒神和讃」「荒神真言」「回向」「三札」「地神和讃」「神降ろし」「法華經普門品」などが収録されているので、読経と琵琶の記録は、後世に永く伝えられることになった。しかし、問題は後継者である。修験者と同じく盲僧も、国東半島から姿を消すのではあるまいか。早急な対策が期待される所以である。と同時に、滅び去つた修験・盲僧の活動を掘り起こして記録化することも急務である。六郷満山文化の解明には、このような基礎的調査の積み重ねが必須条件となるからである。

付記

前回の報告書（大分県文化財調査報告書・第三十八輯『六郷満山関係文化財総合調査概要(一)』）一二六頁の私の記述について誤りがあつたので、この機会に訂正をしておきたい。

まず、九行目の「旧千燈寺は……火災で消失して」という点について、調査に同行された河野翠陰氏より「同寺は天正の兵火ののち火災の記録はない。明治初年に西の坊が焼け、その跡に現在の千燈寺が移つたもので、旧千燈寺の建物は朽ち果てたものである」とのご教示を受けた。そのとおりであるので訂正する。つぎに一二行目の「昔は三六坊を擁していたこともあり」についてもご叱正を受けたので、同氏の言われる如く「山六坊・里六坊の一二坊」と訂正したい。『太宰管内志』の「六郷山定額院主目録」に補陀落山千燈寺嶺松院の徒呂三十八箇所とあるのを記憶違いで記した次第で恥入っている。江戸時代の「天明年中六郷山寺院名簿」にも「天台宗六郷山寺院名簿」（両子寺藏）にも千燈寺の項に三六坊の記載はみられない。参考までに後者の記載を紹介すると、千燈寺の坊中としては西之坊、下払坊があげられ「檀那七十軒三坊配当」とあり、支配末寺としては平等寺・金光寺・真覚寺の三カ寺を記してあるのみである。

〔編者注〕 本書一四八頁に「日出町の辻間楽は二〇数年来中絶されたままであるが……」と記しているが、これは調査当時の状況を記したものである。昭和五十六年三月に日出町辻間楽愛護少年団の手によって華々しく復活したので付記する。



西明寺の鎮鬼面



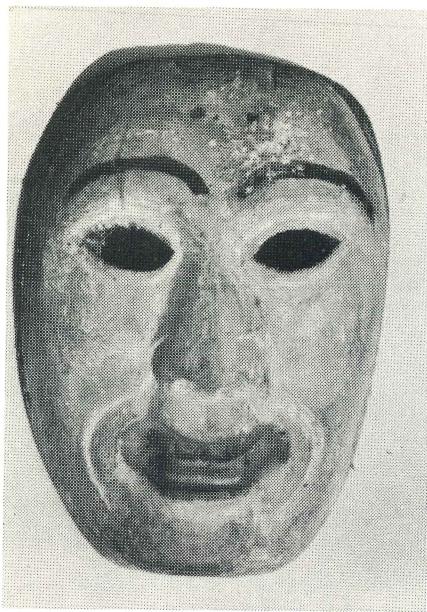
西明寺で使っていた鬼会式（慶応2年
筆写されたもの）



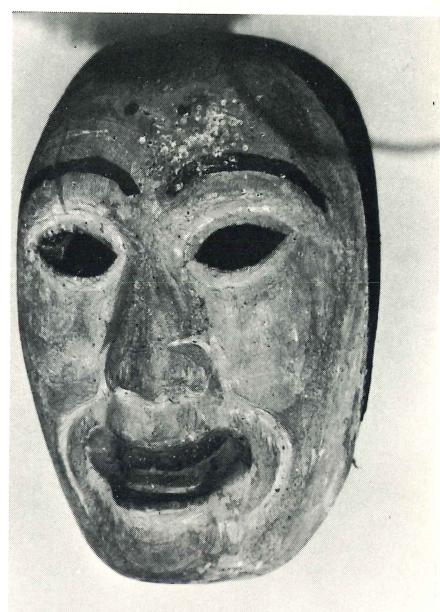
西明寺の災払鬼面



西明寺の荒鬼面



東光寺の鈴鬼（女鬼面）



東光寺の鈴鬼（男鬼面）



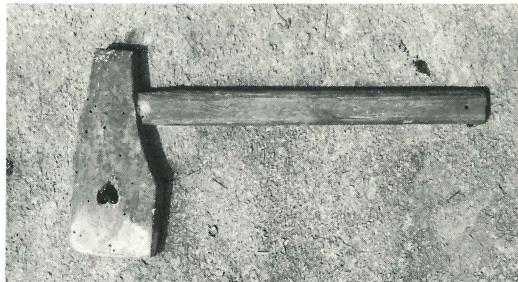
西明寺の鈴鬼（女鬼面）



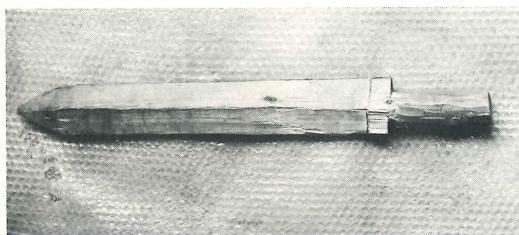
西明寺の鈴鬼（男鬼面）



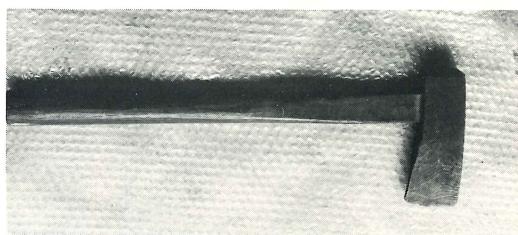
東光寺・荒鬼の槌



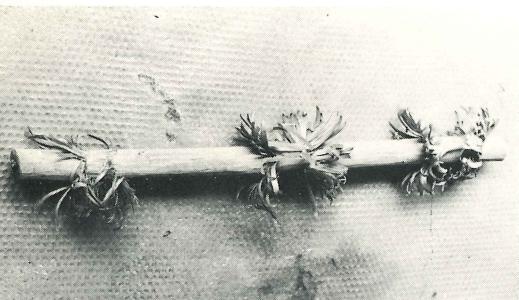
東光寺・災払鬼の斧



西明寺・鬼の採り物（不動刀）



西明寺・災払鬼の斧



西明寺・鬼会に用いる香水棒



東光寺・鬼会御符の版木



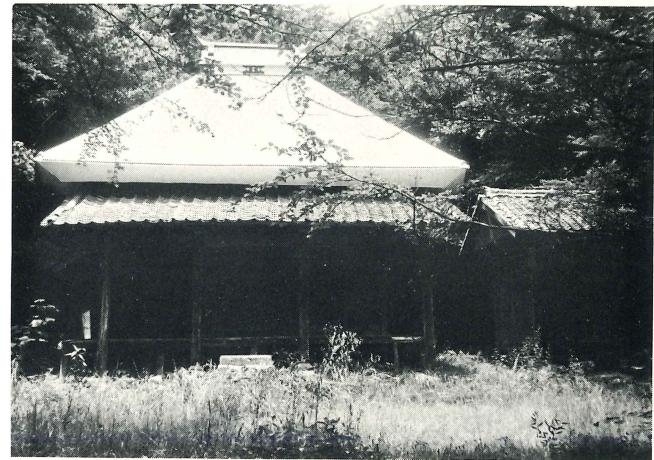
西明寺・荒鬼の上衣



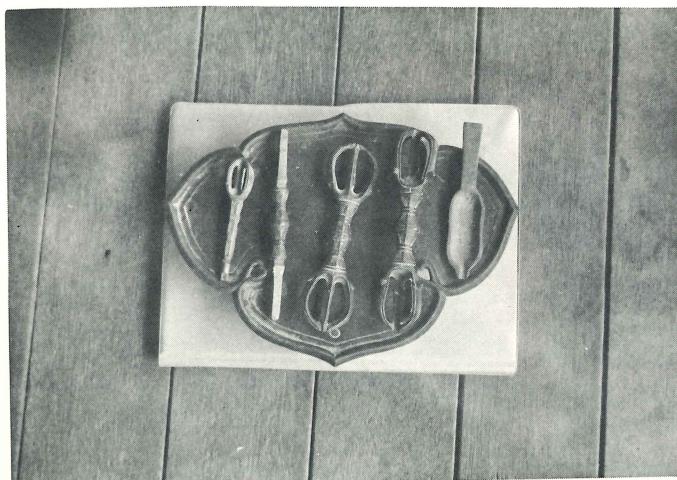
西明寺・鈴鬼の上衣



大田村小ヶ倉の下山觀音堂



辻小野山西明寺本堂



小武寺の密教法具



願成就寺・牛馬安全
祈禱札の版木

大分県文化財調査報告 第六十二輯

六郷満山関係文化財総合調査概要(三)

—杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の部—

昭和五十七年三月二十日 印刷

昭和五十七年三月三十一日 発行

編集 大分県教育庁文化課
発行 大分県教育委員会
印刷 明治印刷株式会社